

大個審答申第 162 号
令和 4 年 9 月 28 日

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市個人情報保護審議会
会長 金井 美智子

個人情報保護制度の見直しについて（答申）

大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号）第 59 条第 2 項の規定に基づき、令和 4 年 3 月 30 日付け大総務第 e-464 号及び同月 31 日付け大市民第 1186 号により諮問のありました件について、別添のとおり答申いたします。

個人情報保護制度の見直しについて
(答 申)

令和4年9月

大阪市個人情報保護審議会

答 申 に あ た っ て

大阪市個人情報保護条例は、平成 6 年 12 月の「総合的な個人情報保護制度のあり方について（答申）」を受け、平成 7 年 3 月 16 日に公布、同年 10 月 1 日に施行された。その後、平成 15 年 5 月 30 日に「個人情報の保護に関する法律」をはじめとする個人情報保護関連 5 法が公布されたことに伴い、平成 16 年 10 月の「個人情報保護制度の見直しについて（答申）」を受け、平成 17 年 3 月 2 日に同条例の大幅な改正が行われるなどして、これまで、大阪市においては、同条例に基づいて個人情報保護制度が適正に運用されてきた。

今般、令和 3 年 5 月 19 日に「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布されたことにより、これまでの「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」の各法を、「個人情報の保護に関する法律」に統合するとともに、個人情報保護とデータ流通の両立を図るための全国的な共通ルールを定めることを主旨とする同法の改正が行われ、令和 5 年 4 月以降、同法が地方公共団体にも直接適用されることになった。そうした状況のもと、令和 4 年 3 月 30 日及び同月 31 日付けで、大阪市長より、従来の制度運用を踏まえつつ同法との整合を図る観点から、個人情報保護制度の見直しについて諮問を受け、当審議会は、11 回にわたって審議を進めてきた。

本答申は、同諮問の趣旨を踏まえ、今後の大阪市における個人情報保護制度にかかる規律の整備に向けての提言を取りまとめたものである。具体的には、大阪市がこれまで個人情報保護条例に基づく独自の制度として運用してきた個人情報の取扱いのルールや開示請求等の個人情報保護のための制度を、新たに適用される個人情報の保護に関する法律のもとでも可能な限り維持するとともに、同法の適用により新たに設けられる個人情報ファイル簿による保有個人情報の管理、行政機関等匿名加工情報の提供に係る制度を適切に運用すべきこと、また、適正な保有個人情報の取扱いのため、同条例に基づいて行ってきた大阪市個人情報保護審議会への諮問の手續に代わる審議会への事後報告等の制度の創設を検討すべきこと等を示している。

今後、大阪市においては、本答申の趣旨を十分に尊重し、条例改正等の必要な措置を講じるなど、個人情報保護制度の維持及びより一層の充実に努められることを期待する。

最後に、本答申を取りまとめるに当たり、熱心にご検討を頂いた委員各位に心から感謝を申し上げる。

令和 4 年 9 月

大阪市個人情報保護審議会

会 長 金 井 美 智 子

目 次

1	総則・定義等	1
(1)	個人情報の定義	1
(2)	条例要配慮個人情報	2
(3)	実施機関	3
(4)	一般的責務規定	4
2	個人情報の取扱いの制限	6
(1)	収集（保有）の制限	6
(2)	利用目的の変更	8
(3)	利用及び提供の制限等	9
(4)	電子計算機処理の制限及び電子計算機結合の制限	10
(5)	漏えい等の報告及び本人通知	12
(6)	適正な管理・安全管理措置	13
3	個人情報ファイル簿の取扱い等	15
(1)	個人情報ファイルの保有等に関する事前通知	15
(2)	個人情報取扱事務に係る届出（現行制度）の取扱い	15
(3)	個人情報ファイル簿の作成及び公表の対象とする個人情報 ファイル	16
4	保有個人情報の開示請求等	18
(1)	任意代理人による開示請求等	18
(2)	不開示情報の範囲	19
(3)	開示決定等の期限	24
(4)	開示請求等に係る手数料	25
(5)	保有個人情報に係る訂正請求権及び利用停止請求権の対象	25
(6)	訂正請求における事実を証する資料の添付	27
(7)	裁量的開示の事後報告	28
(8)	存否応答拒否の事後報告	29
5	保有個人情報の取扱いに係る情報提供の申出	30
6	行政機関等匿名加工情報の提供等	32
7	審議会の役割・位置付け・構成に関して	35
(1)	審査請求案件に係る調査審議に関して	35
(2)	保有個人情報の取扱いに係る審議会の関与に関して	38
(3)	審議の観点に関して	39
8	事業者等の取り扱う個人情報の保護に関して	41
(1)	事業者が扱う個人情報の保護への関与について	41
(2)	出資法人等に関する大阪市が特に関与すべき事項について	41
(3)	指定管理者に関する大阪市が特に関与すべき事項について	42

9	その他	4 4
	(1) 適用除外等	4 4
	(2) 施行状況の公表等	4 5
	(3) 罰則等	4 6

—資 料—

- 1 個人情報保護制度の見直しについて（諮問）
（令和4年3月30日付け大総務第e-464号）
個人情報保護制度の見直しについて（諮問）
（令和4年3月31日付け大市民第1186号）
- 2 大阪市個人情報保護審議会委員名簿
（令和4年4月1日現在）
- 3 答申に至る審議経過
- 4 大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）
- 5 個人情報の保護に関する法律
（平成15年法律第57号【令和5年4月1日施行】）

1 総則・定義等

(1) 個人情報の定義

令和5年4月1日以降地方公共団体等にも適用される個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「改正個人情報保護法」という。）で定める「個人情報」の定義とは異なる定義を、条例により定めることは許容されないところ、今後も現行の大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号。以下「現行条例」という。）で定める「個人情報」の解釈を維持することは可能であることから、同法で定める定義に従うことが適当である。

[関係規定]

現行個人情報保護条例	第2条
改正個人情報保護法	第2条、第60条

[説明]

現行条例では第2条第2号アにおいて、「個人情報」を「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」と定義しているが、改正個人情報保護法第2条第1号においては、「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」と定義しており、照合の「容易性」（以下「容易照合性」という。）という要件が加わることになる。

この点、個人情報保護委員会によれば、「容易照合性」とは、「通常の事務や業務における一般的な方法で、他の情報と容易に照合することができる状態」をいい、例えば、照合にあたって他の行政機関等や事業者への照会を要するような場合等であって照会が困難な状態は含まれないものとされている（「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」（以下「ガイドライン（行政機関等編）」という。）13頁）。

また、この「容易照合性」の要件が設けられることにより、改正個人情報保護法の「個人情報」に該当しないこととなる情報の具体例としては、①匿名加工情報、②外部から取得した仮名加工情報（照合表を取得していない場合）、③提供元では個人を識別できないが提供先で個人を識別可能となる情報の3種類が想定されるとされている。

確かに、その内容や性質によっては識別性の判断に特段の配慮が必要な情報は存在すると考えられるが、現行条例下における取扱いとしても、例えば、親族、知人等関係者が知り得る情報との照合を要する場合については、一般的な方法により他の情報と容易に照合することができるものと解して運用していること、国が「容易照合性」の要件により「個人情報」に

該当しない情報の具体例として示している①匿名加工情報、②外部から取得した仮名加工情報（照合表を取得していない場合）、③提供元（大阪市を想定する。）では個人を識別できないが提供先で個人を識別可能となる情報について、これらは現行条例における「個人情報」にはあてはまらないと考えられることから、改正個人情報保護法適用後においては、同法で定める「容易照合性」の要件を備えた「個人情報」を取り扱うこととしても、これまでの現行条例下での取扱いと比較して、実質的な差異はないと考えられる。

（２）条例要配慮個人情報

- １ 現行条例の「センシティブ情報」と、改正個人情報保護法の「要配慮個人情報」との間には、各々に含まれる項目について、文言上の差異があるものの、これらについては、特段の措置は不要である。
- ２ 現行条例及び改正個人情報保護法には規定されていない項目としては、今般社会的に課題提起がなされている性的少数者に対する偏見や差別に結びつくおそれがある情報があり、これについては「条例要配慮個人情報」として条例に定めることも検討の余地がある。

【関係規定】

現行個人情報保護条例	第２条
改正個人情報保護法	第２条、第６０条

【説 明】

現行条例第２条第４号は、その取扱いに特に配慮を要する個人情報（「要配慮個人情報」）を定めるとともに、同第６条第２項において、特に個人の権利利益にかかわりが深く、重大な権利利益の侵害に結びつく可能性が高いと考えられる「思想」、「信条」及び「宗教」に関する個人情報並びに「人種」、「民族」、「犯罪歴」その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報（いわゆる「センシティブ情報」）を列挙し、原則として収集を禁止することを定めている。

一方で、改正個人情報保護法は、第２条第３項において、その取扱いに特に配慮を要する個人情報（「要配慮個人情報」）を定めるとともに、同法第６０条第５項において、上記「要配慮個人情報」を除く個人情報のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報について、別途条例で定めることができる（「条例要配慮個人情報」）旨を定めている。

まず、現行条例第２条第４号の定める「要配慮個人情報」と改正個人情

報保護法第2条第3項の定める「要配慮個人情報」とは、その内容において同一であり、この点については、同法適用後は、同法を施行し、大阪市独自の個人情報の保護に関する規定を定める条例（以下「法施行等条例」という。）による特別な措置は不要と考えられる。

一方、現行条例において定めている「センシティブ情報」と改正個人情報保護法第2条第3項が定める「要配慮個人情報」との間には若干のずれが存在し、具体的には「センシティブ情報」のうち、「思想」、「宗教」、「民族」については、同法の「要配慮個人情報」としては明記されていないことから、これらの事項に係る個人情報を、法施行等条例において「条例要配慮個人情報」として定めることが考えられる。しかしながら、個人情報保護委員会より示されている解釈によれば、「思想」、「宗教」は改正個人情報保護法の「信条」に、「民族」は同法の「人種」に、それぞれ解釈上含まれるものであると解される（「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（以下「事務対応ガイド（行政機関等向け）」という。）46頁）こと、先に述べたとおり、改正個人情報保護法において「条例要配慮個人情報」は法の「要配慮個人情報」には該当しないことが前提として規定されていること（同法第60条第5項）から、これらの項目については、「条例要配慮個人情報」としては定めず、法の規定の文言の解釈の中で、「要配慮個人情報」として取り扱うことで良いと考える。

なお、現行条例及び法に規定はないが、今般、個人情報の取扱いにも関わりのある社会的関心の高い項目として、性的少数者に対する差別の問題が挙げられる。こういった項目に係る個人情報を「条例要配慮個人情報」として定めておくことが考えられる。その他、大阪市が取り組んでいる政策の内容も確認の上で、大阪市が対外的にその取組みを積極的に示しておきたい項目について、「条例要配慮個人情報」として、別途法施行等条例に明記することが考えられる。

（３）実施機関

議会については、その独立性、自主性が十分尊重されるべきであり、議会自身の自主的な判断により、個人情報の保護が図られることを期待するが、大阪市全体としての個人情報の取扱いに関するルールの一統化の観点から、法施行等条例においては、議会を実施機関に位置付けることが望ましい。

〔関係規定〕

現行個人情報保護条例	第2条
改正個人情報保護法	第2条、第60条

〔説 明〕

現行条例第2条第1号では、個人情報保護制度を実施する機関として、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長等とともに、議会（議長）についても実施機関とし、現行条例の適用の対象としている。

一方、改正個人情報保護法第2条第11項では、地方公共団体の機関から議会が除外されている。この趣旨について、個人情報保護委員会からは「国会や裁判所と同様、議会においては、自律的な対応のもと個人情報の適切な取扱いが図られることが望ましいことから、法が定める規律の適用対象とされないものである。」との見解が示されている（「ガイドライン（行政機関等編）」2頁）。

この趣旨を踏まえれば、大阪市としても、議会については、現行条例の定める制度を維持する等、改正個人情報保護法とは別の独自の規律により、個人情報保護の制度を運用していくことも一つの選択肢といえる。

しかしながら、議会を含めた大阪市という地方公共団体を一体としてみたとき、議会とその他の実施機関との間で、その保有する個人情報の取扱いに関するルールが異なることは、市民にとって分かりにくく、混乱をきたすおそれがあることから、大阪市全体として、個人情報の取扱いに係るルールを統一化しておく必要性が高いと考えられる。

また、改正個人情報保護法が議会をその適用対象から除外しているとしても、議会がその自律的な判断の下で、改正個人情報保護法の規定に則ってその保有する個人情報を取り扱うことは、否定されるものではないと考えられる。

さらに、大阪市の議会としても、今回の法改正の趣旨を踏まえ、大阪市全体として、改正個人情報保護法の規定の下、統一的な取扱いを図りたいとの意向が示されているところでもある。

そこで、議会も法施行等条例上の実施機関と位置付け、大阪市全体として、改正個人情報保護法の定める統一的なルールの下、保有個人情報を取り扱ってゆくことが望ましい。

なお、議会も改正個人情報保護法に従った個人情報の取扱いを行うとした上での、具体的な規律の方策（議会を実施機関の一つとして、大阪市全体として一つの法施行等条例によりルールを定めるのか、議会とその他の実施機関との間で条例を分けるのか等）について十分に協議・調整の上、適切に対応されたい。

（４）一般的責務規定

改正個人情報保護法において明記されない「事業者の責務」及び「市民の責務」については、法施行等条例においても特段定めておく必要性は乏しい。
--

〔関係規定〕

現行個人情報保護条例	第3条、第4条、第5条
改正個人情報保護法	第4条、第5条、第6条

[説 明]

現行条例第3条は実施機関等の責務を、第4条は事業者の責務を、第5条は市民の責務を、各々定めているが、これらの内容と同趣旨の規定として、改正個人情報保護法では第3条において包括的な基本理念を、第4条において国の責務を、第5条において地方公共団体の責務を、第6条において政府の責務を定めるのみであり、同法には、事業者（同法で言う「個人情報取扱事業者」。）及び市民（国民）の責務については明示的な規定は存在しない。

この点、現行条例第3条第1項乃至第3項の規定する責務の内容については、改正個人情報保護法第3条及び第5条において読み込むことができると解され、また、現行条例第3条第4項の定める責務の内容については改正個人情報保護法第67条が同趣旨の内容を定めていると解される。したがって、現行条例第3条の定める責務に関しては、改正個人情報保護法適用後は同法の規定に委ねることで支障はなく、法施行等条例における特段の措置は不要と考えられる。

また、現行条例第4条及び第5条の定める事業者及び市民の責務については、その内容からして、事業者及び市民に対して具体的な法的義務を課す性質のものではなく、条例の基本理念を踏まえた努力義務を示すに留まるものであるから、改正個人情報保護法第1条及び第3条において読み込むことができると考えられる。

なお、個人情報保護委員会からは、法の目的や規範に反することがなく、また、事業者や市民の権利義務に実体的な影響を与えることがない限りにおいては、法施行条例上に独自の理念規定を設けることは妨げられないとの見解が示されているところであり（「個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）」（以下「Q&A（行政機関等編）」という。）A9-1-1）、このことから、改正個人情報保護法に明記されていない「事業者の責務」、「市民の責務」を法施行等条例に規定しておくこともあり得るが、同条例のみを見たとき、実施機関側の責務には何ら触れていないにもかかわらず、「事業者の責務」や「市民の責務」のみを明記していることについての不均衡という課題もあると考えられる。

以上のことからすれば、「事業者の責務」及び「市民の責務」については、改正個人情報保護法第1条及び第3条において読み込むこととし、法施行等条例においては、特に規定しておく必要性は乏しいと考えられる。

2 個人情報の取扱いの制限

(1) 収集（保有）の制限

- 1 個人情報の収集（保有）にあたっては、改正個人情報保護法の規律によりつつ、現行条例上の収集制限に係る規定の趣旨を踏まえた適切な運用を行うことが適当である。
- 2 上記1を担保するための、現行条例の定める大阪市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）への諮問に代わる手法としては、①制度所管部署への事前相談、②審議会への事後の報告が考えられる。
- 3 上記2の手続をいかなるレベルで定めるか（法施行等条例か、規則か、運用に係る手引きか等）については、関係部署と協議の上で適切に対応すべきである。

[関係規定]

現行個人情報保護条例	第6条、第7条
改正個人情報保護法	第61条、第62条、第64条

[説 明]

1 保有の制限について

現行条例の定める個人情報の収集に係る一般的な制限は、改正個人情報保護法において、個人情報の保有に係る制限として規定されている（同法第61条、第64条。）。

この点、改正個人情報保護法の「保有」には、現行条例の定める「収集」も含まれると解されることから、同法適用後、実施機関が個人情報を収集するにあたっては、同法第61条及び第64条の規定に従いつつ、その範囲において、現行条例の規定の趣旨を踏まえた適切な方法で「収集」を行うことが必要である。

そのためには、個人情報の収集にあたっての改正個人情報保護法の定める要件である「保有の必要性」、「利用目的の特定」、「目的の達成に必要な範囲」の解釈を適切に行う必要があると考えられるが、今回の法改正の趣旨からは、これらの要件へのあてはめの判断は、各実施機関において主体的に判断を行ってゆくことが求められる（改正個人情報保護法適用後は、これらの要件へのあてはめについて、審議会に典型的に諮問を行うことは許容されないことになる。）ところである。

そこで、実施機関においてその判断に疑義が生じた場合の制度所管部署（大阪市総務局行政部行政課情報公開グループ（以下「情報公開グループ」という。）が担うことになると想定される。）への速やかな事前相談を可能にする体制を構築することや、収集を行った場合において、事後、定期的に案件の概要を審議会に報告させる制度等の構築を検討すべきである。

なお、上記各制度をいかなるレベルで規定するかについては種々の考え方があり得るが、事前相談に関しては内規レベルで、審議会への事後的な報告については条例レベルで規定することが考えられる。この点については、関係部署と協議の上で、適切に対応されたい。

また、審議会への事後の報告についても、実施機関の担当者が審議会に出席して個々の案件毎に報告するのか、それとも、制度所管部署において一定の取りまとめを行った上で同部署から審議会に報告を行い、必要に応じて審議会としての意見を述べるのか、といった二つの大きな方法があると考えられる。

2 本人外収集の制限について

現行条例は、実施機関による個人情報の収集について、その本人から収集することを原則とし、法令等に定めがある場合や本人の同意がある場合等の事由がある場合に限り、本人以外からの収集を可能としている。さらに、一定の場合には、その収集にあたって審議会への諮問を要するものとしている。

一方、改正個人情報保護法では本人収集の原則は規定されておらず、また、本人収集の原則を法施行等条例で明示的に定めることは、既に同法が定めている個人情報の保有（収集）に係る事項と重複する事項を定めることになり得ることから、許容されないとされている。

この点、現行条例による本人収集の原則の趣旨は、個人情報の適切な取扱いを企図するものであるところ、このような目的は、改正個人情報保護法第 61 条等の適切な運用によって達成し得るとされている。

そこで、現行条例の定める「本人収集の原則」について、法施行等条例では明示的に定めを置かないとしても、同原則の趣旨を踏まえ、本人からの収集ではない場合においては、改正個人情報保護法第 61 条等の適用をより慎重に検討する等、現行条例の規定の趣旨を踏まえた、適切な法解釈による取扱いが必要と考える。

このため、実施機関において判断に疑義が生じた場合の支援として、上記 1 に述べた、制度所管部署への速やかな事前相談を可能とする体制の構築が必要である。

また、現行条例において審議会への諮問を要するとされている取扱いが、改正個人情報保護法の下では許容されないことの代替手段として、現行条例において審議会への諮問事項とされている項目については、同法適用後は審議会への事後的な報告の対象にすることを検討すべきである。

3 「センシティブ情報」の収集制限について

現行条例は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報（「センシティブ情報」）につき、原則として実施機関による収集を禁止し、法令等に定めのある場合等、一定の場合に限ってその収集を認める（現行条例第 6 条第 2 項）とともに、さらに一定の場合には、審

議会への諮問を要するものと定めている（現行条例第6条第4項）。

一方、改正個人情報保護法には、このような特定の情報に限定した上での特的な収集制限の規定はなく、この「センシティブ情報」と概ね類似の情報である「要配慮個人情報」（同法第2条第3項）や、各地方公共団体が別途定めることとされている「条例要配慮個人情報」（同法第60条第5項）の保有（収集）について特別の制限を法施行等条例で定めることは、法の規律に抵触する規律を定めるものであり、同法の委任規定も置かれていないことから、許容されないとされているところである。

この点、現行条例が一定の情報に関して特別な収集制限の規定を設けている趣旨は、上記2と同様、個人情報の適切な取扱いを企図するものであるところ、このような目的は、改正個人情報保護法第61条等の適切な運用によって達成し得るとされている。

そこで、現行条例の定める、「センシティブ情報」の収集禁止の原則について、法施行等条例では明示的に定めを置かないとしても、同原則の趣旨を踏まえ、このような情報を収集する場合においては、改正個人情報保護法第61条等の適用をより慎重に検討する等、現行条例の規定の趣旨を踏まえた、適切な法解釈による取扱いが必要と考える。

このため、実施機関において判断に疑義が生じた場合の支援として、上記1に述べた、制度所管部署への速やかな事前相談を可能とする体制の構築が必要である。

また、現行条例において審議会への諮問を要するとされている取扱いが、改正個人情報保護法の下では許容されないことの代替手段として、現行条例において審議会への諮問事項とされている項目については、同法適用後は審議会への事後的な報告の対象にすることを検討すべきである。

（2）利用目的の変更

- 1 改正個人情報保護法により新たに規定された保有個人情報の利用目的の変更にあたっては、同法の規律によりつつ、現行条例上の収集制限に係る規定の趣旨を踏まえた適切な運用を行うことが適当である。
- 2 利用目的の変更の要件である「相当の関連性」の判断については、その適正な判断を担保するため、①制度所管部署への事前相談、②審議会への事後の報告を求めることが考えられる。
- 3 上記2の手続をいかなるレベルで定めるか（法施行等条例か、規則か、運用に係る手引きか等）については、関係部署と協議の上で適切に対応すべきである。

[関係規定]

現行個人情報保護条例	規定なし
------------	------

【説 明】

現行条例は、実施機関が個人情報を収集する際に当該情報を取り扱う事務の目的を明確にし、その事務の目的の達成に必要な範囲で当該情報を収集すべきことを定めており（現行条例第 6 条第 1 項）、目的の変更を許容する規定はない。

一方、改正個人情報保護法は、実施機関が個人情報を保有（収集）するに際して、その利用目的をできる限り特定し、当該利用目的の範囲内での当該個人情報の保有を求めているものであるところ（同法第 61 条第 1 項、第 2 項）、従前の利用目的との間で相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲において、利用目的の変更を許容する規定を置いている（同法第 61 条第 3 項）。

この点、法施行等条例において、現行条例上定めのない、個人情報の利用目的の変更を否定することは、改正個人情報保護法に抵触する規律を定めるものとして、許容されないと考えられるが、変更の要件である「相当の関連性」の判断について、実施機関による適正な運用がなされなければ、利用目的の変更が際限なく広い範囲で行われるおそれがある。

そこで、この「相当の関連性」の有無についての適正な判断を担保するため、利用目的の変更に際しては、制度所管部署への事前相談を行うことを求めることが考えられる。

また、「相当の関連性」の判断は一定の法解釈を含むものであることから、審議会への諮問を求めることは許容されないと解されるも、それに代えて、利用目的の変更を行ったケースについて、事後、定期的に、審議会への報告を求める等の仕組みを構築するのが適当と考えられる。

（３）利用及び提供の制限等

- 1 保有個人情報の利用及び提供については、改正個人情報保護法の規律によりつつ、現行条例上の利用及び提供の制限に係る規定の趣旨を踏まえた適切な運用を行うことが適当である。
- 2 上記 1 を担保するための、現行条例の定める審議会への諮問に代わる手法としては、①制度所管部署への事前相談、②事後の審議会への報告が考えられる。
- 3 上記 2 の手続をいかなるレベルで定めるか（法施行等条例か、規則か、運用に係る手引きか等）については、関係部署と協議の上で適切に対応すべきである。

【関係規定】

現行個人情報保護条例	第 10 条
改正個人情報保護法	第 69 条

[説 明]

現行条例第 10 条は保有個人情報を取り扱う事務の目的について、改正個人情報保護法第 69 条は保有個人情報の利用目的について、それぞれ、これらの目的の範囲内で保有個人情報を実施機関内部で利用し、また、実施機関の外部へ提供することを原則とし、一定の場合において、これらの目的の範囲を超えた利用、また目的の範囲を超えた提供を許容することを定めている。

この、例外的に目的の範囲を超えた利用、提供が許容される一定の場合について、現行条例と改正個人情報保護法との間では概ね一致しているところではあるが、1 点、大きく異なる点としては、同法では、「出版、報道等により公にされている」場合が目的の範囲を超えた利用、提供を許容する場合として規定されていないことがあげられる。この点については、同法の規定による方が、個人情報の保護に資する（目的の範囲を超えた利用、提供が許容され難い方向に向かう）と考えられるため、この目的の範囲を超えた利用、提供については、同法の規定に基づいて運用することに特段の支障はないと考えられる。

もっとも、目的の範囲を超えた利用、提供が許容される事由として改正個人情報保護法にあげられている、当該個人情報を利用、提供する「相当の理由」（同法第 69 条第 2 項第 2 号、第 3 号）や、「特別の理由」（同項第 4 号）の判断については、これが不当に拡大解釈されないよう、適正な解釈・運用を行う必要がある。

そこで、これらの事由への該当性を判断するに際しては、制度所管部署への事前相談を行うことを求めることが考えられる。

また、このような「相当の理由」、「特別の理由」の判断は一定の法解釈を含むものであることから、これらへの該当性に関して、審議会への諮問を求めることは許容されないと解されるも、それに代えて、「相当の理由」、「特別の理由」に該当するものとして、目的の範囲を超えて個人情報の利用、提供を行ったケースについて、事後、定期的に、審議会への報告を求める等の仕組みを構築するのが適当と考えられる。

(4) 電子計算機処理の制限及び電子計算機結合の制限

- 1 保有個人情報に係る電子計算機処理については、引き続きその適正な運用を図るため、審議会への諮問に代わる適切な方法（①制度所管部署への事前相談、②事後の審議会への報告等）を定めることを検討すべきである。
- 2 保有個人情報に係る電子計算機結合については、引き続きその適正な運用

を図るため、審議会への諮問に代わる適切な方法（①制度所管部署への事前確認、②事後の審議会への報告等）を定めることを検討すべきである。

[関係規定]

現行個人情報保護条例	第 9 条、第 12 条
改正個人情報保護法	規定なし (関連：第 66 条、第 69 条、第 70 条)

[説 明]

1 電子計算機処理の制限について

現行条例第 9 条第 1 項は、実施機関が新たに個人情報の電子計算機処理を行おうとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない旨定めている。

一方、改正個人情報保護法は、電子計算機処理に特化した制限の規定は一切設けておらず、また、法施行等条例により、電子計算機処理に関して特別な制限を課す規定や、類型的に審議会等への諮問を要するものとする規定を定めることは許容されないとされており、その趣旨としては、改正個人情報保護法上、同法第 66 条、第 69 条第 2 項、第 70 条の規定の適正な運用により、オンライン・オフラインを問わず必要な保護が図られており、オンライン化や電子化のみに着目した特則は設ける必要がないからであるとされている。

この点、大阪市では、電子計算機処理における情報の集中、結合、検索の容易性等から、マニュアル処理に比較して情報漏えい等の問題が発生した時の影響がより深刻なものとなるおそれがあることに鑑み、個人情報の電子計算機処理に際し、例外なく事前に審議会の意見を聴くこととしてきた経過がある。このことを踏まえると、今後も個人情報保護の観点からは、引き続き、個人情報の電子計算機処理について、審議会が一定のチェック機能を果たす役割を担うことが望ましいと考えられる。

そこで、改正個人情報保護法適用後においては、個人情報の電子計算機処理を行うことにつき、例えば、①制度所管部署への事前相談を求めること、②事後、定期的に、その期間での当該処理の状況について、審議会への報告を求めること等、当該処理の適切な取扱いが引き続き担保される手続を、何らかの形で定めておくことを検討すべきである。

2 電子計算機結合の制限について

現行条例第 12 条第 1 項は、保有個人情報の電子計算機処理を行うにあたり、大阪市の他の機関若しくは国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人又は本人以外のものと通信回線により電子計算機を結合することを原則として禁止しているが、公益上、特に必要があると認められる場合には、あらかじめ審議会の意見を聴いたうえで、例外的に結

合を認めることとしている。

一方、改正個人情報保護法においては、上記 1 で示したとおり、個人情報の電子計算機処理に特化してその取扱いを制限する規定は設けておらず、また、法施行等条例により、電子計算機結合に関して特別な制限を課す規定や、類型的に審議会等への諮問を要件とする規定を定めることは許容されないとされており（「ガイドライン（行政機関等編）」70 頁、74 頁）、その趣旨としては、改正個人情報保護法第 66 条、第 69 条第 2 項、第 70 条の定める安全管理措置や第三者提供の制限等に関する規定の適正な運用により、オンライン・オフラインを問わず必要な保護が図られており、オンライン化や電子化のみに着目した特則は設ける必要がないからであるとされている。したがって、改正個人情報保護法適用後は、現行条例第 12 条の定める電子計算機結合に係る制限を法施行等条例上定めることはできなくなる。

この点、上記 1 でも述べたとおり、大阪市では、電子計算機処理における情報の集中、結合、検索の容易性等から、マニュアル処理に比較して情報漏えい等の問題が発生した時の影響がより深刻なものとなるおそれがあることに鑑み、電子計算機処理に際し、例外なく事前に審議会の意見を聴くこととしてきた経過がある。このことを踏まえると、今後も個人情報保護の観点からは、引き続き、個人情報に係る電子計算機結合について、審議会が一定のチェック機能を果たす役割を担うことが望ましいと考えられる。

そこで、改正個人情報保護法適用後においては、個人情報の電子計算機結合を行うことにつき、例えば、①制度所管部署への事前相談を求めること、②事後、定期的に、その期間での当該結合の処理の状況について、審議会への報告を求めること等、当該結合の適切な取扱いが引き続き担保される手続を、何らかの形で定めておくことを検討すべきである。

（５）漏えい等の報告及び本人通知

- 1 改正個人情報保護法第 68 条の規定に基づく個人情報保護委員会への報告や本人への通知の事務を新たに行う一方で、現在大阪市の内部で要領に基づき行っている個人情報の取扱い事務に係る事務処理誤りの公表等の事務も引き続き存続させることが適当である。
- 2 なお、改正個人情報保護法第 68 条の規定に基づく報告を要する案件については、現在大阪市の行っている定期的な案件の公表とは別に、再発防止策等の報告を行うことを検討すべきである。

〔関係規定〕

現行個人情報保護条例	規定なし
改正個人情報保護法	第 68 条

[説 明]

現在、大阪市では、現行条例上に明文の規定はないものの、「個人情報に係る事務処理誤り等の公表に関する事務取扱要領」の定めに基づき、各部署において保有個人情報の漏えい、滅失、毀損又は改ざん等の「事務処理誤り」が生じた場合には、個人情報保護制度の制度所管部署である情報公開グループへの報告を求めており、かつ、その内容を大阪市のホームページ上に公表することとしている。

一方、改正個人情報保護法第 68 条は、本人の権利利益を害するおそれが高いものとして規則で定める「事務処理誤り」（要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等）につき、個人情報保護委員会への報告とともに、本人への通知を行うことが定められている。

この点、改正個人情報保護法適用後は、同法第 68 条の規定に従った手続が必要となるが、一方で、大阪市においてもその内部で生じた「事務処理誤り」の状況を把握しておく必要があるほか、その事態の軽重に関わらず、市民に対して速やかに事案の発生を知らせることで漏えい等による損害の発生を最小限に留めることに努める必要もある。また、現在の大阪市内部で運用されている事務処理誤りの報告・公表の制度は、改正個人情報保護法第 68 条と矛盾・重複するものとは考えられない。

そこで、改正個人情報保護法適用後は新たに、同法第 68 条の規定に基づいて事務を遂行するとともに、現在の大阪市内部で運用されている事務処理誤りの報告・公表の制度も継続して運用することが適当と考える。

なお、改正個人情報保護法第 68 条の規定により個人情報保護委員会への報告が義務付けられる「事務処理誤り」の事案は、一定の重大性のあるものに限定されていることから、このような事案については、個人情報保護委員会への報告後に、改めて、その再発防止策や、同委員会に報告済みであることについて、大阪市において公表することも有益と考えられるので、このような手法についても検討されたい。

(6) 適正な管理・安全管理措置

現在の取扱いを踏まえ、改正個人情報保護法第 65 条及び第 66 条の規定に従って対応すべきである。

[関係規定]

現行個人情報保護条例	第 13 条乃至第 16 条、第 56 条
改正個人情報保護法	第 65 条、第 66 条

[説 明]

1 実施機関の採るべき適正な管理・安全管理措置

保有個人情報の適正な管理及び保有個人情報に係る安全管理措置に関

して、現行条例第 13 条において、実施機関は保有個人情報に関する責任体制を明確にすることが明記されているところ、改正個人情報保護法が定める「安全管理のために必要かつ適切な措置」には責任体制を明確にするということも含まれると解されることから、同法適用後もこれまでの取組みを維持するとともに、同法第 65 条及び第 66 条の規定に従って対応することが適当である。

2 実施機関からの受託者の採るべき適正な管理・安全管理措置

実施機関から個人情報を取扱う事務の全部又は一部の処理の委託を受けた者（受託者）の義務については、現行条例第 15 条第 1 項に明記されているところ、これらの規定内容は、改正個人情報保護法第 66 条第 2 項第 1 号が準用する同法第 66 条第 1 項が定める「安全管理のために必要かつ適切な措置」の内容に広く含まれるものと解することができるほか、実施機関と受託者との間で締結される契約の内容において定めることのできる内容と解することができる（実際にも、大阪市が外部の事業者等と業務委託契約を締結する場合に使用する標準的な契約書様式において概ね約定事項として規定されている。）ことから、同法適用後もこれまでの取組みを維持するとともに、同法第 65 条及び第 66 条の規定に従って対応することが適当である。

3 実施機関からの再受託者の採るべき適正な管理・安全管理措置

実施機関から個人情報を取扱う事務の全部又は一部の処理の委託を受けた者（受託者）からさらに委託を受けた者（再受託者）の義務については、現行条例上明文の規定はなく、改正個人情報保護法第 66 条第 2 項第 5 号により、同法第 66 条第 1 項の規定が準用される形で、再受託者に実施機関と同等の個人情報の適正な管理・安全管理措置を採るべき義務が課せられることになる。この点についても、同法適用後は同法第 65 条及び第 66 条の規定に従って対応することが適当である。

3 個人情報ファイル簿の取扱い等

(1) 個人情報ファイルの保有等に関する事前通知

大阪市内部においても、個人情報ファイルを保有するにあたっては、改正個人情報保護法第 74 条第 1 項の規定に準じて、市長への通知を求めることとするのが望ましい。

[関係規定]

現行個人情報保護条例	規定なし
改正個人情報保護法	第 74 条

[説 明]

改正個人情報保護法第 74 条については、国等の行政機関を対象とする規定である（地方公共団体や地方独立行政法人は適用対象ではない。）が、大阪市内部においても、個人情報ファイルに係る取扱いの統一性を図る必要があると考えられる。そこで、大阪市内部においても、実施機関において個人情報ファイルを保有するにあたっては、同法第 74 条第 1 項の規定に準じ、市長（個人情報保護制度の所管部署である情報公開グループ）に対して通知を行うことを求めることが望ましい。

(2) 個人情報取扱事務に係る届出（現行制度）の取扱い

現行の個人情報取扱事務に係る届出制度を維持することが適当である。

[関係規定]

現行個人情報保護条例	第 8 条
改正個人情報保護法	規定なし (関連：第 75 条（第 5 項）)

[説 明]

現行条例第 8 条は、実施機関が個人情報を取り扱う事務を開始、変更及び廃止するにあたっては、あらかじめ市長に届出を行い、市長は届出を受理したときは、速やかに審議会に報告するとともに、取り扱う個人情報の内容や取扱いの状況について目録を作成し一般の閲覧に供すべきことを定めている。

一方で、改正個人情報保護法はこのような事務の届出の制度は定めていないが、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項

を記載した帳簿を作成し、公表することは可能であるとされており（同法第 75 条第 5 項）、その「個人情報ファイル簿とは別の保有の状況に関する事項を記載した帳簿」の例として、「個人情報を取り扱う事務単位で作成された帳簿」があげられている（「ガイドライン（行政機関等編）」41 頁）ことから、同法適用後も、現行条例第 8 条の定める個人情報取扱事務に係る届出の制度を維持することは否定されていないところである。

そこで、同法の適用により、個人情報ファイル簿による保有個人情報の管理という新たな制度を設ける一方で、現行条例第 8 条の定める個人情報取扱事務の届出の制度の存続の要否について検討を行った。

現行条例第 8 条に定める個人情報取扱事務に係る届出の制度と、同法の定める個人情報ファイルによる個人情報の管理の制度とを比較したとき、①管理する単位の違い（個人情報ファイル単位で管理する「個人情報ファイル簿」と個人情報を取り扱う事務の単位で管理する「事務の届出に係る事項を記載した目録」。）や、②作成・公表義務の対象外とするものの違い（個人情報ファイルの本人の数が一定数未満の場合等一定の範囲で作成を不要とする「個人情報ファイル簿」と一時的な利用等を除いて個人情報を取り扱うほとんどの事務で作成が必要とされる「事務の届出の目録」）が認められることから、これらの相違を踏まえ、改正個人情報保護法適用後も、大阪市独自の制度として、法施行等条例に定めることにより、個人情報取扱事務の届出の制度を維持することが適当である。

（３）個人情報ファイル簿の作成及び公表の対象とする個人情報ファイル

個人情報ファイル簿の作成及び公表の対象とする個人情報ファイルについては、改正個人情報保護法と同様の取扱いとすることで支障はない。

〔関係規定〕

現行個人情報保護条例	規定なし
改正個人情報保護法	第 75 条

〔説 明〕

改正個人情報保護法及び同法施行令においては、本人の数が 1000 人に満たない個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿の作成及び公表の義務に係る規定の適用が除外されている。

この点、大阪市においては、上記（２）のとおり、本人の数にかかわらず、事務の単位で管理する個人情報取扱事務の届出の制度を、改正個人情報保護法適用後も維持することが適当であること、同制度を維持することにより、実施機関における利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する個人情報の利用実態を認識することが可能

と考えられることから、個人情報ファイル簿の作成及び公表が義務付けられる個人情報ファイルの範囲について、特に改正個人情報保護法と異なる取扱いとする必要性は乏しいと考える。

よって、この点については、改正個人情報保護法の定めによることで支障はなく、法施行等条例により特段の措置を定める必要はないと考えられる。

4 保有個人情報の開示請求等

(1) 任意代理人による開示請求等

本人の委任による代理人が行う開示請求等については、本人が不利益を被ることがないようにするために、必要に応じ、登録済みの印鑑による押印がなされた委任状及び当該印鑑の登録証明書等の提出を求めることが適当である。

[関係規定]

現行個人情報保護条例	規定なし
改正個人情報保護法	第 76 条、第 90 条、第 98 条

[説 明]

現行条例第 17 条第 2 項では、本人に代わって保有個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求（以下「開示請求等」という。）を行うことができる者の範囲について、本人の権利利益の保護の観点から、未成年者又は成年被後見人の法定代理人に限定しているところであるが、改正個人情報保護法第 76 条第 2 項では、これらの者に加え、本人の委任による代理人（任意代理人）も開示請求等を行うことができる旨定められている。

そこで、改正個人情報保護法適用後は大阪市においても任意代理人による開示請求等を認める取扱いが必要になるが、任意代理人による開示請求等に係る課題として、代理権の真正性を確認するため、本人の意思を厳格に確認する必要がある。この点、個人情報保護委員会からは、代理権の真正性の確認の運用上の措置の例として、「委任状の提出を受ける場合には、その真正性を確認するために、委任者の実印を押印することとした上で印鑑登録証明書の添付を求める、又は委任者の運転免許証、個人番号カード等本人に対し一に限り発行される書類の複写物の添付を求める」といった措置が示されているところである（「事務対応ガイド（行政機関等向け）」199 頁）。

そのため、大阪市においても、任意代理人における代理権の真正性を確認するために、上述の措置の例と同様に、登録済みの印鑑による押印がなされた委任状とあわせて、当該印鑑の印鑑登録証明書の添付を求める等の対応を採ることや、本人に直接意思を確認するなどの措置を講じることが適当と考える。

なお、委任状に加えて、代理権の真正性の確認のための書面（印鑑登録証明書やこれに準ずる代理権の真正性を担保するための公的文書等）の添付を求める場合については、例えば、大阪市における戸籍謄本等の交付に関して職務上の請求が可能な者（弁護士等）以外の者が任意代理人である場合に限る等の取扱いも考えられる。

(2) 不開示情報の範囲

- 1 現行条例第19条各号では明記されるも改正個人情報保護法第78条第1項各号では明記されていない「身体」については、同法上の「生命」又は「健康」に含まれるものとして解釈することが適当である（現行条例第19条各号共通）。
- 2 改正個人情報保護法第78条第1項第3号では法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報に限定される不開示情報としての「任意提供情報」（同号ロ）については、大阪市情報公開条例における非公開情報との調整規定は特段不要である（現行条例第19条第4号関係）。
- 3 改正個人情報保護法が不開示情報として明示的に定めていない「個人の評価、診断、判定、相談、選考等に係る事務に関する情報」（現行条例第19条第6号ウ）については、同法第78条第1項第7号本文の定める不開示情報に含まれると解される（現行条例第19条第6号関係）。
- 4 改正個人情報保護法第78条第1項第7号ロの定める不開示情報としての公共の安全と秩序の維持に関する情報については以下のとおりである（現行条例第19条第7号関係）。
 - (1) 現行条例第19条第7号にはないが、改正個人情報保護法第78条第1項第7号柱書が明示的に規定する限定（地方公共団体又は地方独立行政法人等の事務又は事業に関する情報であること。）については、大阪市情報公開条例における非公開情報との調整規定は特段不要である。
 - (2) 改正個人情報保護法第78条第1項第7号ロにはないが、現行条例第19条第7号が明示する「人の生命、身体、財産又は社会的地位の保護」については、大阪市情報公開条例における非公開情報との調整規定は特段不要である。
 - (3) 改正個人情報保護法第78条第1項第7号ロでは不開示情報として「支障を及ぼすおそれ」のある情報とされているが、現行条例第19条第7号では非開示情報として「支障が生じると認められる」情報とされている点については、大阪市情報公開条例における非公開情報との調整規定は特段不要である。
- 5 改正個人情報保護法が不開示情報として明示的に定めていないが、現行条例第19条第8号が非開示情報として定める「法令等の定めるところにより開示しないこととされ、若しくは開示することができないと認められる情報又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示等により開示することができないと認められる情報」については、大阪市情報公開条例における非公開情報との調整規定は特段不要である（現行条例第19条第8号関係）。

[関係規定]

現行個人情報保護条例	第19条
------------	------

〔説 明〕**○ 総論**

実施機関の保有個人情報に係る非（不）開示情報については、現行条例ではその第 19 条各号において定められており、改正個人情報保護法ではその第 78 条第 1 項各号において定められている。これらの非（不）開示情報については、双方の規定内容の比較において、その考え方に大きな差異は認められないが、文言や構成において若干の差異が認められるところである。

このような現行条例の定める非開示情報と、改正個人情報保護法の定める不開示情報との違いに関して、同法第 78 条第 2 項は、同条第 1 項各号の定める不開示情報と同法適用後において各地方公共団体において別途定められている情報公開条例の定める非公開情報との間に差異がある場合に、当該地方公共団体において、同法に基づく保有個人情報の開示請求があったときと条例に基づく情報公開請求があったときとの、不開示あるいは非公開とする情報についての考え方に不整合が生じることを防ぐため、法施行等条例において、改正個人情報保護法第 78 条第 1 項各号の定める不開示情報を、情報公開条例上の非公開情報に整合させる（調整する）規定を設けることを認めている。

そこで、大阪市情報公開条例上の非公開情報としても定められている現行条例第 19 条各号の定める非開示情報に関して、改正個人情報保護法適用後に定める法施行等条例上、同法第 78 条第 1 項の各号の定める不開示情報を拡大又は縮小する旨の調整の規定を置くか否かの検討が必要である。

以下、現行条例第 19 条各号（大阪市情報公開条例第 7 条各号）と改正個人情報保護法第 78 条第 1 項各号との間で認められる文言や構成の相違毎に、上記調整規定の要否について検討を行った。

1 現行条例第 19 条各号共通関係（「身体」の取扱い）

一般的な文理解釈上、法律の保護の対象としての「身体」は、「生命」又は「健康」のいずれかに読み込むことができると考えられる。また、この点について個人情報保護委員会に確認したところ、改正個人情報保護法が、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律」の 3 法の統合によるものであり、それぞれの法律毎に独自に用いられていた用語を統合後の改正個人情報保護法においてそのまま使用しているとのことであるから、改正個人情報保護法第 78 条第 1 項において「身体」を明示していないとしても、あえて「身体」の趣旨を除外する意図はないことが確認できた。

したがって、現行条例第 19 条各号の「身体」については、改正個人情報

保護法第 78 条第 1 項各号の「生命」又は「健康」に含まれるものとして解釈することが適当である。

2 現行条例第 19 条第 4 号関係（「任意提供情報」関係）

改正個人情報保護法及び現行条例の双方が不（非）開示情報として定める「行政機関等（実施機関）の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められる」情報（任意提供情報）について、現行条例第 19 条第 4 号では、個人に関する情報を含むすべての情報が対象となるものであるが、改正個人情報保護法 78 条第 1 項第 3 号ロでは、「法人その他の団体…に関する情報」（同項第 3 号本文）であることという限定が加えられている。

これらを比較すると、現行条例の規定による方が、改正個人情報保護法の規定による場合と比較して、不（非）開示情報が広くなると解しうるが、同法の規定による場合でも、任意提供情報の多くは、個人情報や事務事業遂行情報として不開示情報に該当し得ると考えられること、実際にも任意提供情報の多くは法人等に係る情報であることが想定されることから、現行条例第 19 条第 4 号の規定により非開示となる情報は概ね改正個人情報保護法第 78 条第 1 項各号の規定により不開示となるものと考えられる。

故に、現行条例第 19 条第 4 号の規定と同内容の非公開情報を定める大阪市情報公開条例第 7 条第 3 号との調整規定は、特段設ける必要性は乏しいと考えられるが、規定の形式を重視するとの観点からは、同情報公開条例との不開示事由の調整等の規定を設けることもありうると思う。

3 現行条例第 19 条第 6 号関係

現行条例第 19 条第 6 号ウが定める非開示情報である「個人の評価、診断、判定、相談、選考等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な遂行に支障が生じるおそれ」のある情報については、改正個人情報保護法第 78 条第 1 項上明示的には規定されていないが、同法第 78 条第 1 項第 7 号本文の定める「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」の「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当すると考えられる。

よって、現行条例第 19 条第 6 号ウが定める非開示情報は、改正個人情報保護法第 78 条第 1 項第 7 号の規定によっても不開示情報になると解することができる。

4 現行条例第 19 条第 7 号関係

改正個人情報保護法及び現行条例の双方が不（非）開示情報として定める「公共安全と秩序の維持」に関する情報については、同法と現行条例の規定の間において、大きく3つの相違点（(1)「地方公共団体又は地方独立行政法人等の事務又は事業に関する情報」との限定の有無、(2)「人の生命、身体、財産又は社会的地位の保護」の明示の有無、(3)「支障が生じると認められる」必要があるか「支障を及ぼすおそれ」で足りるか）がある。これらの点については以下のとおりである。

- (1) 改正個人情報保護法第78条第1項第7号柱書は、不開示情報としての「公共安全と秩序の維持」に関する情報につき、「地方公共団体又は地方独立行政法人の事務又は事業に関する情報」に限定しているが、同じ「公共安全と秩序の維持」に関する情報につき、現行条例ではそのような限定をしていないことから、現行条例の規定による方が非（不）開示の範囲が広くなると考えられる。

しかしながら、「公共安全と秩序の維持」に関する情報について、実施機関が、「地方公共団体等の事務又は事業に関する情報」に該当しない情報を保有していることはそもそも想定し難いと考えられる。

故に、当該情報については、改正個人情報保護法と現行条例の規定の間には実質的な差異はないと考えられることから、現行条例第19条第7号の規定と同内容の非公開情報を定める大阪市情報公開条例第7条第6号との調整規定は、特段設ける必要性に乏しいと考える。

もっとも、規定の形式を重視するとの観点からは、同情報公開条例との不開示事由の調整等の規定を設けることもありうると思う。

- (2) 現行条例第19条第7号は、改正個人情報保護法第78条第1項第7号ロと異なり、「人の生命、身体、財産又は社会的地位の保護」を特に明示しているが、現行条例第19条第7号のもととなった大阪市情報公開条例第7条第6号においては当初、「犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生じると認められる情報」とされていたところ、より分かりやすくするため、「公共安全と秩序の維持に支障が生じる」場合の具体的な例示として「人の生命、身体、財産又は社会的地位の保護」が加えられたという経過がある。

故に、「人の生命、身体、財産又は社会的地位の保護」とは、「犯罪の予防」等と同様、「公共安全と秩序の維持に支障が生じると認められる（支障を及ぼすおそれのある）情報」の例示と解することができることから、改正個人情報保護法第78条第1項第7号ロにおいても「人の生命、身体、財産又は社会的地位の保護」を読み込むことができると考えられる。

よって、この点について、現行条例第19条第7号の規定と同内容の非公開情報を定める大阪市情報公開条例第7条第6号との調整規定は、特段設ける必要性に乏しいと考える。

- (3) 現行条例第19条第7号（大阪市情報公開条例第7条第6号）では、非開示（非公開）情報として、「公共安全と秩序の維持に支障が生じると認められる情報」である必要がある一方、改正個人情報保護法第78条第

1 項第 7 号ロでは、「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」のある情報で足りることとされている。すなわち、両者の規定の文言上の比較では、同法の規定による方が、開示（公開）しない範囲が広がるように考えられる。

この点、現行条例の規定において、非開示（非公開）情報を、「公共の安全と秩序の維持に支障が生じると認められる情報」と定めた趣旨は、「公共の安全と秩序の維持」自体が広い概念であることから、これに続く文言として、「おそれ」ではなく「認められる」と限定的なものとすることによって、実施機関の解釈で安易に非開示（非公開）の範囲が広がることを防止する意図があったとのことである。

以上のことからすれば、改正個人情報保護法適用後においても、「公共の安全と秩序の維持」に係る情報の非開示の範囲が不当に広がることのないようにしておく必要があると考えられるが、この点については、特段、大阪市情報公開条例による非公開情報との調整の規定を置かずとも、改正個人情報保護法適用後に整備されるであろう、改正個人情報保護法及び法施行等条例等の解釈・運用の手引や事務処理マニュアル等において、その解釈については、現行条例（また、大阪市情報公開条例における非公開情報。）における考え方と同じである旨を示すことにより、運用において現在の取扱いを維持することは可能であると考ええる。

5 現行条例第 19 条第 8 号関係

現行条例第 19 条第 8 号の定める非開示情報である「法令等の定めるところにより開示しないこととされ、若しくは開示することができないと認められる情報又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示等により開示することができないと認められる情報」（法令秘情報）は、改正個人情報保護法第 78 条第 1 項において、特段、不開示情報として明文では規定されていない。

この点については、個人情報保護委員会より、「他の法令の規定等により開示することができない情報」については、法第 78 条において不開示情報として明示していないものの、同条各号のいずれに該当するかを実質的に判断すべき旨の見解が示され（「Q & A（行政機関等編）」Q 5－4－3）、さらに、情報公開条例における不開示情報が実質的に法第 78 条第 1 項各号の不開示情報に含まれている場合には、情報公開条例における不開示情報と同様の取扱いをするために条例で規定する必要はないとされているところである（「Q & A（行政機関等編）」Q 5－4－1）。

以上のことからすれば、大阪市においても、改正個人情報保護法適用後は、現行条例第 19 条第 8 号の定める非開示情報に該当する情報については、同法第 78 条第 1 項各号の定める不開示情報に該当するか否かを個別に実質的に判断すべきものと考えられるため、この点について、別途、法施行等条例により独自の不開示情報として定めておく必要はないと考えられる。

(3) 開示決定等の期限

現行条例の定める取扱い（開示請求があった日の翌日から起算して14日以内）を維持することが適当である。
--

[関係規定]

現行個人情報保護条例	第24条、第25条
改正個人情報保護法	第83条、第84条、第85条

[説 明]

現行条例第24条第1項は、保有個人情報の開示請求に対する開示決定等の期限を「開示請求があった日の翌日から起算して14日以内」と定めている。この期限については、大阪市における現状の制度の運用において、事務遂行上の特段の支障は生じていないとのことである。また、改正個人情報保護法第83条第1項は、保有個人情報の開示請求に対する開示決定等の期限を「開示請求があった日から30日以内」と定めているが、個人情報保護委員会からは、同法第83条第1項の定める期限を法施行等条例に定めることにより短縮することは許容する旨の見解が示されている（「事務対応ガイド（行政機関等向け）」225頁、「Q & A（行政機関等編）」Q5—6—1）。さらに、大阪市における公文書公開請求の場合、大阪市情報公開条例第11条第1項により、公開決定等の原則的な期限を「公開請求があった日の翌日から起算して14日以内」と定めていることとの整合性を考慮する必要がある。

したがって、現行条例での取扱いを踏まえ、改正個人情報保護法適用後においても、法施行等条例に定めることにより、これまでと同様の期限を維持することが適当である。

なお、改正個人情報保護法第85条は「事案の移送」に係る事項を規定しており、これは現行条例に規定はなく、現状は運用されていない制度である。ここで、改正個人情報保護法第85条の規定による「事案の移送」の制度の運用を前提としたとき、例えば、大阪市が他の地方公共団体から開示請求に係る事案の移送を受けたと仮定した場合、移送元である他の地方公共団体と移送先である大阪市との間での開示決定等に係る期限の違いから、大阪市が当該他の地方公共団体から事案の移送を受けた時点では、大阪市の定める決定期限（14日以内）までに十分に探索し、精査する時間がない、あるいは、既に決定期限を徒過している等の事態が生じることも想定される。

もっとも、この点については、大阪市における決定期限の延長や、改正個人情報保護法第85条の定める「協議」等により柔軟に対応できるものと考えられることから、「事案の移送」の制度が適用されることが、大阪市において現在の決定期限を維持することに重大な支障を及ぼすものではない

と考えられる。

また、改正個人情報保護法適用後も、当初の決定期限につき現状を維持することに伴い、同法第 84 条の定める「開示請求があった日から 60 日以内」という期限も、法施行等条例により、「開示請求があった日の翌日から起算して 44 日以内」と定めることが適当である。

(4) 開示請求等に係る手数料

現行条例の定める取扱い（手数料は無料とし、実費相当額を徴収）を維持することが適当である。

[関係規定]

現行個人情報保護条例	第 68 条
改正個人情報保護法	第 89 条

[説 明]

現行条例第 68 条は、開示請求等に係る手数料を無料と定め、公文書の写しの作成及び送付に要する費用（いわゆる、実費相当額。）を徴収すべきものと定めている。この点、改正個人情報保護法第 89 条は、開示請求等を行う者が相応の手数を納めるべきことを定めるところであるが、個人情報保護委員会からは、条例により手数料を徴収しないこととすること（手数料の額を無料とすること）も可能である旨の見解が示されているところである（「ガイドライン（行政機関等編）52 頁、「事務対応ガイド（行政機関等向け）」254 頁）。

この点、何人に対しても保有個人情報の開示等を請求する権利を保障する旨の現行条例の趣旨、目的、並びに、改正個人情報保護法が上述のとおり、法施行等条例により手数料を無料とすることを許容していることを踏まえると、開示請求等に係る手数料については、現行条例の定めるとおり、引き続き無料とすることを維持し、一方で、受益者負担の観点から、公文書の写しの作成及び送付に要する費用（実費相当額）については引き続き負担を求めるものとすることが適当である。

なお、現行条例第 68 条において定められている、地方独立行政法人に対する開示請求等に係る手数料について、個人情報保護委員会からは、地方公共団体の定める条例ではなく、同法人独自で定めることとするのが適当である旨の見解が示されていることから、同法人に対する開示請求等に係る手数料については、同法人が独自に定めることが適当である。

(5) 保有個人情報に係る訂正請求権及び利用停止請求権の対象

- 1 保有個人情報に係る訂正請求等については、予め保有個人情報の開示決定等を受けることを前提としないことが適当である。
- 2 1のとおり、開示決定等を受けることを前提としない以上は、訂正請求等に対しても存否応答拒否の決定を行うことを可能としておくことが適当である。
- 3 1のとおり、開示決定等を受けることを前提としない以上は、訂正請求等において期限は定めないことが適当である。

[関係規定]

現行個人情報保護条例	第 28 条、第 31 条、第 36 条、第 39 条
改正個人情報保護法	第 90 条、第 98 条

[説 明]

1 開示決定等前置の取扱いについて

現行条例においては、保有個人情報に係る訂正請求及び利用停止請求（以下「訂正請求等」という。）に際し、予め、保有個人情報に係る開示請求に基づく開示決定等が行われていることを前提とする扱いは採っていないが、これは、本人が当該本人に係る保有個人情報を開示決定等によらずに取得する余地（例えば、情報提供等）があり、これにより訂正等の対象となる保有個人情報が明確に特定できる場合があることを踏まえたものである。これに対し、改正個人情報保護法第 90 条及び第 98 条では、明文上、保有個人情報に係る訂正請求等に際して、予め開示請求により開示決定等を受けていることが前提とされている（開示決定等の前置）が、個人情報保護委員会からは、この開示決定等の前置の取扱いについて、法施行等条例に定めるところにより、訂正請求や利用停止請求の制度の運用に支障がない限り、開示決定等により本人が開示を受けていない保有個人情報についても訂正請求等の対象にすることが許容される旨の見解が示されている（「Q & A（行政機関等編）」Q 5－8－2）。

そこで、訂正請求権等の請求権者に係る法的権利の保障の観点、また、上述のとおり、改正個人情報保護法が許容していること等を踏まえれば、法施行等条例で定めることにより、訂正請求等に際して、開示決定等を前提とはしない現在の取扱いを維持することが適当と考える。

2 存否応答拒否の取扱いについて

現行条例第 31 条及び第 39 条は、訂正請求等に関しても存否応答拒否が可能である旨を規定しているが、改正個人情報保護法は訂正請求等に関して存否応答拒否が可能である旨の規定を置いていない。これは、同法が訂正請求等についての開示決定等の前置を定めていることにより、訂正請求等に至った場面において、存否応答拒否を行う余地がないことを前提とす

るものと考えられる。したがって、上記 1 において、法施行等条例により、訂正請求等について開示決定等を前置する取扱いを採用しないのであれば、訂正請求等の場面でも保有個人情報の存否に係る応答を拒否すべき必要性があると考えられる。この点、個人情報保護委員会に確認を行ったところ、法施行等条例により、開示決定等の前置の取扱いを採用しない場合には、法施行等条例により、訂正請求等についても存否応答拒否に係る規定を設けることが許容される旨の見解が示されている。

したがって、訂正請求等につき、開示決定等の前置の取扱いを採用しない場合には、法施行等条例により、訂正請求等においても存否応答拒否ができる旨の規定を設けることが適当である。

3 訂正請求等の期限について

改正個人情報保護法第 90 条第 3 項及び第 98 条第 3 項は、訂正請求等について、「開示を受けた日から 90 日以内」とする期限を定めている。これは、同法が訂正請求等についての開示決定等の前置を定めていることを前提とするものと考えられる。したがって、上記 1 において、法施行等条例により、訂正請求等について開示決定等を前置する取扱いを採用しないのであれば、保有個人情報の開示を受けた日を基準とする期間制限を設ける意義は乏しく、また、敢えて開示決定等を受けた上で訂正請求等を行った者についてのみ、法定の期限が適用されるかのような疑義を生じるものと考えられる。この点、個人情報保護委員会から、法施行等条例により、開示決定等の前置の制度を採らない場合には、法施行等条例により、訂正請求等に係る期限の規定の適用を除外することが許容される旨の見解が示されている。

したがって、訂正請求等につき、開示決定等の前置の取扱いを採用しない場合には、法施行等条例により、改正個人情報保護法の定める訂正請求等に係る期限の規定を適用しないことが適当である。

(6) 訂正請求における事実を証する資料の添付

「事実を証する資料」を訂正請求受付時の要件とするのではなく、実施機関から提出を求めることができるという取扱いを検討すべきである。

[関係規定]

現行個人情報保護条例	第 29 条
改正個人情報保護法	規定なし

[説 明]

現行条例第 29 条第 2 項は、訂正請求をする者において「訂正請求書を提

出する際、実施機関に対し、当該訂正請求の内容が事実と合致することを証する資料を提出しなければならない」ことを定めている。一方で改正個人情報保護法は、このような規定を置かず、個人情報保護委員会からは、「訂正を求める内容が真実と合致することを証明する資料」の提出を訂正請求者に義務付けることは、訂正請求ができる場合を実質的に制限するものであって許容されない旨の見解が示されている（「Q&A（行政機関等編）」Q5-8-1）。

もともと、訂正請求において、実施機関が訂正の趣旨、根拠を正確に把握して適切な判断を行うためには、「証明」には至らないが、訂正を求める内容が一応確からしいという推測を抱かせる程度の資料の提出を実施機関が請求者側に求めることは、個人情報保護委員会が許容しないとする、訂正請求ができる場合を実質的に制限するものとは言えず、実施機関が適切な判断を行うにあたって有益と考えられる。

なお、現行条例第29条第2項にいう「証する」とは、「証明」には至らないが、訂正を求める内容が一応確からしいという推測を抱かせる程度の趣旨も含めるものと解し、運用している。

そこで、法施行等条例において、訂正請求においては実施機関が「証明」には至らないが、訂正等を求める内容は一応確からしいという推測を抱かせる程度の資料（訂正を求める根拠を示す書類）の提出を請求者に求めることができる旨の規定を置くことにより、請求者に一定の資料の提出を促すとともに、提出されないからといって請求を受け付けない（不適法）取扱いとするのではなく、提出されない場合は、訂正請求書に記載されている事項をもとに訂正の要否についての判断を行うという取扱いを検討すべきである。

（7）裁量的開示の事後報告

現行条例の下での取扱いを、改正個人情報保護法適用後も継続して行うべきである。

〔関係規定〕

現行個人情報保護条例	規定なし ※条例の趣旨を踏まえて運用（「大阪市個人情報保護条例解釈・運用の手引」記載）
改正個人情報保護法	規定なし

〔説 明〕

裁量的開示は、開示請求者の権利利益の保護に資するものである一方で、本来であれば法令の規定により非開示とすべき情報を実施機関が裁量的に開示する結果となるため、非開示とすることにより保護される利益を不当

に損なうことのないよう、特に慎重な運用に努める必要がある。そこで、改正個人情報保護法適用後も、同法第 80 条を適用して不開示情報を裁量的に開示した場合には、現行条例の下での取扱いを継続し、速やかに審議会に事後報告を行うものとするべきである。

(8) 存否応答拒否の事後報告

現行条例の下での取扱いを、改正個人情報保護法適用後も継続して行うべきである。
--

[関係規定]

現行個人情報保護条例	規定なし ※条例の趣旨を踏まえて運用（「大阪市個人情報保護条例解釈・運用の手引き」記載）
改正個人情報保護法	規定なし

[説 明]

保有個人情報の開示請求権を尊重する立場からは、存否応答拒否の規定が安易に適用されてはならないことは当然であって、当該保有個人情報の存否を明らかにすることにより生じる権利利益の侵害や事務事業の支障等を各非開示条項の趣旨に照らして具体的かつ客観的に判断しなければならず、存否応答拒否の決定を行うに当たっては特に慎重な運用に努めなければならない。

また、この点に関して、個人情報保護委員会からは、このような取扱いはあくまで審議会への事後報告であり、存否応答拒否の決定に際して、改正個人情報保護法が許容しないとされている事前の諮問を求めるものではない旨の見解が示されているところである。

したがって、改正個人情報保護法適用後も、存否応答拒否の決定を行った場合には、現行条例下での取扱いを継続し、速やかに審議会に事後報告を行うものとするべきである。

5 保有個人情報の取扱いに係る情報提供の申出

本申出は制度上存在しなくとも、保有個人情報の開示請求により対応が可能であり、かつ、過去に本制度を適用した事例も乏しいことから、改正個人情報保護法適用後において本申出の制度を維持する必要性は乏しい。

〔関係規定〕

現行個人情報保護条例	第 48 条
改正個人情報保護法	規定なし

〔説 明〕

現行条例第 48 条は、保有個人情報の実施機関における取扱いの状況に関する本人への情報の提供について、実施機関の責務と当該情報の提供に係る手続等を定めたものである。もっとも、同条に言う「保有個人情報の取扱いの状況」とは、「実施機関が行った個人情報の収集の状況や保有個人情報の利用、提供などの状況のほか、開示請求の対象とならない文書や資料等に記録されている自己に関する個人情報の内容などを含むものである」とされているため、規定上は、現行条例第 17 条の規定に基づく保有個人情報の開示請求の対象となる保有個人情報そのものではない情報（その保有個人情報の取扱いの状況に係る情報）について、本人より提供の申出があった場合を想定した規定と考えられる。

この点、現行条例第 48 条の適用が想定される事例としては、例えば、市民より「第三者が自分の住民票を請求してきたらどう取り扱うのか教えてほしい。」旨、回答を求められたような場面が想定されるが、同条第 1 項及び第 2 項はあくまで努力義務であり、改正個人情報保護法においても不変の個人情報保護制度に係る一般的理念が示されているに過ぎないものであると考えられること、同条第 3 項において、仮に回答内容に第三者の個人情報が含まれるのであるならば、この点については現行条例中の目的外提供に係る規定の適用（改正個人情報保護法適用後は同法中の同様の規定）により対応されるものと考えられ、かつ改正個人情報保護法適用後は、目的外提供に係る審議会への事前の諮問は許容されていないことを踏まえると、現行条例第 48 条の規定する事項について、改正個人情報保護法適用後も存在させることの意義が乏しいと考えられる。

しかも、上記の本人以外の他者による住民票の請求に関しては、これまでも「自分の住民票を誰が請求したのか。」という請求内容として取り扱うことにより、保有個人情報の開示請求の枠組みの中で対応しており、実際にも現行条例第 48 条の規定を適用して対応した事例は見当たらないとのことである。

以上のことを踏まえると、現行条例第 48 条の規定に基づく本制度は、改正個人情報保護法適用後において、大阪市独自の制度として法施行等条例

に規定しておく意義は乏しいと考えられる（なお、法施行等条例に明示的に規定がされなくとも、改正個人情報保護法に基づく保有個人情報の開示請求に対する決定に代えての任意の情報提供は否定されるものではないと考えられる。）。

6 行政機関等匿名加工情報の提供等

- 1 個人情報の保護の観点からは、匿名化の加工の基準の作成に係る審議会への諮問、または、加工後の審議会への事後報告等、審議会による関与の余地を検討すべきである。もっとも、加工が適切に行われているか否かのチェックについては、法的有識者のみならず、技術的有識者によるチェックを含めることも考えられる。
- 2 行政機関等匿名加工情報の提供に係る手数料については、国の取扱いに準じて定めることで良い。
- 3 行政機関等匿名加工情報やその作成に用いた削除情報等については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「行政機関情報公開法」という。）において不開示情報とされていること（同法第 5 条第 1 号の 2）を踏まえ、大阪市の情報公開条例上も非公開情報として規定すべきである。

[関係規定]

現行個人情報保護条例	規定なし
改正個人情報保護法	第 60 条、第 109 条乃至第 123 条

[説明]

1 行政機関等匿名加工情報の提供等に関する諸課題

(1) 前提

行政機関等匿名加工情報の提供に係る制度は、統合前の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律により、国においては従前から運用されていた制度であるところ、このたびの改正個人情報保護法の地方公共団体等への直接適用に伴い、都道府県のほか、特に大阪市等の政令指定都市においては、令和 5 年 4 月 1 日以降、運用が義務付けられることになるものである。

本制度に係る詳細な運用上の手続や事務の流れ等に関しては、改正個人情報保護法や政令等に基づき、大阪市内において今後検討し、構築すべきものであるが、これまでの個人情報保護制度の運用を踏まえ、本制度が適切に運用されるための本制度の担い手や、改正個人情報保護法適用後の審議会の関与の在り方について検討を行った。

(2) 行政機関等匿名加工情報の提供等の制度の担い手について

本制度は改正個人情報保護法に基づくものであるところ、大阪市における同法の施行についての所管所属としては、基本的に情報公開グループが想定される。また、大阪市において本制度で活用される行政機関等匿名加工情報が、大阪市の保有個人情報を加工するものであることを踏まえると、少なくとも、このような匿名化が適切になされているかの観点については、大阪市の個人情報保護制度を所管する同グループが関

与・分担する余地があり、これに準じ、審議会も一定の関与を行う意義はあると考えられる。

一方で、本制度の改正個人情報保護法の規定（特に、提案の審査等に係る第114条）を参照する限り、本制度の趣旨・目的は、新産業の創出や経済社会の発展への寄与が大きいものであり、大阪市から外部の民間事業者提供された情報は、既に改正個人情報保護法上の個人情報には該当しないことを踏まえると、本制度の運用にあたっては、むしろ、大阪市全体としての経済産業振興を担う部署を主たる担い手とすることが、制度の趣旨・目的に合致するものと考えられる。

このように、本制度は、改正個人情報保護法を根拠とするものでありつつも、現行条例に基づく個人情報保護制度の既存の枠組みの範囲に収まらないものであると考えられることから、上記のような、経済産業振興を担う部署や、デジタルデータの活用を担う部署等、本制度に関連する業務・分野を担う部署と十分に調整し、本制度が適切かつ効率的に運用できる制度の構築を図るべきである。

（３）行政機関等匿名加工情報の提供等の制度に係る審議会の関与の在り方について

ア 匿名化に係る関与

上記（２）でも述べたとおり、本制度に係る審議会の関与としては、これまでの法的視点からの審議に加えて、大阪市の保有する個人情報につき、改正個人情報保護法の定めに従って適切に匿名化がなされているかという観点からのチェック機能を果たすことも必要となる。

保有個人情報が適切に匿名化されているかという観点からのチェックについては、現在の法的有識者であることを前提に委員が構成されている審議会では、十分なチェック機能を果たせるのかという課題があり、むしろ、データサイエンティスト等、データの加工や復元の技術等に知見を有する技術的有識者の知見を入れることが必要になるものと考えられる。

一方で、改正個人情報保護法では、その政令において、匿名化にあたっての基準や方法を詳細に示していることから、技術的な観点からの確認は個人情報保護委員会に委ねるとして、少なくとも、法的な取扱いに係る部分に限った上で、匿名化を行った場合の審議会への事後報告を求め、審議会において、疑義を認識した場合に、何らかの意見の表明ができる体制を構築することも考えられる。

いずれにしても、本制度の運用に際し、個人情報保護の観点からは、大阪市の保有個人情報が、その利活用にあたって適切に匿名化されているかどうか重要と考えられることから、法の範囲内において、その点に関する審議会の関与が担保される制度の構築が期待される。

イ 提案内容の審査への関与

審議会の関与としては、他にも、行政機関等匿名加工情報の利活用の提案があった際の、提案内容の審査に関与することが想定される。

この点については個人情報保護委員会より、「審査に当たり参照する基

準策定のために、審議会等に対して諮問することは妨げられないが、案件ごとに審議会等に諮ってもよいというものではない（案件ごとに参照する基準を策定することは想定されない）。改正個人情報保護法第 114 条第 1 項第 4 号の適合の有無の判断は「行政機関の長等」が行うものであり、審議会等が実質的な判断を行うことはできない。」旨の見解が示されていることから、その範囲での関与が想定される。

もっとも、審議会が実質的な判断を行わない程度で、提案の審査に関与するにしても、その審査には、改正個人情報保護法第 114 条が定めるとおり、「新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するもの」であるか否かの観点が必要であることから、仮に、同法適用後において、審議会がこれらの審査の手續に関与するとしても、上述のとおり、法的知見のみならず、技術的知見や、更には一般的な市民（国民）感覚も必要になることが考えられるため、同法適用後における審議会の委員構成の再検討も含め、適切かつ効率的な提案審査に資する体制を構築することが期待される（なお、この点は、後述の 7（3）でも指摘している。）。

2 行政機関等匿名加工情報の提供に係る手数料

行政機関等匿名加工情報の提供に係る手数料の額については、改正個人情報保護法第 119 条が政令で定める額とした上で、地方公共団体の機関においてはこの政令で定める額を基準に各々の条例で定めることとしている。

この点、本制度は、改正個人情報保護法の適用により、大阪市において新規に運用を行う制度であるところ、本制度は国が先行して実施している制度であり、国における実際の運用に即した妥当な手数料の金額が政令で定められていると考えられることから、特段、国が政令により定める手数料の金額と異なる金額を法施行等条例において定める必要性は乏しく、政令の定める金額に従って運用することについて特段の支障はないと考えられる。

3 情報公開条例上の非公開情報との調整

本制度は既述のとおり、国においては従前より運用されているところ、国の行政機関に適用される、行政機関情報公開法では、行政機関等匿名加工情報やその作成に用いた削除情報等が不開示とする情報として規定されている（同法第 5 条第 1 号の 2）。大阪市においては、現在、本制度は存在しないことから、現行の大阪市情報公開条例上は、このような行政機関等匿名加工情報やその作成に用いた削除情報等は特に非公開情報として規定していない。

もっとも、地方公共団体への改正個人情報保護法の直接適用により、大阪市においても本制度の運用が、令和 5 年 4 月 1 日以降義務付けられることから、国におけるこれまでの取扱いに合わせ、大阪市情報公開条例においても、新たに、これらの行政機関等匿名加工情報やその作成に用いた削除情報等を、非公開情報として新たに規定すべきである。

7 審議会の役割・位置付け・構成に関して

(1) 審査請求案件に係る調査審議に関して

ア 審議会の位置付けについて

審議会を行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 81 条第 1 項に定める機関として位置付ける必要がある。

議会に改正個人情報保護法は適用されないが、議会としても同様のルールに従って保有個人情報を取り扱うこととするのであれば、議会の保有個人情報に係る決定等に対する審査請求についての調査審議も審議会において合わせて取扱うことが適当である（運用に混乱が生じないように、留意が必要である。）。

現在、審議会において審議中の審査請求案件について、改正個人情報保護法適用後の取扱いに係る経過措置等も検討されたい。

[関係規定]

現行個人情報保護条例	第 44 条乃至第 47 条、第 59 条乃至第 67 条
改正個人情報保護法	第 105 条乃至 108 条

[説 明]

現在の審議会は、現行条例第 59 条の規定に基づき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）上の附属機関（同法第 138 条の 4 第 3 項）として設置されている。

一方、改正個人情報保護法では、第 105 条第 3 項において、開示決定等についての審査請求があったときは、裁決を行うべき地方公共団体の機関又は地方独立行政法人は、行政不服審査法第 81 条第 1 項又は第 2 項の機関に諮問をしなければならない旨が規定されているが、現在の審議会は、同法第 81 条第 1 項又は第 2 項の機関としては位置づけられていない。

そこで、改正個人情報保護法適用後、審議会を同法に基づく保有個人情報の開示請求等に対する決定についての審査請求に係る諮問先として引き続き位置づけるためには、審議会を行政不服審査法第 81 条第 1 項又は第 2 項の機関として明確に位置付けておく必要がある（なお、現状に照らしても、審議会は、諮問される案件毎に設置されているものではなく常設のものであることから、改正個人情報保護法の適用後は、行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関として位置づけることが適当である。）。

もっとも、大阪市行政不服審査法施行条例（平成 28 年条例第 13 号）第 5 条は、行政不服審査法第 81 条第 1 項に規定する機関の名称を「大阪市行政不服審査会」とする旨規定している。したがって、法施行等条例により、審議会を行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関として位置づけるにあたっては、これらの関係する規定との矛盾が生じないように整理することが必要

である。

なお、既に述べているとおり、改正個人情報保護法は議会に適用されないところではあるが、1(3)での検討を踏まえると、議会の保有する個人情報の開示請求等についての審査請求に係る案件についても、大阪市全体の統一ルールとして、審議会をその諮問先として位置づけることが適当であると考えられる(改正個人情報保護法の適用の及ばない部分であるため、このような事項を条例で定めることは否定されないと考えられる。)。但し、この場合、審議会としては、改正個人情報保護法適用後においては、同法の規定に基づく諮問と条例の規定に基づく諮問(議会に係る案件)という、法的根拠の異なる諮問を受けて調査審議を行うこととなるため、両者の審議を進めるに際して混乱を来さぬよう、制度設計に際しての十分な整理が必要である。

さらに、現行条例下で審議が行われている、諮問案件について、審議継続中に改正個人情報保護法の適用がされた場合(審議継続中に令和5年4月1日を跨いだ場合)についても、審査請求人に不利益が及ばないよう、また、事務の遂行に支障が及ばないよう、適切な経過措置を設けることを検討されたい。

イ 審議会における調査審議手続、審議会の組織・権限について

現行条例が規定している審議会における調査審議に係る手続、審議会の組織・権限に係る事項については、改正個人情報保護法適用後も同様の取扱いを継続すべきである(行政不服審査法との重複部分は同法の規定に委ねることにより)。

議会に改正個人情報保護法は適用されないが、議会としても同様のルールに従って保有個人情報を取り扱うこととするのであれば、議会の保有個人情報に係る決定等に対する審査請求についての調査審議の手続等についても同法の規定内容に合わせて取り扱うことが適当である(運用について混乱が生じないように、留意が必要である。)

[関係規定]

現行個人情報保護条例	第44条乃至第47条、第59条乃至第67条
改正個人情報保護法	第105条乃至108条

[説明]

現在、審議会の組織、調査審議の手続等については、現行条例の規定に基づき設置されている附属機関として、現行条例第4章(第59条乃至第67条)において詳細に規定している。もっとも、改正個人情報保護法適用後において、審議会を行政不服審査法第81条第1項の機関として位置づけることとなれば、審議会には、行政不服審査法第81条第3項が準用す

る同法第 5 章第 1 節第 2 款（第 74 条乃至第 79 条）の規定が適用されることになる。したがって、改正個人情報保護法適用後の審議会における調査審議の手續については、行政不服審査法第 74 条以下の規定に従って運用するとともに（故にこの部分については、法施行等条例による規定等の措置は不要になると考えられる。）、同法の規定とは異なる現在の取扱いについては、同法第 81 条第 4 項の規定に基づき、法施行等条例において規定する等の措置が必要になると考える。

なお、既に述べているとおり、改正個人情報保護法は議会に適用されないところではあるが、1(3)での議論を踏まえると、議会の保有する個人情報の開示請求等についての審査請求に係る案件についても、大阪市全体の統一ルールとして、審議会をその諮問先として位置づけることに特段の支障はないと考えられる（改正個人情報保護法の適用の及ばない部分であるため、このような事項を条例で定めることは否定されないと考えられる。）ことから、調査審議に係る手續についても同様のものとしておくことに特段の支障はない。但し、この場合、審議会としては、改正個人情報保護法適用後においては、同法の規定に基づく諮問と条例の規定に基づく諮問（議会案件）という、法的根拠の異なる諮問を受けて調査審議を行うこととなるため、両者の審議を進めるに際して混乱を来さぬよう、制度設計に際しての十分な整理が必要である。

ウ 答申の尊重義務について

法施行等条例への明記は不要である。

〔関係規定〕

現行個人情報保護条例	第 44 条乃至第 47 条、第 59 条乃至第 67 条
改正個人情報保護法	第 105 条乃至 108 条

〔説 明〕

現行条例第 45 条は、保有個人情報に係る開示決定等に対する審査請求案件に関して、裁決をすべき実施機関は、審議会の答申を尊重して裁決をすべき旨を明示的に規定しているところ、改正個人情報保護法においてはこのような規定はおかれていない。

もともと、審議会への諮問という制度の趣旨を踏まえれば、諮問を行った機関が、審議会の出した答申の内容を十分に踏まえて裁決等を行うべきことは当然の帰結であることから、改正個人情報保護法に答申を尊重すべき旨の明示的な規定がないからと言って、答申を尊重して裁決等を行うことが否定されることにはならないと考えられる。

したがって、この点について、法施行等条例においてこれを規定しておく等の特段の措置は不要であると考ええる。

(2) 保有個人情報の取扱いに係る審議会の関与に関して

ア 改正個人情報保護法第 129 条の規定に基づく諮問先について

開示決定等に対する審査請求に係る諮問先としての審議会を、改正個人情報保護法第 129 条の規定による諮問先として位置づけることで良い。

[関係規定]

現行個人情報保護条例	第 6 条等 (審議会への諮問を定めた各規定)
改正個人情報保護法	第 129 条

[説 明]

現行条例においては、保有個人情報の各種取扱いに関して、審議会への諮問を要する事項については、その事項毎に、その旨の規定が置かれているが、改正個人情報保護法第 129 条においては、地方公共団体の設置する個人情報保護審議会への諮問の要件等が規定されている。

改正個人情報保護法第 129 条は、同条の規定に基づく地方公共団体の機関からの諮問先として、「審議会その他の合議制の機関」と定めているが、個人情報保護委員会からは、同条の規定に基づく諮問先として、審査請求の審査を行う個人情報保護審査会（大阪市では審議会）が同条の定める諮問先の役割を担うことが許容される旨の見解が示されていること（「Q & A（行政機関等編）」Q 7－1－5）から、大阪市においては、改正個人情報保護法適用後も、引き続き、審議会を同条の規定に基づく諮問先として位置づけることで良いと考えられる。

イ 改正個人情報保護法第 129 条の規定に基づく諮問事項について

個人情報保護委員会が法施行等条例への規定例として示す以下の事項は、少なくとも改正個人情報保護法第 129 条の規定に基づく審議会への諮問事項として位置づけることで良い。

◇この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

◇改正個人情報保護法第 66 条第 1 項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

◇その他、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

その他の改正個人情報保護法第 129 条の規定に基づく諮問事項については、同法の「特に必要であると認めるとき」の解釈の範囲において諮問が可能な事項を継続して検討すべきである。

[関係規定]

現行個人情報保護条例	第 6 条等 (審議会への諮問を定めた各規定)
改正個人情報保護法	第 129 条

[説 明]

現行条例においては、各規定において審議会への諮問（あらかじめ審議会の意見を聴く旨）を要することとなる事項を定めているが、改正個人情報保護法では、地方公共団体の設置する審議会への諮問が可能となる場面は大きく限定されることになり、保有個人情報の取扱いに係る審議会への諮問については、同法第 129 条が、「条例で定めるところにより、第 3 章第 3 節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他合議制の機関に諮問をすることができる」と規定している。

よって、改正個人情報保護法適用後に、審議会に諮問ができる事項としては、同法第 129 条の定める「専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」場合であることが要件となる。

この点について、少なくとも、個人情報保護委員会が「専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」場合の具体例として示している以下の項目（「Q & A（行政機関等編）」Q 7－1－1、「事務対応ガイド（行政機関等編）」資料 6－6 頁）については、大阪市においても、改正個人情報保護法第 129 条の規定に基づき、審議会に諮問のできる事項として位置づけて良いと考える。

- ◇ この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- ◇ 改正個人情報保護法第 66 条第 1 項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- ◇ その他、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

その他、改正個人情報保護法第 129 条の規定による審議会への諮問が可能な事項については、同条の定める「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」にあてはまる事項について、引き続き個人情報保護委員会とも調整しつつ、適切な事項を検討すべきである。

(3) 審議の観点に関して

審議会の審議においては、今後法的観点のみならず、必要に応じて、サイバーセキュリティ等に関する技術的知見や市民の意見等、より広い観点からの審議を可能とする方策を検討されたい。

【関係規定】

現行個人情報保護条例	第 6 条等 (その他、審議会への諮問を定めた各規定)
改正個人情報保護法	第 129 条

【説 明】

先述のとおり、改正個人情報保護法第 129 条は、「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」に、審議会への諮問ができることを定めている。この「特に必要であると認めるとき」について、個人情報保護委員会からは、「個人情報保護制度の運用やその在り方についてサイバーセキュリティに関する知見等の専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合をいう」との見解が示されている（「ガイドライン（行政機関等編）」70 頁）。さらに、同委員会からは、地方公共団体が審議会等の場を活用して、専門的な意見に対する住民の反応を確認する趣旨で住民代表からの意見を聴くこと自体は妨げられるものではなく、このような趣旨で専門的知見を有する構成員と住民代表たる構成員により審議会等を構成することも妨げられない旨の見解も示されている（「Q & A（行政機関等編）」Q 7－1－4）。

以上の見解を踏まえ、改正個人情報保護法適用後の審議会においては、法的な知見のみならず、必要に応じて、サイバーセキュリティ等に係る技術的知見や市民の意見を審議に反映できるような仕組みについても、今後検討されたい。

8 事業者等の取り扱う個人情報の保護に関して

(1) 事業者が扱う個人情報の保護への関与について

現行条例の規定（第 49 条乃至第 52 条）及び関連規程を廃止し、改正個人情報保護法の規定に委ねることで良い。

[関係規定]

現行個人情報保護条例	第 49 条乃至第 52 条
改正個人情報保護法	第 146 条乃至第 152 条、第 179 条乃至第 185 条

[説 明]

改正個人情報保護法（第 146 条乃至第 152 条）には、現行条例（第 49 条乃至第 52 条）と同様の内容が定められており、加えて、個人情報取扱事業者に対しては、同法上、現行条例にはない罰則規定も設けられている。

また、大阪市においては、少なくとも直近 10 年で確認できる範囲では、実務的に現行条例第 49 条乃至第 52 条の規定に基づく取扱いを発動した事実はないとのことである。

以上を踏まえると、現行条例（第 49 条乃至第 52 条）及び関連する規程である「個人情報取扱指針」及び「事業者が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱」を廃止し、これらの事項について改正個人情報保護法の規定に委ねる取扱いとしても、特に問題はないと考えられる。

(2) 出資法人等に関する大阪市が特に関与すべき事項について

現行条例の規定（第 53 条）及び関連規程を廃止し、改正個人情報保護法の規定に委ねることで良い。

[関係規定]

現行個人情報保護条例	第 53 条
改正個人情報保護法	規定なし。

[説 明]

現行条例第 53 条は、大阪市の出資法人等が個人情報の保護に関して講ずべき措置の内容、市長の関与に係る事項を定めている。なお、この規定の改正個人情報保護法適用後の取扱いについて、個人情報保護委員会に確認したところでは、法施行等条例上、大阪市の出資法人等に関して、個人情報保護制度に関する大阪市独自の規定を置くことは認められないとの見解

が示されている。

一方、現行条例第 53 条に係る関連規程として「大阪市出資法人等が講ずべき個人情報の保護措置についての指針」に定められている事項は、概ね、改正個人情報保護法や、同法の解釈を示した個人情報保護委員会によるガイドラインにおいて定められていると認められる。

また、出資法人等に対して指導監督を行う権限を有する所管所属又は個人情報取扱事務の委託を行っている所管所属は、日常的に出資法人等と密接に関係しており、緊密な情報連携がなされていると考えられる。

したがって、現行条例（第 53 条）及び関連規程である「大阪市出資法人等が講ずべき個人情報の保護措置についての指針」を廃止し、これらの事項について改正個人情報保護法の規定に委ねる取扱いとしても、特に問題はないと考えられる。

(3) 指定管理者に関する大阪市が特に関与すべき事項について

現行条例の規定（第 54 条乃至第 57 条）及び関連規程を廃止し、改正個人情報保護法の規定に委ねることで良い。

[関係規定]

現行個人情報保護条例	第 54 条乃至第 57 条
改正個人情報保護法	第 66 条第 2 項第 2 号

[説 明]

現行条例第 54 条は、指定管理者の個人情報の収集及び取扱いに関し、地方公共団体としての大阪市と同様に扱う旨を定めているところ、改正個人情報保護法においては、指定管理者につき、安全管理措置については第 5 章（行政機関等の義務等）の規定を適用すること、それ以外の事項については第 4 章（個人情報取扱事業者等の義務等）を適用することが定められている。指定管理者に対する現行条例の規定と改正個人情報保護法の規定との相違を踏まえると、例えば、現行条例の下では、指定管理者が保有する個人情報の開示請求がなされた場合、指定管理者ではなく、当該指定管理者の行う事務を所掌する実施機関が対応を行うこととなっているが、改正個人情報保護法の規定によれば、指定管理者が直接対応することとなると認められる。

なお、この点に関して、個人情報保護委員会に確認したところでは、指定管理者に関し、法施行等条例において、個人情報保護制度に関する大阪市独自の規定を置くことは認められない旨の見解が示されている。

また、現行条例第 54 条乃至第 57 条の関連規程である「指定管理者が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱」に定められている事項は、

個人情報取扱事務の届出に係る事項以外、改正個人情報保護法及び同法の解釈に係る考え方を示したガイドライン（行政機関等編）に定められている、若しくは上記のとおり、個人情報保護委員会から、大阪市独自の規定を定めることは許容されないとされた事項であると認められる。

大阪市の実施機関に対する指定管理者保有個人情報の開示請求など、改正個人情報保護法が許容しない事項については勿論、その他の事項については、当該指定管理者の事務を所掌する大阪市の機関が、直接指定管理者と結ぶ協定書の中で、必要な事項を定めることで、指定管理者に対する大阪市の関与の水準は維持できるものと考えられることから、現行条例（第54条乃至第57条）及び関連規程である「指定管理者が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱」を廃止し、これらの事項について改正個人情報保護法の規定に委ねる取扱いとしても、特に問題はないと考えられる。

9 その他

(1) 適用除外等

- 1 現行条例で、審議会への意見聴取（諮問）や個人情報取扱事務の届出に係る規定の適用が除外されている人事関係情報について、改正個人情報保護法適用後も諮問に代わる審議会への事後報告、個人情報取扱事務の届出の制度を大阪市独自の制度として維持するのであれば、これらの規定の適用について人事関係情報を除外すべきである。
- 2 現行条例が明示的にその適用を除外している「図書等に記録されている保有個人情報」は、改正個人情報保護法にいう「地方公共団体等行政文書」に記録されている情報には含まれないと考えられることから、法施行等条例において特に明示的な適用除外の規定は不要である。

[関係規定]

現行個人情報保護条例	第2条、第71条
改正個人情報保護法	第60条、第88条、第124条 (統計法第52条)

[説 明]

1 人事関係情報について

現行条例第71条第3項は、現行条例中、審議会への意見聴取（諮問）について定めた各規定（具体的には、同条例第6条第4項及び第5項（第9条第4項、第10条第2項及び第12条第2項において準用する場合を含む。）、並びに第9条第1項から第3項まで（審議会の意見聴取に関する部分に限る。）の規定）、及び個人情報取扱事務の届出に係る規定（同第8条）について、「人事、給与、服務、福利厚生その他の本市の職員に関する事務のために取り扱う個人情報」（以下「人事関係情報」という。）には、適用しないことを定めている。これは、人事関係情報がもっぱら市の内部管理事務に関するものであり、その存在又は利用方法等も一般的に当事者たる職員に了知されていることに伴う取扱いである。

この点、改正個人情報保護法にはこのような規定はないが、これは、そもそも同法が現行条例第6条第4項及び第5項（第9条第4項、第10条第2項及び第12条第2項において準用する場合を含む。）、第8条、並びに第9条第1項から第3項までの規定に相応する規定を定めていないからと言える。大阪市においては、改正個人情報保護法適用後も、上記各規定に係る審議会への意見聴取（諮問）の代替としての、審議会への事後報告の制度や、個人情報取扱事務の届出の制度を大阪市独自の制度として維持すること（法施行等条例に独自に規定すること）を想定していることから、これらの制度に係る規定に関しては、人事関係情報への適用を除外する取扱いを維持すべきである。

2 図書等に記録されている情報について

現行条例第71条第1項第3号は、「図書館その他図書、資料、刊行物等(以下「図書等」という。)を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において、その目的のために管理されている図書等に記録されている個人情報」につき、現行条例の規定の適用を除外している。これは、図書館等の施設において、閲覧、貸出し等一般の利用に供するために管理している図書等に記録されている著者名等の個人情報については、これらの図書等に関し、当該施設の目的に応じた管理方法や閲覧、貸出し等の利用の手続が定められていることに伴う取扱いである。

この点、改正個人情報保護法にはこのような規定はないが、同法第60条第1項は、同法第5章にいう「保有個人情報」(地方公共団体保有分)について、「地方公共団体等行政文書」(地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているものをいうものとされている。)に記録されているものに限られるとしているところ、上記「地方公共団体等行政文書」については、同じく同法第60条第1項において、「行政機関情報公開法第2条第2項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く」と定められている。ここでの「政令で定めるもの」について、個人情報の保護に関する法律施行令第16条は、同条第1号により「官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」と定め、同条第2号により「公文書館、研究所、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設として地方公共団体の長が指定する施設において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として次に掲げる方法により特別の管理がされているもの」と定めているところ、この「次に掲げる方法」の内容は、当該規定の内容をみる限り、通常、図書館等が所蔵する図書等について施される措置と同水準の措置といえるものと考えられる。

したがって、現行条例が同条例の適用を除外している、図書等に記録されている保有個人情報は、通常は、改正個人情報保護法にいう「地方公共団体等行政文書」に記録されている情報には含まれないと考えられることから、法施行等条例において、特にこれらの情報について適用を除外する旨の規定をおく等の対応は必要ないと考ええる。

(2) 施行状況の公表等

法律及び条例の施行状況の可視化に係る現行の水準を維持するため、大阪市独自の制度としての法律及び条例の施行状況の公表は維持すべきである。

[関係規定]

現行個人情報保護条例	第 72 条
改正個人情報保護法	第 165 条

[説 明]

現行条例第 72 条は、市長が毎年 1 回、同条例の運用状況を取りまとめ、公表を行うべきことを規定している。改正個人情報保護法第 165 条はこれと同趣旨の規定と認められ、同条は、個人情報保護委員会が地方公共団体の長等に同法の施行状況に係る報告を求めることができると定め、同委員会が毎年度、受けた報告をとりまとめ、その概要を公表すべきものと規定している。

大阪市独自の取組みとして維持することを想定している事務の届出（3（2））に係る個人情報を取り扱う事務の件数等に関しては、個人情報保護委員会からの法律の施行状況の報告の求めや報告内容の公表の対象にならないと考えられる。また、大阪市の実施機関ごとの保有個人情報の開示請求等の件数に関しても個人情報保護委員会からの報告の求めや報告内容の公表の対象にはならないと考えられる。現行の運用状況の報告の制度を廃止した場合、このような情報は公表されないことになることから、法律及び条例の施行状況の可視化に係る現行の水準を維持するため、大阪市独自の法律及び条例に係る「運用状況の公表」は維持するべきと考える。

なお、改正個人情報保護法第 165 条は個人情報保護委員会による法律の施行状況の公表のみを定めるものであるから、大阪市が現行条例下で実施している運用状況の公表を、同法適用後も独自に継続することは、同法に反するものではないと考える。

(3) 罰則等

現行条例第 78 条の定める審議会委員の秘密保持義務違反に係る罰則は、法施行等条例において独自の罰則として規定すべきである。
その他の罰則については改正個人情報保護法に従って運用されたい。

[関係規定]

現行個人情報保護条例	第 74 条乃至第 80 条
改正個人情報保護法	第 176 条乃至第 185 条

[説 明]

現行条例に規定があるものの改正個人情報保護法にはない罰則として現行条例第 78 条の定める罰則がある。同条は、審議会における審議会委員の

秘密保持義務違反に係る罰則を定めている。

この点に関して、個人情報保護委員会からは、法に規定する義務等に違反した者に対する独自の罰則を法施行条例で規定することはできないとの見解が示されている一方で、法施行条例で規定することができる独自の義務等（手数料の額に関する事項又は個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項）を規定する場合において、当該義務等に違反した者に対する独自の罰則を法施行条例で規定することは可能であるとの見解が示されており、さらに、法施行条例で規定することが可能な罰則の具体例として、「個人情報保護審査会（大阪市では「個人情報保護審議会」。）の委員の秘密保持義務等」が示されている（「Q & A（行政機関等編）」Q 9－4－1）。

以上のことから、現行条例第 78 条の定める、審議会委員の秘密保持義務違反に係る罰則については、条例独自の義務の違反に対する条例独自の罰則として、法施行等条例にも定めることで良いと考える。

その他の罰則については、改正個人情報保護法適用後は同法の規定に従って運用されることで支障はない。

大総務第 e-464 号
令和 4 年 3 月 30 日

大阪市個人情報保護審議会
会 長 金 井 美智子 様

大阪市長 松 井 一 郎

個人情報保護制度の見直しについて（諮問）

個人情報保護制度につきましては、平成 7 年 10 月の大阪市個人情報保護条例の施行より、貴審議会の答申、提言をいただき、制度の適正な運用に努めてまいりました。

今般、令和 3 年 5 月 19 日に「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布されたことにより、これまでの「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」の各法の規律内容を、「個人情報の保護に関する法律」に統合することを主旨とする同法の改正が行われ、令和 5 年春以降、同法が地方公共団体にも直接適用されることになっております。

これに伴い、本市においても、これまでの制度運用を踏まえつつ、改正後の「個人情報の保護に関する法律」との整合を図る観点から、大阪市個人情報保護条例の改廃等を含めた個人情報保護制度の見直しを行う必要があると考えております。

つきましては、個人情報保護制度の見直しについて、大阪市個人情報保護条例第 59 条第 2 項に基づき諮問いたします。

大阪市個人情報保護条例（抜粋）

（審議会の設置及び組織）

第 59 条 この条例及び大阪市特定個人情報保護条例（平成 27 年大阪市条例第 89 号）の規定によりその権限に属するものとされた事項について、諮問に応じて審議を行わせ、及び報告に対して意見を述べさせるため、審議会を置く。

2 審議会は、前項に定めるもののほか、個人情報の保護に関する重要な事項について、市長の諮問に応じて調査し、又は審議するとともに、市長に意見を述べることができる。

3－7 省 略

大 市 民 第 1186 号
令和 4 年 3 月 31 日

大阪市個人情報保護審議会
会 長 金 井 美智子 様

大阪市長 松 井 一 郎

個人情報保護制度の見直しについて（諮問）

個人情報保護制度につきましては、平成 7 年 10 月の大阪市個人情報保護条例の施行より、貴審議会の答申、提言をいただき、制度の適正な運用に努めてまいりました。

今般、令和 3 年 5 月 19 日に「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布されたことにより、これまでの「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」の各法の規律内容を、「個人情報の保護に関する法律」に統合することを主旨とする同法の改正が行われ、令和 5 年春以降、同法が地方公共団体にも直接適用されることになっております。

これに伴い、本市においても、これまでの制度運用を踏まえつつ、改正後の「個人情報の保護に関する法律」との整合を図る観点から、大阪市個人情報保護条例の改廃等を含めた個人情報保護制度の見直しを行う必要があると考えております。

つきましては、個人情報保護制度の見直しについて、大阪市個人情報保護条例第 59 条第 2 項に基づき諮問いたします。

大阪市個人情報保護条例（抜粋）

（審議会の設置及び組織）

第 59 条 この条例及び大阪市特定個人情報保護条例（平成 27 年大阪市条例第 89 号）の規定によりその権限に属するものとされた事項について、諮問に応じて審議を行わせ、及び報告に対して意見を述べさせるため、審議会を置く。

2 審議会は、前項に定めるもののほか、個人情報の保護に関する重要な事項について、市長の諮問に応じて調査し、又は審議するとともに、市長に意見を述べることができる。

3－7 省 略

大阪市個人情報保護審議会委員名簿

会 長	かな い みちこ 金 井 美智子	弁 護 士
委 員 (会長代行)	の ろ みつる 野 呂 充	大阪大学大学院高等司法研究科教授
委 員	おかざわ しげ ひこ 岡 澤 成 彦	弁 護 士
委 員	こ ばやし くに こ 小 林 邦 子	弁 護 士
委 員	しの はら のり あき 篠 原 永 明	甲南大学法学部准教授
委 員	つか だ のり ゆき 塚 田 哲 之	神戸学院大学法学部教授
委 員	の だ たかし 野 田 崇	関西学院大学法学部教授
委 員	や ぐち ち はる 矢 口 智 春	弁 護 士

(令和4年4月1日現在)

資料 3

答 申 に 至 る 審 議 経 過

回	開 催 日	審 議 内 容
第 240 回	令和 4 年 4 月 6 日	「個人情報保護制度の見直し」について諮問 (令和 4 年 3 月 30 日付) 諮問趣旨の説明等
第 241 回	5 月 6 日	・ 定義等 ・ 保有（収集）の制限 ・ 利用目的の変更 ・ 利用及び提供の制限等
第 242 回	5 月 19 日	・ 電子計算機処理の制限、電子計算機の結合の制限 ・ 漏えい等の報告及び本人通知 ・ 適正な管理・安全管理措置 ・ 個人情報ファイルの保有等に関する事前通知 ・ 個人情報ファイル簿の作成及び公表 ・ 個人情報取扱事務登録簿の取扱い ・ 任意代理人による開示請求等
第 243 回	5 月 26 日	・ 不開示情報の範囲 ・ 開示決定等の期限 ・ 開示請求等に係る手数料 ・ 訂正請求権及び利用停止請求権の対象等
第 244 回	6 月 9 日	・ 存否応答拒否の事後報告 ・ 情報提供の申出 ・ 行政機関等匿名加工情報の提供 ・ 審査請求に係る手続（諮問による審議会における審議手続） ・ 審議会への諮問事項（審査請求に係る諮問を除く）
第 245 回	7 月 7 日	・ 事業者が扱う個人情報の保護への関与について ・ 出資法人等に関する本市が特に関与すべき事項について ・ 指定管理者に関する本市が特に関与すべき事項について ・ 適用除外等 ・ 施行状況の公表等、運用状況の公表 ・ 罰則 パブリック・コメントの実施について
第 246 回	7 月 21 日	・ 裁量的開示の事後報告 ・ 一般的責務規定 ・ 訂正請求における事実を証する資料の添付

第 247 回	7 月 29 日	・ 個人情報の取扱いに係る受託者の義務違反に対する措置 答申の方向性について
第 248 回	8 月 31 日	答申案の審議
第 249 回	9 月 15 日	答申案の審議
第 250 回	9 月 28 日	答申案の審議

大阪市個人情報保護条例

制 定 平成 7 年 3 月 16 日 条例 11

最近改正 令和 4 年 3 月 2 日 条例 4

目次

第 1 章	総則（第 1 条—第 5 条）
第 2 章	実施機関が取り扱う個人情報の保護
第 1 節	個人情報の適切な取扱いの確保（第 6 条—第 16 条）
第 2 節	保有個人情報の開示、訂正及び利用停止（第 17 条—第 43 条）
第 3 節	審査請求（第 44 条—第 47 条）
第 4 節	保有個人情報の取扱いに係る情報の提供（第 48 条）
第 3 章	事業者が取り扱う個人情報の保護（第 49 条—第 58 条）
第 4 章	個人情報保護審議会（第 59 条—第 67 条）
第 5 章	補則（第 68 条—第 73 条）
第 6 章	罰則（第 74 条—第 80 条）
	附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、市民の基本的な人権を擁護するとともに、市政の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、大阪市会議長（以下「議長」という。）、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長並びに本市が単独で設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。）で作

られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

(3) 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、市規則で定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

(4) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして市規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(5) 保有個人情報 実施機関の職員（本市が単独で設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）第 2 条第 2 項に規定する公文書並びに大阪市会事務局（以下「事務局」という。）の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、事務局の職員が組織的に用いるものとして、議長が管理しているもの（官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数のものに販売することを目的として発行されるもの（以下「出版物」という。）を除く。）をいう。以下同じ。)に記載されているものに限る。

(6) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 2 条第 9 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。

(7) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただ

し、専ら文章を作成し、又は文書若しくは図画の内容を記録するための処理
その他市規則で定める処理を除く。

(8) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護のために必要な施策を実施するよう努めるとともに、個人情報の保護の重要性について事業者及び市民の意識の啓発に努めなければならない。

2 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を十分に尊重しなければならない。

3 実施機関の職員は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を適正に取り扱い、個人情報の保護に努めなければならない。

4 実施機関の職員又は職員であった者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、個人情報の保護に関する本市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を適切に取り扱い、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の適切な取扱いの確保

(収集の制限)

第6条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該明確にされた事務の目的（以下「事務の目的」という。）の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき

(2) 事務の目的を達成するために必要不可欠であると認められるとき

3 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき

(2) 本人の同意があるとき

- (3) 出版、報道等により公にされているとき
 - (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき
 - (5) 所在不明、心神喪失その他の事由により本人から個人情報を収集することが困難なとき
 - (6) 争訟、選考、指導、相談、交渉その他の事務又は事業を遂行するために個人情報を収集する場合において、本人から当該個人情報を収集したのでは当該事務若しくは事業の目的を損ない、又は当該事務若しくは事業の公正若しくは円滑な遂行に著しい支障が生ずると認められるとき
 - (7) 本市の他の機関若しくは国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくはこれらに準ずる団体から個人情報の提供を受けることが事務若しくは事業の遂行上やむを得ないと認められる場合又は第三者から個人情報を収集することが公益上必要と認められる場合において、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき
- 4 実施機関は、第2項第2号又は前項第6号若しくは第7号の規定により個人情報を収集しようとするとき（争訟、選考、指導、相談又は交渉を行うために第三者から第2項に規定する個人情報以外の個人情報を収集しようとするときを除く。）は、あらかじめ大阪市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、急を要するときその他実施機関が事務又は事業の遂行に支障が生ずると認めるときは、この限りでない。
- 5 実施機関は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで個人情報を収集したときは、速やかにその旨を審議会に報告しなければならない。この場合において、審議会は当該実施機関に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができる。

（事務の目的の明示）

第7条 実施機関は、前条第3項の規定により本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を収集しようとするときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、当該個人情報に係る事務の目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき
 - (2) 事務の目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき
 - (3) 事務の目的を本人に明示することにより、本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - (4) 収集の状況からみて事務の目的が明らかであると認められるとき
- 2 前条第5項の規定は、前項第1号から第3号までの規定により事務の目的を明示しないで個人情報を収集した場合について準用する。

(事務の届出)

第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（出版物に記載されている個人情報の取得に係る事務及び一時的に使用され、短期間に廃棄され、又は消去される個人情報を取り扱う事務を除く。以下この条において同じ。）を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、急を要するときその他実施機関が事務又は事業の遂行に支障が生ずると認めるときは、この限りでない。

- (1) 事務の名称及び目的
- (2) 事務を所掌する組織の名称
- (3) 個人情報の項目
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の収集方法
- (6) 要配慮個人情報を取り扱うときは、その旨
- (7) 個人情報の電子計算機処理を行うときは、その旨
- (8) 個人情報の利用又は提供を経常的に行うときは、その利用の範囲又は提供先の名称
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る事項を変更し、又は当該届出に係る個人情報を取り扱う事務を廃止しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。ただし、急を要するときその他実施機関が事務又は事業の遂行に支障が生ずると認めるときは、この限りでない。

3 実施機関は、第1項ただし書又は前項ただし書の規定により市長に届け出ないで個人情報を取り扱う事務を開始し、変更し、又は廃止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前3項の規定による届出を受理したときは、速やかに当該届出に係る事項を審議会に報告するものとする。この場合において、審議会は実施機関に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができる。

5 市長は、第1項から第3項までの規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

(電子計算機処理の制限)

第9条 実施機関は、新たに保有個人情報（法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。第12条第1項において同じ。）の電子計算機処理を行おうとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かななければならない。ただし、急を要するときその他実施機関が事務又は事業の遂行に支障が生ずると認めるときは、この限りでない。

2 実施機関は、保有個人情報で第6条第2項に規定する個人情報に該当するものの電子計算機処理を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき
- (2) 事務の目的を達成するために必要不可欠であり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき

3 実施機関は、前項第2号の規定により保有個人情報で第6条第2項に規定する個人情報に該当するものの電子計算機処理を行おうとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。ただし、急を要するときその他実施機関が事務又は事業の遂行に支障が生ずると認めるときは、この限りでない。

4 第6条第5項の規定は、第1項ただし書又は前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで保有個人情報の電子計算機処理を行った場合について準用する。

(利用及び提供の制限)

第10条 実施機関は、事務の目的の範囲を超えて保有個人情報を当該実施機関の内部で利用し、又は保有個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき
- (2) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき
- (3) 出版、報道等により公にされているとき
- (4) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供する場合において、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき
- (5) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき
- (6) 実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供することに相当の理由があると認められる場合において、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき

2 第6条第4項及び第5項の規定は、前項第5号又は第6号の規定により保有個人情報を利用し、又は提供しようとする場合について準用する。

(提供先に対する措置要求)

第11条 実施機関は、保有個人情報を当該実施機関以外のものに提供する場合において必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該保有個人情報の利用の目的若しくは方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

(電子計算機の結合の制限)

第12条 実施機関は、保有個人情報の電子計算機処理を行うときは、本市の他の機関若しくは国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人又は本人以外のものと通信回線により電子計算機の結合を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき
- (2) 実施機関が公益上特に必要があると認めるとき

- 2 第6条第4項及び第5項の規定は、前項第2号の規定により電子計算機の結合を行おうとする場合について準用する。

(適正な維持管理)

第13条 実施機関は、事務の目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報を常に正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

- 2 実施機関は、保有個人情報の保護に関する責任体制を明確にし、保有個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 3 実施機関は、事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならず、また、保有する必要がなくなったときは、保有個人情報を確実に速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的文化的価値を有すると認められるものについては、この限りでない。

(事務処理の委託)

第14条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の全部又は一部の処理を委託しようとするときは、委託に関する契約書に個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の防止に関する事項、契約に違反したときの契約解除及び損害賠償に関する事項等を明記するなど、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(受託者等の義務)

第15条 実施機関から個人情報を取り扱う事務の全部又は一部の処理を受託している者又は受託していた者（以下「受託者」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 受託した事務に関して知り得た事項を他に漏らすこと
 - (2) 実施機関の承認を受けずに、受託した事務を第三者に委託すること
 - (3) 実施機関の承認を受けずに、受託した事務に係る個人情報を第三者に提供すること
 - (4) 実施機関の承認を受けずに、受託した事務に関して取得し、又は作成した個人情報が記録されている文書、図画又は電磁的記録を複写し、又は複製すること
- 2 受託者が受託し、又は受託していた業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(勧告及び公表)

第16条 市長は、受託者が前条第1項各号のいずれかの規定に違反していると認めるときは、当該受託者に対し、行為の是正その他必要な措置を講ずべき旨を勧告することができる。

- 2 市長は、受託者が前項の規定による勧告に従わないときは、その旨、勧告の内容及び当該受託者の氏名又は名称を公表することができる。
- 3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ受託者

にその理由を通知し、意見陳述の機会を与えるものとする。

第2節 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止

(開示請求権)

第17条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手續)

第18条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出する方法により行わなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、市規則で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第19条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第17条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号から第4号まで、次条第2項及び第26条第1項において同じ。）の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することによ

り、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が個人情報保法第 78 条第 2 号ハに規定する公務員等（地方独立行政法人の役員を含む。以下ウにおいて同じ。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

(4) 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で開示請求者以外の個人又は法人等から任意に提供された情報であって、当該個人又は当該法人等における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

(5) 本市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、本市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 個人の評価、診断、判定、相談、選考等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な遂行に支障が生じるおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 本市が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(7) 開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じると認められる情報

(8) 前各号に掲げるもののほか、法令等の定めるところにより開示しないとされ、若しくは開示することができないと認められる情報又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示等により開示することができないと認められる情報

(部分開示)

第20条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第21条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(開示請求に係る保有個人情報の存否に関する情報)

第22条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第23条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し市規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条

の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 3 実施機関は、前2項の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

(開示決定等の期限)

第24条 前条第1項又は第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、第18条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示決定等をすべき期間を、同項に規定する期間が満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第25条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して44日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第26条 開示請求に係る保有個人情報に本市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの(以下この条、第46条及び第47条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、市規則で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他市規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第19条第2号から第4号

までのただし書に規定する情報に該当すると認められるとき及び当該第三者に関する情報を第 21 条の規定により開示しようとするときは、第 23 条第 1 項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、市規則で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他市規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が第 19 条第 2 号ア又はウに規定する情報に該当すると認められる場合において、開示しても、当該第三者の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき

(2) 第三者の所在が判明しないとき

3 実施機関は、前 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第 45 条及び第 46 条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第 27 条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して市規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、第 20 条の規定により保有個人情報の一部を開示するときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

（訂正請求権）

第 28 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと認めるときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。

2 第 17 条第 2 項の規定は、前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）について準用する。

（訂正請求の手続）

第 29 条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を実施機関に提出する方法により行わなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他訂正

請求に係る保有個人情報に特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

2 訂正請求をする者は、訂正請求書を提出する際、実施機関に対し、当該訂正請求の内容が事実と合致することを証する資料を提出しなければならない。

3 第18条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。

(保有個人情報の訂正義務)

第30条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報に係る事務の目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正を行わなければならない。

(訂正請求に係る保有個人情報の存否に関する情報)

第31条 訂正請求に対し、当該訂正請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなる場合は、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該訂正請求を拒否することができる。

(訂正請求に対する措置)

第32条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正を行うときは、その旨の決定をし、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正を行わないとき（前条の規定により訂正請求を拒否するとき及び訂正請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨及び理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第33条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第29条第3項において準用する第18条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 第24条第2項の規定は、訂正決定等について準用する。

(訂正決定等の期限の特例)

第34条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(保有個人情報の提供先への通知)

第35条 実施機関は、第32条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正を行った場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先

に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(利用停止請求権)

第 36 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求をすることができる。

(1) 第 6 条第 1 項から第 3 項まで及び第 7 条第 1 項の規定に違反して収集されたとき、第 10 条第 1 項の規定に違反して利用されているとき又は第 13 条第 3 項の規定に違反して保有されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第 10 条第 1 項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 第 17 条第 2 項の規定は、前項の規定による保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。

(利用停止請求の手続)

第 37 条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出する方法により行わなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他利用停止請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

2 第 18 条第 2 項及び第 3 項の規定は、利用停止請求について準用する。

(保有個人情報の利用停止義務)

第 38 条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止を行うことにより、当該保有個人情報を取り扱う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に係る保有個人情報の存否に関する情報)

第 39 条 利用停止請求に対し、当該利用停止請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該利用停止請求を拒否することができる。

(利用停止請求に対する措置)

第 40 条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止を行うときは、その旨の決定をし、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」と

いう。) に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止を行わないとき（前条の規定により利用停止請求を拒否するとき及び利用停止請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨及び理由を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第 41 条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、当該利用停止請求があった日の翌日から起算して 30 日以内にしなければならない。ただし、第 37 条第 2 項において準用する第 18 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 第 24 条第 2 項の規定は、利用停止決定等について準用する。

（利用停止決定等の期限の特例）

第 42 条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

（議長及び副議長がともに欠けた場合の特例）

第 43 条 任期満了、解散その他の事由により議長及び大阪市会副議長がともに欠けている期間がある場合には、当該期間は、第 24 条、第 25 条、第 33 条、第 34 条、第 41 条及び前条の規定により議長が開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等をすべき期間に算入しない。

第 3 節 審査請求

（本市が単独で設立した地方独立行政法人に対する審査請求）

第 44 条 本市が単独で設立した地方独立行政法人がした開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は本市が単独で設立した地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服があるものは、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による審査請求をすることができる。

（審議会への諮問等）

第 45 条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について行政不服審査法による審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに審議会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全

部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正を行うこととする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止を行うこととする場合

（諮問をした旨の通知）

第 46 条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第 47 条 第 26 条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第 4 節 保有個人情報の取扱いに係る情報の提供

（情報の提供）

第 48 条 実施機関は、保有個人情報の本人から当該保有個人情報の取扱いの状況についての情報の提供の申出があったときは、当該申出に応ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、前項の規定により情報を提供しようとするときは、第三者の権利、競争上の地位その他正当な利益を侵害することのないよう配慮しなければならない。

3 実施機関は、第 1 項の規定により提供しようとする情報に第三者に関する情報が含まれる場合においては、あらかじめ審議会の意見を聴いた上で、提供の申出をした者（以下「提供申出者」という。）の人権が侵害され、又は侵害されるおそれがあると認められるときに限り、提供申出者の人権を擁護するために必要な限度において、提供申出者に当該第三者に関する情報を提供することができる。

第3章 事業者が取り扱う個人情報の保護

(指導及び助言等)

第49条 市長は、事業者及び事業者団体（事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする2以上の事業者の結合体又は連合体であって、個人情報を保有する事業者をその構成員に含むものをいう。）に対し、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう指導及び助言を行うものとする。

2 市長は、あらかじめ審議会の意見を聴いた上で、事業者が講ずべき個人情報の保護措置についての指針（以下「個人情報取扱指針」という。）を策定するものとする。

(調査及び公表)

第50条 市長は、事業者が個人情報取扱指針に反して個人情報を取り扱っている疑いがあると認めるときは、事実を明らかにするために必要な限度において、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を要請することができる。

2 市長は、事業者が前項の規定による説明又は資料の提出を正当な理由なく拒んだときは、その旨、事実経過及び当該事業者の氏名又は名称を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ事業者にもその理由を通知し、意見陳述の機会を与えた上で、審議会の意見を聴くものとする。

(勧告及び公表)

第51条 市長は、事業者が個人情報取扱指針に反して個人情報を取り扱っている場合において、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、あらかじめ審議会の意見を聴いた上で、当該事業者に対して、当該取扱いの是正その他必要な措置を講ずべき旨を勧告することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による勧告を受けた事業者が、当該勧告に従わない場合について準用する。この場合において、同条第2項中「事実経過」とあるのは「勧告の内容」と読み替えるものとする。

(調査、勧告又は公表の制限)

第52条 市長は、前2条の規定による調査、勧告又は公表を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。

2 前項の規定の趣旨に照らし、市長は、事業者が個人情報保護法第57条第1項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に定める目的で個人情報を取り扱う場合に限る。）に対して個人情報を提供する行為については、前2条の規定による調査、勧告又は公表を行わないものとする。

(出資法人等が講ずべき措置等)

第53条 次に掲げる法人又は団体（以下この条において「出資法人等」という。）は、この条例の規定に基づく本市又は本市が単独で設立した地方独立行政法人（以下「本市等」という。）の施策に留意し、個人情報の保護のために必要

な措置を講ずるよう努めなければならない。

(1) 本市等が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人（本市が設立団体（地方独立行政法人法第6条第3項に規定する設立団体という。）である地方独立行政法人を除く。）のうち本市等が行う事務又は事業と特に密接な関係にある法人であって市長が定めるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、本市等が個人情報を取り扱う事務の全部又は一部の処理を経常的に委託している法人又は団体で、市長が定めるもの

2 市長は、出資法人等が講ずべき個人情報の保護措置についての指針を策定し、出資法人等に対して、当該指針に従い個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

3 市長は、出資法人等に対して、当該出資法人等が講じている個人情報の保護措置の実施状況について報告を求めることができる。

4 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を取りまとめ、公表するものとする。

（指定管理者に関する特例）

第54条 本市が設置する公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、当該公の施設の管理の業務を行うに当たっては、第2章第1節の規定の例により、当該業務に係る個人情報を収集するとともに、当該業務に伴い取得した個人情報（当該業務に従事している者が当該業務に関して職務上作成し、又は取得した文書、図画又は電磁的記録であって、当該業務に従事する者が組織的に用いるものとして当該指定管理者が保有しているものに記録されているものに限り、出版物に記載されているものを除く。以下「指定管理者保有個人情報」という。）を取り扱わなければならない。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第6条第3項第7号	他の機関	機関
第6条第4項	あらかじめ	あらかじめその管理する公の施設に係る事務を所掌する実施機関（以下「特定実施機関」という。）を通じて
	実施機関が	指定管理者が
第6条第5項	実施機関は	指定管理者は
	その旨を	その旨を特定実施機関を通じて
	ついて	ついて特定実施機関を通じて
第8条第1項	事項を	事項を特定実施機関を通じて
	実施機関が	指定管理者が
第8条第2項	その旨を	その旨を特定実施機関を通じて

	実施機関が	指定管理者が
第 8 条第 3 項	実施機関	指定管理者
	その旨を	その旨を特定実施機関を通じて
第 8 条第 4 項	実施機関	指定管理者
	ついて	ついて特定実施機関を通じて
第 9 条第 1 項	あらかじめ	あらかじめ特定実施機関を通じて
	実施機関が	指定管理者が
第 9 条第 3 項	あらかじめ	あらかじめ特定実施機関を通じて
	実施機関が	指定管理者が
第 12 条第 1 項	本市の他の機関若しくは国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人又は本人以外の	他の
	次の各号のいずれか	第 2 号
第 12 条第 1 項第 2 号	実施機関	指定管理者の申出に基づき特定実施機関
第 13 条第 3 項ただし書	認められる	特定実施機関が認める
	この限りでない	特定実施機関に譲り渡さなければならない

2 指定管理者保有個人情報の本人は、第 2 章第 2 節及び第 4 節の規定の例により、指定管理者が管理する公の施設に係る事務を所掌する実施機関（以下「特定実施機関」という。）に対し、当該指定管理者保有個人情報に係る開示、訂正若しくは利用停止の請求又は情報の提供の申出（以下「指定管理者保有個人情報の開示請求等」という。）をすることができる。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 19 条第 4 号	実施機関	指定管理者
第 23 条第 2 項	保有していない	指定管理者が保有していない
第 30 条	行わなければならない	指定管理者に行わせなければならない
第 32 条第 1 項	行う	指定管理者に行わせる
第 32 条第 2 項	行わない	指定管理者に行わせない
	保有していない	指定管理者が保有していない
第 35 条	行った	指定管理者に行わせた
	通知する	指定管理者に通知させる
第 38 条	行わなければならない	指定管理者に行わせなければならない

	行う	指定管理者に行わせる
第 40 条第 1 項	行う	指定管理者に行わせる
第 40 条第 2 項	行わない	指定管理者に行わせない
	保有していない	指定管理者が保有していない

3 前項の規定による指定管理者保有個人情報の開示請求等があったときは、特定実施機関は、当該指定管理者保有個人情報の開示請求等が不適法であり却下する場合を除き、速やかに、指定管理者に対し、その旨を通知し、当該指定管理者保有個人情報の取扱いの状況（当該指定管理者保有個人情報を保有していない場合はその旨を含む。）の報告（指定管理者保有個人情報の開示の請求にあつては、当該報告及び当該指定管理者保有個人情報の提供）を求めるものとする。

4 第 2 項の規定による指定管理者保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求に係る決定又は不作為に対する審査請求に係る事件については、第 2 章第 3 節の規定の例による。この場合において、第 45 条第 3 号及び第 4 号中「行う」とあるのは「指定管理者に行わせる」と読み替えるものとする。

（指定管理者の義務等）

第 55 条 指定管理者は、指定管理者の指定を受けた期間（連続して 2 回以上指定管理者の指定を受けたときにあっては、その最後に指定を受けた期間）が経過したとき又は地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、直ちに特定実施機関の指示に従い、指定管理者保有個人情報を特定実施機関に譲り渡し、又は廃棄し、若しくは消去しなければならない。

2 指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

3 指定管理者は、その管理する公の施設の管理の業務に係る個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（指定管理者が取り扱う個人情報の保護に係る措置）

第 56 条 公の施設の管理の業務に関し指定管理者と締結する協定等においては、指定管理者保有個人情報に係る開示、訂正及び利用停止の実施並びに情報の提供の申出に対する処理の実施に関する指定管理者の義務その他指定管理者が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項を定めなければならない。

（指定管理者からの受託者等の義務等）

第 57 条 第 15 条及び第 16 条の規定は、指定管理者からその管理する公の施設の管理の業務に係る個人情報を取り扱う事務の全部若しくは一部の処理を受託している者若しくは受託していた者又はこれらの者が受託し、若しくは受託していた業務に従事している者若しくは従事していた者について準用する。この場合において、第 15 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定中「実施機関」とあるのは「特定実施機関」と読み替えるものとする。

(国又は他の地方公共団体との協力)

第 58 条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いに関し、個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に対して協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体からの協力の要請に応ずるものとする。

第 4 章 個人情報保護審議会

(審議会の設置及び組織)

第 59 条 この条例及び大阪市特定個人情報保護条例（平成 27 年大阪市条例第 89 号）の規定によりその権限に属するものとされた事項について、諮問に応じて審議を行わせ、及び報告に対して意見を述べさせるため、審議会を置く。

2 審議会は、前項に定めるもののほか、個人情報の保護に関する重要な事項について、市長の諮問に応じて調査し、又は審議するとともに、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

4 審議会の委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

5 審議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 審議会の委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(部会)

第 59 条の 2 審議会は、その指名する委員 3 人以上をもって構成する部会に、前条第 1 項に規定する事項について調査審議させることができる。

(審議会の調査権限)

第 60 条 審議会は、必要があると認めるときは、第 45 条（第 54 条第 4 項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により諮問をした実施機関又は特定実施機関（以下「諮問庁」という。）に対し、保有個人情報又は指定管理者保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報又は指定管理者保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではない。

3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報又は指定管理者保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

4 第 54 条第 4 項の規定によりその例によることとされる第 45 条の規定による訂正決定等若しくは利用停止決定等又は訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に対する審査請求に係る事件に関する前 3 項の規定の適用については、第 1 項中「という。）」とあるのは「という。）を通じて指定管理者」と、第 2 項中「諮問庁」とあるのは「諮問庁及び指定管理者」と、前項中「諮問庁」とあるのは「諮問庁を通じて指定管理者」と、「審議会に」とあるのは「諮問庁を通じて審議会に」とする。

5 第 1 項及び第 3 項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人若しくは諮問庁（以下「審査請求人等」という。）又は指定管理者に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。この場合において、指定管理者に対する意見書又は資料の提出の求めは、諮問庁を通じて行うものとする。

（意見の陳述等）

第 61 条 審議会は、審査請求人等から申立てがあつたときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

3 審議会は、その指定する相当の期間内に審査請求人等が口頭で意見を述べるできないときは、当該審査請求人等に対し、口頭で意見を述べる機会に代えて、相当の期間を定めて当該期間内に意見書を提出するよう求めることができる。

（意見書等の提出）

第 62 条 審査請求人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第 63 条 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第 60 条第 1 項（同条第 4 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により提示された保有個人情報又は指定管理者保有個人情報を閲覧させ、同条第 5 項の規定による調査をさせ、又は第 61 条第 1 項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせ、若しくは同条第 3 項の規定により当該意見の陳述に代えて提出された意見書を閲覧させることができる。

（提出資料の写しの送付等）

第 64 条 審議会は、第 60 条第 3 項（同条第 4 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第 5 項、第 61 条第 3 項又は第 62 条の規定による意見書又は資料の提出があつたときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。以下この項、

次項及び第5項において同じ。)にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査請求人等は、審議会に対し、審議会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審議会が定める方法により表示したものの閲覧)又は写しの交付(電磁的記録にあっては、記録された事項を記載した書面の交付。以下この条において同じ。)を求めることができる。この場合において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。
- 3 審議会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせ、若しくは写しの交付をしようとするときは、当該送付又は閲覧若しくは写しの交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審議会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 審議会は、第2項の規定による閲覧又は写しの交付について、日時及び場所を指定することができる。
- 5 第2項の規定により審議会に提出された意見書又は資料の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付(電磁的記録にあっては、記録された事項を記載した書面の作成及び送付)に要する費用を負担しなければならない。

(調査審議手続の非公開)

第65条 審議会の行う調査審議の手続は、公開しない。ただし、第59条第2項の規定による調査審議の手続のうち個人情報保護制度の運営に係る事項については、特段の支障がない限り、公開して行うものとする。

(答申書の送付等)

第66条 審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(委任)

第67条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営並びに調査審議の手続に関し必要な事項は、市規則で定める。

第5章 補則

(手数料等)

第68条 開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求若しくは第48条の規定による申出又は指定管理者保有個人情報の開示請求等に係る手数料は、無料とする。

- 2 この条例(第64条第2項を除く。)の規定により公文書の写しの交付(電

磁的記録にあっては、これに準ずるものとして市規則で定める方法を含む。)を受ける者は、当該写しの作成及び送付(電磁的記録にあっては、これらに準ずるものとして市規則で定めるものを含む。)に要する費用を負担しなければならない。

(苦情の処理)

第 69 条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあつせんその他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市長は、前項の規定による措置を講ずるために必要があると認めるときは、事業者その他の関係者に対して、説明又は資料の提出を要請することができる。

(市長の調整)

第 70 条 市長は、市長以外の実施機関に対し、個人情報の取扱いに関し、報告を求め、又は助言することができる。

(適用除外等)

第 71 条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 統計法(平成 19 年法律第 53 号)第 52 条第 1 号、第 3 号及び第 4 号に掲げる個人情報

(2) 統計法第 24 条第 1 項の規定により総務大臣に届け出られた同法第 2 条第 5 項に規定する統計調査に係る同条第 11 項に規定する調査票情報に含まれる個人情報

(3) 図書館その他図書、資料、刊行物等(以下「図書等」という。)を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において、その目的のために管理されている図書等に記録されている個人情報

2 第 2 章第 2 節(第 54 条第 2 項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)、第 3 節(同条第 4 項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)及び第 4 節(同条第 2 項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の遂行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報又は指定管理者保有個人情報(当該裁判、処分若しくは遂行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。)については、適用しない。

3 第 6 条第 4 項及び第 5 項(第 9 条第 4 項、第 10 条第 2 項及び第 12 条第 2 項において準用する場合を含む。)、第 8 条並びに第 9 条第 1 項から第 3 項まで(審議会の意見聴取に関する部分に限る。)の規定は、人事、給与、服務、福利厚生その他の本市の職員に関する事務のために取り扱う個人情報については、適用しない。

- 4 保有個人情報又は指定管理者保有個人情報の開示、訂正又は利用停止について、法令等（大阪市情報公開条例及び大阪市会情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 24 号）を除く。）に定めがあるときは、この条例の規定にかかわらず、その定めるところによる。ただし、保有個人情報又は指定管理者保有個人情報の開示をすることができる期間又は方法等が限られている場合において、当該法令等が異なる期間又は方法等による保有個人情報又は指定管理者保有個人情報の開示を禁止する趣旨でないと認められるときは、この限りでない。
- 5 保有個人情報又は指定管理者保有個人情報（大阪市情報公開条例第 7 条に規定する非公開情報を専ら記録する公文書（指定管理者保有個人情報にあつては、指定管理者等が行う公の施設の管理の業務に従事している者が当該業務に関して職務上作成し、又は取得した文書、図画又は電磁的記録であつて、当該従事者が当該業務に関して組織的に用いるものとして当該指定管理者が保有しているもの（出版物を除く。））に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用の目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報又は指定管理者保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第 2 章（第 2 節及び第 4 節に限る。）（第 54 条第 2 項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定の適用については、実施機関又は指定管理者に保有されていないものとみなす。

（運用状況の公表）

第 72 条 市長は、毎年 1 回、この条例の運用の状況を取りまとめ、公表するものとする。

（施行の細目）

第 73 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

第 6 章 罰則

第 74 条 実施機関の職員若しくは職員であつた者又は第 15 条第 2 項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した保有個人情報を含む情報の集合物であつて個人の秘密に属する事項が記録されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 75 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 76 条 前 2 条の規定は、第 54 条第 1 項に規定する指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事している者又は従事していた者について準用する。こ

の場合において、前2条中「保有個人情報」とあるのは「指定管理者保有個人情報」と読み替えるものとする。

第77条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第78条 第59条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第79条 第74条から前条までの規定は、本市外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第80条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則（平成7.10.1施行、告示608）

（施行期日）

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

（大阪市電子計算機処理に係る個人情報保護条例の廃止）

2 大阪市電子計算機処理に係る個人情報保護条例（昭和63年大阪市条例第13号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行前に実施機関が行った個人情報の収集、利用若しくは提供又は個人情報の電子計算機処理若しくはこれに係る電子計算機の結合（以下「個人情報の処理等」という。）は、この条例の規定により行われたものとみなす。

4 この条例の施行の際現に実施機関が個人情報を取り扱っている事務についての第7条第1項の規定の適用については、同項中「開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「現に行っているときは、この条例の施行後速やかに」とする。

5 実施機関が、この条例の施行後に行う個人情報の処理等について、旧条例第4条第3項（旧条例第5条第2項及び第6条第2項において準用する場合を含む。）の規定により旧条例第11条第1項に規定する大阪市個人情報保護審議会（以下「旧審議会」という。）の意見を聴いている場合においては、当該個人情報の処理等については、第8条第1項（第9条第3項及び第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

6 この条例の施行前に旧条例第7条第1項又は第8条第1項の規定により行われた個人情報の開示、訂正又は削除の請求については、旧条例は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧条例第7条第4項において準用する旧条例第4条第3項及び旧条例第10条第2項の規定中「大阪市個人情報保護審議会」とあるのは「大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）第34条第1項に規定する大阪市個人情報保護審議

会」とする。

- 7 この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者は、第 34 条第 4 項の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなす。

- 8 この条例の施行後最初に委嘱される審議会の委員（前項の規定により委嘱されたものとみなされる委員を含む。）の任期は、第 34 条第 5 項本文の規定にかかわらず、平成 8 年 3 月 31 日までとする。

（保有個人情報の開示等の特例）

- 9 第 2 章第 2 節の規定は、平成 13 年 10 月 1 日前に事務局の職員が職務上作成し、又は取得した公文書に記録された保有個人情報については、適用しない。

（本市が単独で設立した地方独立行政法人の成立に係る経過措置）

- 10 本市が単独で設立した地方独立行政法人の成立の際現にされている開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求又は第 48 条の規定による申出で、本市から当該地方独立行政法人が引き継いだ保有個人情報に係るものは、当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求又は第 48 条の規定による申出とみなす。

- 11 前項に規定するもののほか、本市が単独で設立した地方独立行政法人の成立の日前にこの条例の規定によってした処分、手続その他の行為で本市から当該地方独立行政法人が引き継いだ保有個人情報に係るものは、この条例の規定によって当該地方独立行政法人が行い又は当該地方独立行政法人に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。

（大阪市農業委員会の廃止に係る経過措置）

- 12 大阪市農業委員会の廃止の日前にこの条例の規定によって大阪市農業委員会が行い又は大阪市農業委員会に対して行われた処分、手続その他の行為で当該廃止に伴い市長が引き継いだ保有個人情報に係るものは、この条例の規定によって市長が行い又は市長に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。

（地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の成立に係る経過措置）

- 13 市長の保有個人情報であって、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の成立に伴い市長が地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に引き継ぐ個人情報について、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の成立の日前にこの条例の規定によって市長が行い又は市長に対して行われた処分、手続その他の行為がある場合における当該処分、手続その他の行為に係るこの条例の規定の適用については、第 2 条第 1 号中「消防長並びに」とあるのは「消防長、」と、「」をいう」とあるのは「」並びに地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所をいう」と、同条第 5 号中「の役員」とあるのは「及び地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の役員」と、第 44 条中「本市が単独で設立した地方独立行政法人」とあるのは「本市が単独で設立した地方独立行政法人若しくは地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所」とする。

- 14 前項の場合において、同項に規定する処分、手続その他の行為については、この条例の規定によって地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所が行い又は地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。

(地方独立行政法人大阪産業技術研究所の成立に係る経過措置)

- 15 地方独立行政法人大阪市立工業研究所の保有個人情報であつて、地方独立行政法人大阪産業技術研究所の成立に伴い地方独立行政法人大阪市立工業研究所が地方独立行政法人大阪産業技術研究所に引き継ぐ個人情報について、地方独立行政法人大阪産業技術研究所の成立の日前にこの条例の規定によって地方独立行政法人大阪市立工業研究所が行い又は地方独立行政法人大阪市立工業研究所に対して行われた処分、手続その他の行為がある場合における当該処分、手続その他の行為に係るこの条例の規定の適用については、第2条第1号中「消防長並びに」とあるのは「消防長、」と、「」をいう」とあるのは「」並びに地方独立行政法人大阪産業技術研究所をいう」と、同条第5号中「の役員」とあるのは「及び地方独立行政法人大阪産業技術研究所の役員」と、第44条中「本市が単独で設立した地方独立行政法人」とあるのは「本市が単独で設立した地方独立行政法人若しくは地方独立行政法人大阪産業技術研究所」とする。

- 16 前項の場合において、同項に規定する処分、手続その他の行為については、この条例の規定によって地方独立行政法人大阪産業技術研究所が行い又は地方独立行政法人大阪産業技術研究所に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。

(交通事業の廃止に係る経過措置)

- 17 本市の高速鉄道事業、自動車運送事業及び中量軌道事業の廃止の日前にこの条例の規定によって交通局長が行い又は交通局長に対して行われた処分、手続その他の行為で当該廃止に伴い市長が引き継いだ保有個人情報に係るものは、この条例の規定によって市長が行い又は市長に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。

(公立大学法人大阪の成立に係る経過措置)

- 18 公立大学法人大阪市立大学の保有個人情報であつて、公立大学法人大阪の成立に伴い公立大学法人大阪市立大学が公立大学法人大阪に引き継ぐ個人情報について、公立大学法人大阪の成立の日前にこの条例の規定によって公立大学法人大阪市立大学が行い又は公立大学法人大阪市立大学に対して行われた処分、手続その他の行為がある場合における当該処分、手続その他の行為に係るこの条例の規定の適用については、第2条第1号中「消防長並びに」とあるのは「消防長、」と、「」をいう」とあるのは「」並びに公立大学法人大阪をいう」と、同条第5号中「の役員」とあるのは「及び公立大学法人大阪の役員」と、第44条中「本市が単独で設立した地方独立行政法人」とあるのは「本市が単独で設立した地方独立行政法人若しくは公立大学法人大阪」

とする。

- 19 前項の場合において、同項に規定する処分、手続その他の行為については、この条例の規定によって公立大学法人大阪が行い又は公立大学法人大阪に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成 12. 3. 2 日条例 1）抄

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12. 12. 19 条例 90）

この条例は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成 13. 3. 5 条例 3、平成 13. 4. 1 施行、告示 356）抄
（施行期日）

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。

（大阪市個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置）

- 10 この条例の施行の際、現にされている前項の規定による改正前の大阪市個人情報保護条例（以下「改正前の個人情報保護条例」という。）第 16 条又は第 22 条の規定による開示又は訂正若しくは削除の請求は、同項の規定による改正後の大阪市個人情報保護条例（以下「改正後の個人情報保護条例」という。）第 16 条又は第 22 条の規定による開示又は訂正若しくは削除の請求とみなす。

- 11 前項に規定するもののほか、この条例の施行前に改正前の個人情報保護条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、改正後の個人情報保護条例中これに相当する規定がある場合には、改正後の個人情報保護条例の規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成 13. 4. 1 条例 24、平成 13. 10. 1 施行、平成 13. 9. 21 議長決定）抄

（施行期日）

- 1 この条例の施行期日は、議長が定める。

附 則（平成 17. 3. 2 条例 4）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現にされているこの条例による改正前の大阪市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第 22 条第 2 項の規定による削除の請求は、この条例による改正後の大阪市個人情報保護条例（以下「新条例」という。）第 36 条第 1 項の規定による利用停止請求とみなす。

- 3 前項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、新条例中これに相当する規定がある場合は、新条例の規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成 17. 3. 30 条例 17）

（施行期日）

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に大阪市会議長が行った個人情報の収集、利用若しくは提供又は個人情報の電子計算機処理若しくはこれに係る電子計算機の結合は、この条例による改正後の大阪市個人情報保護条例（以下「改正後の条例」という。）の規定により行われたものとみなす。

3 この条例の施行により新たに個人情報を取り扱う事務に含まれることとなる事務についての改正後の条例第 8 条第 1 項の規定の適用については、同項中「開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「現に行っているときは、大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成 17 年大阪市条例第 17 号）の施行後速やかに」とする。

附 則（平成 18. 3. 31 条例 18）

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21. 3. 2 条例 2）

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26. 12. 1 条例 138）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27. 10. 13 条例 88）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の大阪市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第 46 条第 1 項（第 54 条第 2 項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下同じ。）の規定によってされた是正の申出及び旧条例第 47 条第 1 項（第 54 条第 2 項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下同じ。）の規定によってされた再調査の申出については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に旧条例第 46 条第 1 項の規定による是正の申出をした者は、同条第 4 項（第 54 条第 2 項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による通知（前項の規定によりなお従前の例によることとされたものを含む。）を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、旧条例第 47 条第 1 項の規定による再調査の申出をすることができる。

附 則（平成 27. 12. 18 条例 110）

この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28. 3. 2 条例 16）

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の大阪市個人情報保護条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた開示決定等(改正後の条例第 24 条第 1 項に規定する開示決定等をいう。

以下同じ。)、訂正決定等(改正後の条例第 33 条第 1 項に規定する訂正決定等をいう。以下同じ。))若しくは利用停止決定等(改正後の条例第 41 条第 1 項に規定する利用停止決定等をいう。以下同じ。))若しくは施行日以後にされた開示請求(改正後の条例第 17 条第 2 項に規定する開示請求をいう。以下同じ。)、訂正請求(改正後の条例第 28 条第 2 項に規定する訂正請求をいう。以下同じ。))若しくは利用停止請求(改正後の条例第 36 条第 2 項に規定する利用停止請求をいう。以下同じ。))に係る不作為又は施行日以後にされた指定管理者保有個人情報開示決定等(指定管理者保有個人情報(改正後の条例第 54 条第 1 項に規定する指定管理者保有個人情報をいう。以下同じ。))の開示、訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。))又は利用停止(改正後の条例第 36 条第 2 項に規定する利用停止をいう。以下同じ。))の請求に係る決定をいう。以下同じ。))若しくは施行日以後にされた指定管理者保有個人情報の開示、訂正若しくは利用停止の請求に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等若しくは施行日前にされた開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為又は施行日前にされた指定管理者保有個人情報開示決定等若しくは施行日前にされた指定管理者保有個人情報の開示、訂正若しくは利用停止の請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則(平成 28. 3. 30 条例 70)

この条例は、平成 28 年 10 月 3 日から施行する。

附 則(平成 29. 2. 27 条例 8、平成 29. 4. 1 施行、告示 469)

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第 52 条第 2 項の改正規定は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。

附 則(平成 29. 9. 28 条例 69) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条中第 2 号の次に 2 号を加える改正規定(同条第 4 号に係る部分に限る。))及び第 8 条第 1 項の改正規定並びに次項の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に当該改正規定による改正後の大阪市個人情報保護条例(以下「改正後の条例」という。)第 2 条第 1 号に規定する実施機関が同条第 4 号に規定する要配慮個人情報を取り扱っている事務についての改正後の条例第 8 条第 1 項の規定の適用については、同項中「開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「現に行っているときは、平成 30 年 4 月 1 日以後遅滞なく」とする。

附 則(平成 30. 3. 28 条例 54)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31. 2. 25 条例 8、平成 31. 4. 1 施行、告示 474)

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 号の改

正規定及び附則に 2 項を加える改正規定の施行期日は、市長が定める。

附 則（令和 3. 3. 3 条例 3）

この条例は、地方独立行政法人天王寺動物園の成立の日から施行する。

附 則（令和 4. 3. 2 条例 4）

この条例は、令和 4 年 4 月 1 から施行する。

個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 国及び地方公共団体の責務等（第四条—第六条）

第三章 個人情報の保護に関する施策等

第一節 個人情報の保護に関する基本方針（第七条）

第二節 国の施策（第八条—第十一条）

第三節 地方公共団体の施策（第十二条—第十四条）

第四節 国及び地方公共団体の協力（第十五条）

第四章 個人情報取扱事業者等の義務等

第一節 総則（第十六条）

第二節 個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者の義務（第十七条—第四十条）

第三節 仮名加工情報取扱事業者等の義務（第四十一条・第四十二条）

第四節 匿名加工情報取扱事業者等の義務（第四十三条—第四十六条）

第五節 民間団体による個人情報の保護の推進（第四十七条—第五十六条）

第六節 雑則（第五十七条—第五十九条）

第五章 行政機関等の義務等

第一節 総則（第六十条）

第二節 行政機関等における個人情報等の取扱い（第六十一条—第七十三条）

第三節 個人情報ファイル（第七十四条・第七十五条）

第四節 開示、訂正及び利用停止

第一款 開示（第七十六条—第八十九条）

第二款 訂正（第九十条—第九十七条）

第三款 利用停止（第九十八条—第一百三条）

第四款 審査請求（第一百四条—第一百七条）

第五款 条例との関係（第一百八条）

第五節 行政機関等匿名加工情報の提供等（第一百九条—第一百二十三条）

第六節 雑則（第二百四条—第一百二十九条）

第六章 個人情報保護委員会

第一節 設置等（第一百三十条—第一百四十五条）

第二節 監督及び監視

第一款 個人情報取扱事業者等の監督（第一百四十六条—第一百五十二条）

第二款 認定個人情報保護団体の監督（第一百五十三条—第一百五十五条）

第三款 行政機関等の監視（第一百五十六条—第一百六十条）

第三節 送達（第百六十一条—第百六十四条）

第四節 雑則（第百六十五条—第百七十条）

第七章 雑則（第百七十一条—第百七十五条）

第八章 罰則（第百七十六条—第百八十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てら

れ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

5 この法律において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

6 この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものという。

一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

7 この法律において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

8 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項

及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

9 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。

10 この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。

11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。

一 行政機関

二 地方公共団体の機関（議会を除く。次章、第三章及び第六十九条第二項第三号を除き、以下同じ。）

三 独立行政法人等（別表第二に掲げる法人を除く。第十六条第二項第三号、第六十三条、第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第四項から第六項まで、第百十九条第五項から第七項まで並びに第二百五条第二項において同じ。）

四 地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二十一条第一号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第二号若しくは第三号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするものを除く。第十六条第二項第四号、第六十三条、第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第七項から第九項まで、第百十九条第八項から第十項まで並びに第二百五条第二項において同じ。）

（基本理念）

第三条 個人情報、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。

第二章 国及び地方公共団体の責務等

（国の責務）

第四条 国は、この法律の趣旨にのっとり、国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要

な施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（法制上の措置等）

第六条 政府は、個人情報の性質及び利用方法に鑑み、個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるとともに、国際機関その他の国際的な枠組みへの協力を通じて、各国政府と共同して国際的に整合のとれた個人情報に係る制度を構築するために必要な措置を講ずるものとする。

第三章 個人情報の保護に関する施策等

第一節 個人情報の保護に関する基本方針

第七条 政府は、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向
- 二 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項
- 三 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 四 独立行政法人等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 五 地方独立行政法人が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 六 第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者、同条第五項に規定する仮名加工情報取扱事業者及び同条第六項に規定する匿名加工情報取扱事業者並びに第五十一条第一項に規定する認定個人情報保護団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 七 個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項
- 八 その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、個人情報保護委員会が作成した基本方針の案について閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を

公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第二節 国の施策

（国の機関等が保有する個人情報の保護）

第八条 国は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、独立行政法人等について、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（地方公共団体等への支援）

第九条 国は、地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策及び国民又は事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、情報の提供、地方公共団体又は事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

（苦情処理のための措置）

第十条 国は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情の適切かつ迅速な処理を図るために必要な措置を講ずるものとする。

（個人情報の適正な取扱いを確保するための措置）

第十一条 国は、地方公共団体との適切な役割分担を通じ、次章に規定する個人情報取扱事業者による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、第五章に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

第三節 地方公共団体の施策

（地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護）

第十二条 地方公共団体は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人について、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（区域内の事業者等への支援）

第十三条 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(苦情の処理のあっせん等)

第十四条 地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第四節 国及び地方公共団体の協力

第十五条 国及び地方公共団体は、個人情報の保護に関する施策を講ずるにつき、相協力するものとする。

第四章 個人情報取扱事業者等の義務等

第一節 総則

(定義)

第十六条 この章及び第八章において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

2 この章及び第六章から第八章までにおいて「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

一 国の機関

二 地方公共団体

三 独立行政法人等

四 地方独立行政法人

3 この章において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

4 この章において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害され

るものとして政令で定めるもの以外のものをいう。

- 5 この章、第六章及び第七章において「仮名加工情報取扱事業者」とは、仮名加工情報を含む情報の集合物であつて、特定の仮名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第四十一条第一項において「仮名加工情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第二項各号に掲げる者を除く。
- 6 この章、第六章及び第七章において「匿名加工情報取扱事業者」とは、匿名加工情報を含む情報の集合物であつて、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第四十三条第一項において「匿名加工情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第二項各号に掲げる者を除く。
- 7 この章、第六章及び第七章において「個人関連情報取扱事業者」とは、個人関連情報を含む情報の集合物であつて、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第三十一条第一項において「個人関連情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第二項各号に掲げる者を除く。
- 8 この章において「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。

第二節 個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者の義務

（利用目的の特定）

第十七条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的による制限）

第十八条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱

ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- 一 法令（条例を含む。以下この章において同じ。）に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下この章において「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- 六 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

（不適正な利用の禁止）

第十九条 個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第二十条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

- 五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該要配慮個人情報の学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- 六 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。
- 七 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、第五十七条第一項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合
- 八 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

（取得に際しての利用目的の通知等）

- 第二十一条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。
- 3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
- 一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- 三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(データ内容の正確性の確保等)

第二十二條 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第二十三條 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(従業者の監督)

第二十四條 個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督)

第二十五條 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(漏えい等の報告等)

第二十六條 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、当該個人情報取扱事業者が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

2 前項に規定する場合には、個人情報取扱事業者（同項ただし書の規定による通知をした者を除く。）は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

(第三者提供の制限)

第二十七條 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を

得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

七 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第二十条第一項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。

一 第三者への提供を行う個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この条、第三十条第一項第一号及び第三十二条第一項第一号において同じ。）の氏名

二 第三者への提供を利用目的とすること。

三 第三者に提供される個人データの項目

- 四 第三者に提供される個人データの取得の方法
 - 五 第三者への提供の方法
 - 六 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
 - 七 本人の求めを受け付ける方法
 - 八 その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める事項
- 3 個人情報取扱事業者は、前項第一号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第三号から第五号まで、第七号又は第八号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。
 - 4 個人情報保護委員会は、第二項の規定による届出があったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該届出に係る事項を公表しなければならない。前項の規定による届出があったときも、同様とする。
 - 5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
 - 一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
 - 二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - 三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
 - 6 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(外国にある第三者への提供の制限)

第二十八条 個人情報取扱事業者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条及び第三十一条第一項第二号において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条及び同号において同じ。）にある

第三者（個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第三項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項並びに同号において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第一項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。
- 3 個人情報取扱事業者は、個人データを外国にある第三者（第一項に規定する体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

（第三者提供に係る記録の作成等）

第二十九条 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者（第十六条第二項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条（第三十一条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）において同じ。）に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれか（前条第一項の規定による個人データの提供にあつては、第二十七条第一項各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

（第三者提供を受ける際の確認等）

第三十条 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

- 2 前項の第三者は、個人情報取扱事業者が同項の規定による確認を行う場合において、当該個人情報取扱事業者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。
- 3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。
- 4 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

(個人関連情報の第三者提供の制限等)

第三十一条 個人関連情報取扱事業者は、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下この章及び第六章において同じ。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第二十七条第一項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護委員会規則で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

- 一 当該第三者が個人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。
 - 二 外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。
- 2 第二十八条第三項の規定は、前項の規定により個人関連情報取扱事業者が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。
- 3 前条第二項から第四項までの規定は、第一項の規定により個人関連情報取扱事業者が確認する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「の提供を受けた」とあるのは、「を提供した」と読み替えるものとする。

(保有個人データに関する事項の公表等)

第三十二条 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

- 一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 全ての保有個人データの利用目的（第二十一条第四項第一号から第三号までに該当する場合を除く。）

三 次項の規定による求め又は次条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十四条第一項若しくは第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求に応じる手続（第三十八条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）

四 前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの

2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

二 第二十一条第四項第一号から第三号までに該当する場合

3 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

（開示）

第三十三条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護委員会規則で定める方法による開示を請求することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、同項の規定により当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

三 他の法令に違反することとなる場合

3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき、又は同項の規定により本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

4 他の法令の規定により、本人に対し第二項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

5 第一項から第三項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第二十九条第

一項及び第三十条第三項の記録（その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるものを除く。第三十七条第二項において「第三者提供記録」という。）について準用する。

（訂正等）

第三十四条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を請求することができる。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。
- 3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

（利用停止等）

第三十五条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第十八条若しくは第十九条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第二十条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 3 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第二十七条第一項又は第二十八条の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。
- 4 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 5 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データを当該個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る第二十六条第一項本文に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。
- 6 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 7 個人情報取扱事業者は、第一項若しくは第五項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第三項若しくは第五項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(理由の説明)

第三十六条 個人情報取扱事業者は、第三十二条第三項、第三十三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十四条第三項又は前条第七項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(開示等の請求等に応じる手続)

第三十七条 個人情報取扱事業者は、第三十二条第二項の規定による求め又は第三十三条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。次条第一項及び第三十九条において同じ。）、第三十四条第一項若しくは第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求（以下この条及び第五十四条第一項において「開示等の請求等」という。）に関し、政令で定めるところにより、その求め又は請求を受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の請求等を行わなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の請求等に関し、その対象となる保有個人データ又は第三者提供記録を特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場

合において、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の請求等を行うことができるよう、当該保有個人情報又は当該第三者提供記録の特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

- 3 開示等の請求等は、政令で定めるところにより、代理人によって行うことができる。
- 4 個人情報取扱事業者は、前三項の規定に基づき開示等の請求等に応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

(手数料)

第三十八条 個人情報取扱事業者は、第三十二条第二項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第三十三条第一項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

(事前の請求)

第三十九条 本人は、第三十三条第一項、第三十四条第一項又は第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき者に対し、あらかじめ、当該請求を行い、かつ、その到達した日から二週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、当該訴えの被告となるべき者がその請求を拒んだときは、この限りでない。

- 2 前項の請求は、その請求が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。
- 3 前二項の規定は、第三十三条第一項、第三十四条第一項又は第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

(個人情報取扱事業者による苦情の処理)

第四十条 個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

第三節 仮名加工情報取扱事業者等の義務

(仮名加工情報の作成等)

第四十一条 個人情報取扱事業者は、仮名加工情報（仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下この章及び第六章において同じ。）を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個

個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下この条及び次条第三項において読み替えて準用する第七項において同じ。）を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。
- 3 仮名加工情報取扱事業者（個人情報取扱事業者である者に限る。以下この条において同じ。）は、第十八条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第十七条第一項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下この条において同じ。）を取り扱ってはならない。
- 4 仮名加工情報についての第二十一条の規定の適用については、同条第一項及び第三項中「、本人に通知し、又は公表し」とあるのは「公表し」と、同条第四項第一号から第三号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。
- 5 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、第二十二条の規定は、適用しない。
- 6 仮名加工情報取扱事業者は、第二十七条第一項及び第二項並びに第二十八条第一項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第二十七条第五項中「前各項」とあるのは「第四十一条第六項」と、同項第三号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第六項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と、第二十九条第一項ただし書中「第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれか（前条第一項の規定による個人データの提供にあつては、第二十七条第一項各号のいずれか）」とあり、及び第三十条第一項ただし書中「第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれか」とあるのは「法令に基づく場合又は第二十七条第五項各号のいずれか」とする。
- 7 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 8 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問

するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

- 9 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第十七条第二項、第二十六条及び第三十二条から第三十九条までの規定は、適用しない。

（仮名加工情報の第三者提供の制限等）

第四十二条 仮名加工情報取扱事業者は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。次項及び第三項において同じ。）を第三者に提供してはならない。

- 2 第二十七条第五項及び第六項の規定は、仮名加工情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、同条第五項中「前各項」とあるのは「第四十二条第一項」と、同項第一号中「個人情報取扱事業者」とあるのは「仮名加工情報取扱事業者」と、同項第三号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第六項中「個人情報取扱事業者」とあるのは「仮名加工情報取扱事業者」と、「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と読み替えるものとする。
- 3 第二十三条から第二十五条まで、第四十条並びに前条第七項及び第八項の規定は、仮名加工情報取扱事業者による仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、第二十三条中「漏えい、滅失又は毀損」とあるのは「漏えい」と、前条第七項中「ために、」とあるのは「ために、削除情報等を取得し、又は」と読み替えるものとする。

第四節 匿名加工情報取扱事業者等の義務

（匿名加工情報の作成等）

第四十三条 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報（匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下この章及び第六章において同じ。）を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならない。
- 3 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。

- 4 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。
- 5 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 6 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

（匿名加工情報の提供）

第四十四条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報（自ら個人情報を加工して作成したものを除く。以下この節において同じ。）を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

（識別行為の禁止）

第四十五条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第四十三条第一項若しくは第百十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

（安全管理措置等）

第四十六条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

第五節 民間団体による個人情報の保護の推進

（認定）

第四十七条 個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者

（以下この章において「個人情報取扱事業者等」という。）の個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報（以下この章において「個人情報等」という。）の適正な取扱いの確保を目的として次に掲げる業務を行おうとする法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第三号ロにおいて同じ。）は、個人情報保護委員会の認定を受けることができる。

- 一 業務の対象となる個人情報取扱事業者等（以下この節において「対象事業者」という。）の個人情報等の取扱いに関する第五十三条の規定による苦情の処理
 - 二 個人情報等の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供
 - 三 前二号に掲げるもののほか、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保に関し必要な業務
- 2 前項の認定は、対象とする個人情報取扱事業者等の事業の種類その他の業務の範囲を限定して行うことができる。
- 3 第一項の認定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、個人情報保護委員会に申請しなければならない。
- 4 個人情報保護委員会は、第一項の認定をしたときは、その旨（第二項の規定により業務の範囲を限定する認定にあつては、その認定に係る業務の範囲を含む。）を公示しなければならない。

（欠格条項）

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

- 一 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 第百五十五条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 その業務を行う役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この条において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - ロ 第百五十五条第一項の規定により認定を取り消された法人において、その取消しの日前三十日以内にその役員であつた者でその取消しの日から二年を経過しない者

（認定の基準）

第四十九条 個人情報保護委員会は、第四十七条第一項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

- 一 第四十七条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。
- 二 第四十七条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うに足る知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであること。
- 三 第四十七条第一項各号に掲げる業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって同項各号に掲げる業務が不公正になるおそれがないものであること。

(変更の認定等)

第五十条 第四十七条第一項の認定（同条第二項の規定により業務の範囲を限定する認定を含む。次条第一項及び第一百五十五条第一項第五号において同じ。）を受けた者は、その認定に係る業務の範囲を変更しようとするときは、個人情報保護委員会の認定を受けなければならない。ただし、個人情報保護委員会規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 第四十七条第三項及び第四項並びに前条の規定は、前項の変更の認定について準用する。

(廃止の届出)

第五十一条 第四十七条第一項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。）を受けた者（以下この節及び第六章において「認定個人情報保護団体」という。）は、その認定に係る業務（以下この節及び第六章において「認定業務」という。）を廃止しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を個人情報保護委員会に届け出なければならない。

- 2 個人情報保護委員会は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(対象事業者)

第五十二条 認定個人情報保護団体は、認定業務の対象となることについて同意を得た個人情報取扱事業者等を対象事業者としなければならない。この場合において、第五十四条第四項の規定による措置をとったにもかかわらず、対象事業者が同条第一項に規定する個人情報保護指針を遵守しないときは、当該対象事業者を認定業務の対象から除外することができる。

- 2 認定個人情報保護団体は、対象事業者の氏名又は名称を公表しなければならない。

(苦情の処理)

第五十三条 認定個人情報保護団体は、本人その他の関係者から対象事業者の個人情報等の取扱いに関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該対象事業者に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な解決を求めなければならない。

2 認定個人情報保護団体は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該対象事業者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 対象事業者は、認定個人情報保護団体から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

（個人情報保護指針）

第五十四条 認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置、開示等の請求等に応じる手続その他の事項又は仮名加工情報若しくは匿名加工情報に係る作成の方法、その情報の安全管理のための措置その他の事項に関し、消費者の意見を代表する者その他の関係者の意見を聴いて、この法律の規定の趣旨に沿った指針（以下この節及び第六章において「個人情報保護指針」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、当該個人情報保護指針を個人情報保護委員会に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 個人情報保護委員会は、前項の規定による個人情報保護指針の届出があったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人情報保護指針を公表しなければならない。

4 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針が公表されたときは、対象事業者に対し、当該個人情報保護指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置をとらなければならない。

（目的外利用の禁止）

第五十五条 認定個人情報保護団体は、認定業務の実施に際して知り得た情報を認定業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

（名称の使用制限）

第五十六条 認定個人情報保護団体でない者は、認定個人情報保護団体という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第六節 雑則

(適用除外)

第五十七条 個人情報取扱事業者等及び個人関連情報取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報等及び個人関連情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、この章の規定は、適用しない。

一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）

報道の用に供する目的

二 著述を業として行う者 著述の用に供する目的

三 宗教団体 宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

四 政治団体 政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

2 前項第一号に規定する「報道」とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること（これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。）をいう。

3 第一項各号に掲げる個人情報取扱事業者等は、個人データ、仮名加工情報又は匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報等の取扱いに関する苦情の処理その他の個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

(適用の特例)

第五十八条 個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者のうち次に掲げる者については、第三十二条から第三十九条まで及び第四節の規定は、適用しない。

一 別表第二に掲げる法人

二 地方独立行政法人のうち地方独立行政法人法第二十一条第一号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第二号若しくは第三号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするもの

2 次の各号に掲げる者が行う当該各号に定める業務における個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いについては、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者による個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いとみなして、この章（第三十二条から第三十九条まで及び第四節を除く。）及び第六章から第八章までの規定を適用する。

一 地方公共団体の機関 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院（次号において「病院」という。）及び同条第二項に規定する診療所並びに学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学の運営

二 独立行政法人労働者健康安全機構 病院の運営

(学術研究機関等の責務)

第五十九条 個人情報取扱事業者である学術研究機関等は、学術研究目的で行う個人情報の

取扱いについて、この法律の規定を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

第五章 行政機関等の義務等

第一節 総則

(定義)

第六十条 この章及び第八章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員（独立行政法人等及び地方独立行政法人にあっては、その役員を含む。以下この章及び第八章において同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下この章において「行政機関情報公開法」という。）第二条第二項に規定する行政文書をいう。）、法人文書（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下この章において「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第二項に規定する法人文書（同項第四号に掲げるものを含む。）をいう。）又は地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第二条第二項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。）をいう。）（以下この章において「行政文書等」という。）に記録されているものに限る。

2 この章及び第八章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

3 この章において「行政機関等匿名加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部（これらの一部に行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。以下この項において同じ。）、独立行政法人等情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。）又は地方公共団体の情報公開条例（地方公共団体の機関又は地方独立行政法

人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める地方公共団体の条例をいう。以下この章において同じ。）に規定する不開示情報（行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が含まれているときは、これらの不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる匿名加工情報をいう。

一 第七十五条第二項各号のいずれかに該当するもの又は同条第三項の規定により同条第一項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。

二 行政機関情報公開法第三条に規定する行政機関の長、独立行政法人等情報公開法第二条第一項に規定する独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書等の開示の請求（行政機関情報公開法第三条、独立行政法人等情報公開法第三条又は情報公開条例の規定による開示の請求をいう。）があったとしたならば、これらの者が次のいずれかを行うこととなるものであること。

イ 当該行政文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。

ロ 行政機関情報公開法第十三条第一項若しくは第二項、独立行政法人等情報公開法第十四条第一項若しくは第二項又は情報公開条例（行政機関情報公開法第十三条第一項又は第二項の規定に相当する規定を設けているものに限る。）の規定により意見書の提出の機会を与えること。

三 行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第百十六条第一項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること。

4 この章において「行政機関等匿名加工情報ファイル」とは、行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

一 特定の行政機関等匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

5 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第二節 行政機関等における個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第六十一条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第六十

六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。)の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

- 2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報保有してはならない。
- 3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第六十二条 行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- 一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- 二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- 三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第六十三条 行政機関の長（第二条第八項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第七十四条において同じ。）、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人（以下この章及び次章において「行政機関の長等」という。）は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第六十四条 行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第六十五条 行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

- 一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務
- 二 指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務
- 三 第五十八条第一項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
- 四 第五十八条第二項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
- 五 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

（従事者の義務）

第六十七条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第二項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第七十六条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（漏えい等の報告等）

第六十八条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。

2 前項に規定する場合には、行政機関の長等は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
- 二 当該保有個人情報に第七十八条第一項各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

（利用及び提供の制限）

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第七十条 行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第二項第三号若しくは第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(外国にある第三者への提供の制限)

第七十一条 行政機関の長等は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）にある第三者（第十六条第三項に規定する個人デ

一タの取扱いについて前章第二節の規定により同条第二項に規定する個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第三項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項において同じ。）に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、法令に基づく場合及び第六十九条第二項第四号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。

- 2 行政機関の長等は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。
- 3 行政機関の長等は、保有個人情報を外国にある第三者（第一項に規定する体制を整備している者に限る。）に利用目的以外の目的のために提供した場合には、法令に基づく場合及び第六十九条第二項第四号に掲げる場合を除くほか、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第七十二条 行政機関の長等は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（仮名加工情報の取扱いに係る義務）

第七十三条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第二百二十八条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

- 2 行政機関の長等は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 3 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに第四十一条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

- 4 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 5 前各項の規定は、行政機関の長等から仮名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第三節 個人情報ファイル

（個人情報ファイルの保有等に関する事前通知）

第七十四条 行政機関（会計検査院を除く。以下この条において同じ。）が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、個人情報保護委員会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 個人情報ファイルの名称
- 二 当該機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- 三 個人情報ファイルの利用目的
- 四 個人情報ファイルに記録される項目（以下この節において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第九号において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この節において「記録範囲」という。）
- 五 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この節において「記録情報」という。）の収集方法
- 六 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- 七 記録情報を当該機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- 八 次条第三項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第五号若しくは前号に掲げる事項を次条第一項に規定する個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルを同項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨
- 九 第七十六条第一項、第九十条第一項又は第九十八条第一項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- 十 第九十条第一項ただし書又は第九十八条第一項ただし書に該当するときは、その旨
- 十一 その他政令で定める事項

- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- 一 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル
 - 二 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル
 - 三 当該機関の職員又は職員であつた者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（当該機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
 - 四 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
 - 五 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - 六 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
 - 七 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであつて、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
 - 八 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであつて、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
 - 九 本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル
 - 十 第三号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル
 - 十一 第六十条第二項第二号に係る個人情報ファイル
- 3 行政機関の長は、第一項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該行政機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第九号に該当するに至ったときは、遅滞なく、個人情報保護委員会に対しその旨を通知しなければならない。

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第七十五条 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（以下この章において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- 一 前条第二項第一号から第十号までに掲げる個人情報ファイル
 - 二 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

三 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル

- 3 第一項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、記録項目の一部若しくは前条第一項第五号若しくは第七号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。
- 4 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての第一項の規定の適用については、同項中「定める事項」とあるのは、「定める事項並びに記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨」とする。
- 5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。

第四節 開示、訂正及び利用停止

第一款 開示

(開示請求権)

- 第七十六条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。
- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この節において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この節及び第二百二十七条において「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手続)

- 第七十七条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「開示請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。
- 一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - 二 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 行政機関の長等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下この節において「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第七十八条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一 開示請求者（第七十六条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第八十六条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

四 行政機関の長が第八十二条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五 行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

- 2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（」とする。

（部分開示）

第七十九条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

- 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第一項第二号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第八十条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第八十一条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第八十二条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第六十二条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

- 2 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないとき

を含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第八十三条 開示決定等は、開示請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第八十四条 開示請求に係る保有個人情報に著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(事案の移送)

第八十五条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報が当該行政機関の長等が属する行政機関等以外の行政機関等から提供されたものであるとき、その他他の行政機関の長等において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該開示請求についての開示決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第八十二条第一項の決定（以下この節において「開示決定」という。）をしたときは、当該行政機関の長等は、開示の実施

をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第八十六条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第百五条第二項第三号及び第百七条第一項において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、行政機関の長等は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

一 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第七十八条第一項第二号ロ又は同項第三号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

二 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第八十条の規定により開示しようとするとき。

3 行政機関の長等は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かななければならない。この場合において、行政機関の長等は、開示決定後直ちに、当該意見書（第百五条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第八十七条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、行政機関の長等は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 行政機関等は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該

開示決定をした行政機関の長等に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

- 4 前項の規定による申出は、第八十二条第一項に規定する通知があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第八十八条 行政機関の長等は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報に前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(手数料)

第八十九条 行政機関の長に対し開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

- 2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。
- 3 前二項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。
- 4 独立行政法人等に対し開示請求をする者は、独立行政法人等の定めるところにより、手数料を納めなければならない。
- 5 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第一項の手数料の額を参酌して、独立行政法人等が定める。
- 6 独立行政法人等は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 7 地方独立行政法人に対し開示請求をする者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。
- 8 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第二項の条例で定める手数料の額を参酌して、地方独立行政法人が定める。
- 9 地方独立行政法人は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

(訂正請求権)

第九十条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第九十八条第一項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

二 開示決定に係る保有個人情報であって、第八十八条第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この節及び第二百二十七条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

(訂正請求の手続)

第九十一条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「訂正請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

一 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

三 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 行政機関の長等は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この節において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第九十二条 行政機関の長等は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第九十三条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨

の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第九十四条 前条各項の決定（以下この節において「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第九十一条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第九十五条 行政機関の長等は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 訂正決定等をする期限

（事案の移送）

第九十六条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報が第八十五条第三項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の行政機関の長等において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該訂正請求についての訂正決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとする。
- 3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第九十三条第一項の決定（以下この項及び次条において「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした行政機関の長等は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行しなければならない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第九十七条 行政機関の長等は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第三款 利用停止

(利用停止請求権)

第九十八条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この節において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

一 第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六十三条の規定に違反して取り扱われているとき、第六十四条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

二 第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この節及び第二百二十七条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

(利用停止請求の手続)

第九十九条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「利用停止請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

三 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 行政機関の長等は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請

求をした者（以下この節において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第百条 行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第百一条 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第百二条 前条各項の決定（以下この節において「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第九十九条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限の特例）

第百三条 行政機関の長等は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 利用停止決定等をする期限

第四款 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)

第百四条 行政機関の長等（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人を除く。次項及び次条において同じ。）に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条、第十七条、第二十四条、第二章第三節及び第四節並びに第五十条第二項の規定は、適用しない。

- 2 行政機関の長等に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第二章の規定の適用については、同法第十一条第二項中「第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）」とあるのは「第四条（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第百七条第二項の規定に基づく政令を含む。）の規定により審査請求がされた行政庁（第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）」と、同法第十三条第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第二十五条第七項中「あったとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あったとき」と、同法第四十四条中「行政不服審査会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会（審査庁が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会。第五十条第一項第四号において同じ。）」と、「受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。））にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）」とあるのは「受けたとき」と、同法第五十条第一項第四号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会」とする。

(審査会への諮問)

第百五条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。

- 一 審査請求が不適法であり、却下する場合
- 二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

- 三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- 四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合
- 2 前項の規定により諮問をした行政機関の長等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
 - 一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この項及び第一百七条第一項第二号において同じ。）
 - 二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
 - 三 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- 3 前二項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準用する。この場合において、第一項中「情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）」とあるのは、「行政不服審査法第八十一条第一項又は第二項の機関」と読み替えるものとする。

（地方公共団体の機関等における審理員による審理手続に関する規定の適用除外等）

- 第百六条 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第九条第一項から第三項まで、第十七条、第四十条、第四十二条、第二章第四節及び第五十条第二項の規定は、適用しない。
- 2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての次の表の上欄に掲げる行政不服審査法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- （省 略）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

- 第一百七条 第八十六条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。
- 一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
 - 二 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者であ

る参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

- 2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、政令（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人にあっては、条例）で定めるところにより、行政不服審査法第四条の規定の特例を設けることができる。

第五款 条例との関係

第百八条 この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

第五節 行政機関等匿名加工情報の提供等

（行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等）

第百九条 行政機関の長等は、この節の規定に従い、行政機関等匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この節において同じ。）を作成することができる。

- 2 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。

一 法令に基づく場合（この節の規定に従う場合を含む。）

二 保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を加工して作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供するとき。

- 3 第六十九条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

- 4 前項の「削除情報」とは、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。

（提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載）

第百十条 行政機関の長等は、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルが第六十条第三項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第七十五条第一項の規定の適用については、同項中「第十号」とあるのは、「第十号並びに第百十条各号」とする。

一 第百十二条第一項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨

二 第一百二十二条第一項の提案を受ける組織の名称及び所在地

(提案の募集)

第百十一条 行政機関の長等は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に前条第一号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この節において同じ。）について、次条第一項の提案を募集するものとする。

(行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案)

第百十二条 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。

2 前項の提案は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を行政機関の長等に提出してしなければならない。

一 提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名

二 提案に係る個人情報ファイルの名称

三 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数

四 前号に掲げるもののほか、提案に係る行政機関等匿名加工情報の作成に用いる第百十六条第一項の規定による加工の方法を特定するに足りる事項

五 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法その他当該行政機関等匿名加工情報がその用に供される事業の内容

六 提案に係る行政機関等匿名加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間

七 提案に係る行政機関等匿名加工情報の漏えいの防止その他当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置

八 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

3 前項の書面には、次に掲げる書面その他個人情報保護委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

一 第一項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 前項第五号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面

(欠格事由)

第百十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の提案をすることができない。

一 未成年者

二 心身の故障により前条第一項の提案に係る行政機関等匿名加工情報をその用に供して

- 行ふ事業を適正に行うことができない者として個人情報保護委員会規則で定めるもの
- 三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 四 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
 - 五 第一百二十条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して二年を経過しない者
 - 六 法人その他の団体であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

(提案の審査等)

第百十四条 行政機関の長等は、第百十二条第一項の提案があつたときは、当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 第百十二条第一項の提案をした者が前条各号のいずれにも該当しないこと。
 - 二 第百十二条第二項第三号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める数以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
 - 三 第百十二条第二項第三号及び第四号に掲げる事項により特定される加工の方法が第百十六条第一項の基準に適合するものであること。
 - 四 第百十二条第二項第五号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
 - 五 第百十二条第二項第六号の期間が行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める期間を超えないものであること。
 - 六 第百十二条第二項第五号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第七号の措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
 - 七 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するものであること。
- 2 行政機関の長等は、前項の規定により審査した結果、第百十二条第一項の提案が前項各号に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。
- 一 次条の規定により行政機関の長等との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨
 - 二 前号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項
- 3 行政機関の長等は、第一項の規定により審査した結果、第百十二条第一項の提案が第一項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、個人情報保護委員会規則で

定めるところにより、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結)

第百十五条 前条第二項の規定による通知を受けた者は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、行政機関の長等との間で、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

(行政機関等匿名加工情報の作成等)

第百十六条 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。

2 前項の規定は、行政機関等から行政機関等匿名加工情報の作成の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(行政機関等匿名加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第百十七条 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成したときは、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第百十条の規定により読み替えて適用する第七十五条第一項の規定の適用については、同項中「並びに第百十条各号」とあるのは、「、第百十条各号並びに第百十七条各号」とする。

- 一 行政機関等匿名加工情報の概要として個人情報保護委員会規則で定める事項
- 二 次条第一項の提案を受ける組織の名称及び所在地
- 三 次条第一項の提案をすることができる期間

(作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等)

第百十八条 前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第一号に掲げる事項が記載された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。当該行政機関等匿名加工情報について第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

2 第百十二条第二項及び第三項並びに第百十三条から第百十五条までの規定は、前項の提案について準用する。この場合において、第百十二条第二項中「次に」とあるのは「第一号及び第四号から第八号までに」と、同項第四号中「前号に掲げるもののほか、提案」と

あるのは「提案」と、「の作成に用いる第百十六条第一項の規定による加工の方法を特定する」とあるのは「を特定する」と、同項第八号中「前各号」とあるのは「第一号及び第四号から前号まで」と、第百十四条第一項中「次に」とあるのは「第一号及び第四号から第七号までに」と、同項第七号中「前各号」とあるのは「第一号及び前三号」と、同条第二項中「前項各号」とあるのは「前項第一号及び第四号から第七号まで」と、同条第三項中「第一項各号」とあるのは「第一項第一号及び第四号から第七号まで」と読み替えるものとする。

(手数料)

第百十九条 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を行政機関の長と締結する者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 前条第二項において準用する第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を行政機関の長と締結する者は、政令で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

3 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。

4 前条第二項において準用する第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。

5 第百十五条の規定（前条第二項において準用する場合を含む。第八項及び次条において同じ。）により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を独立行政法人等と締結する者は、独立行政法人等の定めるところにより、利用料を納めなければならない。

6 前項の利用料の額は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、独立行政法人等が定める。

7 独立行政法人等は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

8 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方独立行政法人と締結する者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

9 前項の手数料の額は、実費を勘案し、かつ、第三項又は第四項の条例で定める手数料の額を参酌して、地方独立行政法人が定める。

10 地方独立行政法人は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除)

第百二十条 行政機関の長等は、第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

- 一 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。
- 二 第百十三条各号（第百十八条第二項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当することとなったとき。
- 三 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

（識別行為の禁止等）

第百二十一条 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

- 2 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報、第百九条第四項に規定する削除情報及び第百十六条第一項の規定により行った加工の方法に関する情報（以下この条及び次条において「行政機関等匿名加工情報等」という。）の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、行政機関等匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前二項の規定は、行政機関等から行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（従事者の義務）

第百二十二条 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

第百二十三条 行政機関等は、匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。）を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

- 2 行政機関等は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第四十三条第一項の規定により行われ

た加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

- 3 行政機関等は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 前二項の規定は、行政機関等から匿名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第六節 雑則

（適用除外等）

第二百二十四条 第四節の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。

- 2 保有個人情報（行政機関情報公開法第五条、独立行政法人等情報公開法第五条又は情報公開条例に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書等に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第四節（第四款を除く。）の規定の適用については、行政機関等に保有されていないものとみなす。

（適用の特例）

第二百五十五条 第五十八条第二項各号に掲げる者が行う当該各号に定める業務における個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いについては、この章（第一節、第六十六条第二項（第四号及び第五号（同項第四号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）において準用する同条第一項、第七十五条、前二節、前条第二項及び第二百二十七条を除く。）の規定、第七十六条及び第八十条の規定（これらの規定のうち第六十六条第二項第四号及び第五号（同項第四号に係る部分に限る。）に定める業務に係る部分を除く。）並びに第八十一条の規定は、適用しない。

- 2 第五十八条第一項各号に掲げる者による個人情報又は匿名加工情報の取扱いについては、同項第一号に掲げる者を独立行政法人等と、同項第二号に掲げる者を地方独立行政法人と、それぞれみなして、第一節、第七十五条、前二節、前条第二項、第二百二十七条及び次章から第八章まで（第七十六条、第八十条及び第八十一条を除く。）の規定を適用する。
- 3 第五十八条第一項各号及び第二項各号に掲げる者（同項各号に定める業務を行う場合に限る。）についての第九十八条の規定の適用については、同条第一項第一号中「第六十一条

第二項の規定に違反して保有されているとき、第六十三条の規定に違反して取り扱われているとき、第六十四条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき」とあるのは「第十八条若しくは第十九条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第二十条の規定に違反して取得されたものであるとき」と、同項第二号中「第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項」とあるのは「第二十七条第一項又は第二十八条」とする。

（権限又は事務の委任）

第二百二十六条 行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令）で定めるところにより、第二節から前節まで（第七十四条及び第四節第四款を除く。）に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第二百二十七条 行政機関の長等は、開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求又は第一百十二条第一項若しくは第一百十八条第一項の提案（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有する保有個人情報の特定又は当該提案に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（行政機関等における個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

第二百二十八条 行政機関の長等は、行政機関等における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（地方公共団体に置く審議会等への諮問）

第二百二十九条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

第六章 個人情報保護委員会

第一節 設置等

（設置）

第百三十条 内閣府設置法第四十九条第三項の規定に基づいて、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。

（任務）

第百三十一条 委員会は、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること（個人番号利用事務等実施者（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第十二条に規定する個人番号利用事務等実施者をいう。）に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。）を任務とする。

（所掌事務）

第百三十二条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 基本方針の策定及び推進に関すること。
- 二 個人情報取扱事業者における個人情報の取扱い、個人情報取扱事業者及び仮名加工情報取扱事業者における仮名加工情報の取扱い、個人情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者における匿名加工情報の取扱い並びに個人関連情報取扱事業者における個人関連情報の取扱いに関する監督、行政機関等における個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報の取扱いに関する監視並びに個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱いに関する苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること（第四号に掲げるものを除く。）。
- 三 認定個人情報保護団体に関すること。
- 四 特定個人情報（番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。）の取扱いに関する監視又は監督並びに苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること。
- 五 特定個人情報保護評価（番号利用法第二十七条第一項に規定する特定個人情報保護評価をいう。）に関すること。
- 六 個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用についての広報及び啓発に関すること。
- 七 前各号に掲げる事務を行うために必要な調査及び研究に関すること。
- 八 所掌事務に係る国際協力に関すること。
- 九 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき委員会に属させられた事務

(職権行使の独立性)

第百三十三条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

(組織等)

第百三十四条 委員会は、委員長及び委員八人をもって組織する。

- 2 委員のうち四人は、非常勤とする。
- 3 委員長及び委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。
- 4 委員長及び委員には、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用に関する学識経験のある者、消費者の保護に関して十分な知識と経験を有する者、情報処理技術に関する学識経験のある者、行政分野に関する学識経験のある者、民間企業の実務に関して十分な知識と経験を有する者並びに連合組織（地方自治法第二百六十三条の三第一項の連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。）の推薦する者が含まれるものとする。

(任期等)

第百三十五条 委員長及び委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員長及び委員は、再任されることができる。
- 3 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 4 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前条第三項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。
- 5 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(身分保障)

第百三十六条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

- 一 破産手続開始の決定を受けたとき。
- 二 この法律又は番号利用法の規定に違反して刑に処せられたとき。
- 三 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 四 委員会により、心身の故障のため職務を執行することができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められ

たとき。

(罷免)

第百三十七条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(委員長)

第百三十八条 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員会は、あらかじめ常勤の委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

(会議)

第百三十九条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員長及び四人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 第百三十六条第四号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。
- 5 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、前条第二項に規定する委員長を代理する者は、委員長とみなす。

(専門委員)

第百四十条 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、委員会の申出に基づいて内閣総理大臣が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、非常勤とする。

(事務局)

第百四十一条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(政治運動等の禁止)

第百四十二条 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

- 2 委員長及び常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

(秘密保持義務)

第百四十三条 委員長、委員、専門委員及び事務局の職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(給与)

第百四十四条 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(規則の制定)

第百四十五条 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、個人情報保護委員会規則を制定することができる。

第二節 監督及び監視

第一款 個人情報取扱事業者等の監督

(報告及び立入検査)

第百四十六条 委員会は、第四章（第五節を除く。次条及び第一百五十一条において同じ。）の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者（以下この款において「個人情報取扱事業者等」という。）その他の関係者に対し、個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報又は個人関連情報（以下この款及び第三款において「個人情報等」という。）の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該個人情報取扱事業者等その他の関係者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、個人情報等の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導及び助言)

第百四十七条 委員会は、第四章の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者

等に対し、個人情報等の取扱いに関し必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第百四十八条 委員会は、個人情報取扱事業者が第十八条から第二十条まで、第二十一条（第一項、第三項及び第四項の規定を第四十一条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十三条から第二十六条まで、第二十七条（第四項を除き、第五項及び第六項の規定を第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十八条、第二十九条（第一項ただし書の規定を第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十条（第二項を除き、第一項ただし書の規定を第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十二条、第三十三条（第一項（第五項において準用する場合を含む。）を除く。）、第三十四条第二項若しくは第三項、第三十五条（第一項、第三項及び第五項を除く。）、第三十八条第二項、第四十一条（第四項及び第五項を除く。）若しくは第四十三条（第六項を除く。）の規定に違反した場合、個人関連情報取扱事業者が第三十一条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第二十八条第三項若しくは第三十一条第三項において読み替えて準用する第三十条第三項若しくは第四項の規定に違反した場合、仮名加工情報取扱事業者が第四十二条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第二十七条第五項若しくは第六項若しくは第四十二条第三項において読み替えて準用する第二十三条から第二十五条まで若しくは第四十一条第七項若しくは第八項の規定に違反した場合又は匿名加工情報取扱事業者が第四十四条若しくは第四十五条の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 委員会は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 委員会は、前二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が第十八条から第二十条まで、第二十三条から第二十六条まで、第二十七条第一項、第二十八条第一項若しくは第三項、第四十一条第一項から第三項まで若しくは第六項から第八項まで若しくは第四十三条第一項、第二項若しくは第五項の規定に違反した場合、個人関連情報取扱事業者が第三十一条第一項若しくは同条第二項において読み替えて準用する第二十八条第三項の規定に違反した場合、仮名加工情報取扱事業者が第四十二条第一項若しくは同条第三項において読み替えて準用する第二十三条から第二十五条まで若しくは第四十一条第七項若しくは第八項の規定に違反した場合又は匿名加工情報取扱事業者が第四十五条の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正す

るために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 4 委員会は、前二項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた個人情報取扱事業者等がその命令に違反したときは、その旨を公表することができる。

(委員会の権限の行使の制限)

第百四十九条 委員会は、前三条の規定により個人情報取扱事業者等に対し報告若しくは資料の提出の要求、立入検査、指導、助言、勧告又は命令を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。

- 2 前項の規定の趣旨に照らし、委員会は、個人情報取扱事業者等が第五十七条第一項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に定める目的で個人情報等を取り扱う場合に限る。）に対して個人情報等を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

(権限の委任)

第百五十条 委員会は、緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いの確保を図る必要があることその他の政令で定める事情があるため、個人情報取扱事業者等に対し、第百四十八条第一項の規定による勧告又は同条第二項若しくは第三項の規定による命令を効果的に行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第二十六条第一項、第百四十六条第一項、第百六十二条において読み替えて準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第九十九条、第百一条、第百三条、第百五条、第百六条、第百八条及び第百九条、第百六十三条並びに第百六十四条の規定による権限を事業所管大臣に委任することができる。

- 2 事業所管大臣は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について委員会に報告するものとする。
- 3 事業所管大臣は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限について、その全部又は一部を内閣府設置法第四十三条の地方支分部局その他の政令で定める部局又は機関の長に委任することができる。
- 4 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び第二項の規定による権限（金融庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。
- 5 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限について、その一部を証券取引等監視委員会に委任することができる。
- 6 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第四項の規定により委任された権限（前項の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。
- 7 証券取引等監視委員会は、政令で定めるところにより、第五項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。
- 8 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、証

券取引等監視委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

- 9 第五項の場合において、証券取引等監視委員会が行う報告又は資料の提出の要求（第七項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。）についての審査請求は、証券取引等監視委員会に対してのみ行うことができる。

（事業所管大臣の請求）

第百五十一条 事業所管大臣は、個人情報取扱事業者等に第四章の規定に違反する行為があると認めるときその他個人情報取扱事業者等による個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、委員会に対し、この法律の規定に従い適切な措置をとるべきことを求めることができる。

（事業所管大臣）

第百五十二条 この款の規定における事業所管大臣は、次のとおりとする。

- 一 個人情報取扱事業者等が行う個人情報等の取扱いのうち雇用管理に関するものについては、厚生労働大臣（船員の雇用管理に関するものについては、国土交通大臣）及び当該個人情報取扱事業者等が行う事業を所管する大臣、国家公安委員会又はカジノ管理委員会（次号において「大臣等」という。）
- 二 個人情報取扱事業者等が行う個人情報等の取扱いのうち前号に掲げるもの以外のものについては、当該個人情報取扱事業者等が行う事業を所管する大臣等

第二款 認定個人情報保護団体の監督

（報告の徴収）

第百五十三条 委員会は、第四章第五節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務に関し報告をさせることができる。

（命令）

第百五十四条 委員会は、第四章第五節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務の実施の方法の改善、個人情報保護指針の変更その他の必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

（認定の取消し）

第百五十五条 委員会は、認定個人情報保護団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- 一 第四十八条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
- 二 第四十九条各号のいずれかに適合しなくなったとき。

- 三 第五十五条の規定に違反したとき。
 - 四 前条の命令に従わないとき。
 - 五 不正の手段により第四十七条第一項の認定又は第五十条第一項の変更の認定を受けたとき。
- 2 委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第三款 行政機関等の監視

(資料の提出の要求及び実地調査)

第百五十六条 委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等（会計検査院長を除く。以下この款において同じ。）に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いに関する事務の実施状況について、資料の提出及び説明を求め、又はその職員に実地調査をさせることができる。

(指導及び助言)

第百五十七条 委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いについて、必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告)

第百五十八条 委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いについて勧告をすることができる。

(勧告に基づいてとった措置についての報告の要求)

第百五十九条 委員会は、前条の規定により行政機関の長等に対し勧告をしたときは、当該行政機関の長等に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

(委員会の権限の行使の制限)

第百六十条 第百四十九条第一項の規定の趣旨に照らし、委員会は、行政機関の長等が第五十七条第一項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に定める目的で個人情報等を取り扱う場合に限る。）に対して個人情報等を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

第三節 送達

(送達すべき書類)

第百六十一条 第百四十六条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の要求、第百四十八条第一項の規定による勧告若しくは同条第二項若しくは第三項の規定による命令、第百五十三条の規定による報告の徴収、第百五十四条の規定による命令又は第百五十五条第一項の規定による取消しは、個人情報保護委員会規則で定める書類を送達して行う。

- 2 第百四十八条第二項若しくは第三項若しくは第百五十四条の規定による命令又は第百五十五条第一項の規定による取消しに係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項又は第三十条の通知は、同法第十五条第一項及び第二項又は第三十条の書類を送達して行う。この場合において、同法第十五条第三項（同法第三十一条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

(送達に関する民事訴訟法の準用)

第百六十二条 前条の規定による送達については、民事訴訟法第九十九条、第百一条、第百三条、第百五条、第百六条、第百八条及び第百九条の規定を準用する。この場合において、同法第九十九条第一項中「執行官」とあるのは「個人情報保護委員会の職員」と、同法第百八条中「裁判長」とあり、及び同法第百九条中「裁判所」とあるのは「個人情報保護委員会」と読み替えるものとする。

(公示送達)

第百六十三条 委員会は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。

- 一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合
 - 二 外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）においてすべき送達について、前条において読み替えて準用する民事訴訟法第百八条の規定によることができず、又はこれによっても送達をすることができないと認めるべき場合
 - 三 前条において読み替えて準用する民事訴訟法第百八条の規定により外国の管轄官庁に嘱託を発した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合
- 2 公示送達は、送達をすべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を委員会の掲示場に掲示することにより行う。
 - 3 公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによって、その効力を生ずる。
 - 4 外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、前項の期間は、六週間とする。

(電子情報処理組織の使用)

第百六十四条 委員会の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第九号に規定する処分通知等であって第百六十一条の規定により書類を送達して行うこととしているものに関する事務を、同法第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行ったときは、第百六十二条において読み替えて準用する民事訴訟法第百九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならない。

第四節 雑則

（施行の状況の公表）

第百六十五条 委員会は、行政機関の長等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 委員会は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（地方公共団体による必要な情報の提供等の求め）

第百六十六条 地方公共団体は、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができる。

2 委員会は、前項の規定による求めがあったときは、必要な情報の提供又は技術的な助言を行うものとする。

（条例を定めたときの届出）

第百六十七条 地方公共団体の長は、この法律の規定に基づき個人情報の保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、その旨及びその内容を委員会に届け出なければならない。

2 委員会は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

3 前二項の規定は、第一項の規定による届出に係る事項の変更について準用する。

（国会に対する報告）

第百六十八条 委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

（案内所の整備）

第百六十九条 委員会は、この法律の円滑な運用を確保するため、総合的な案内所を整備するものとする。

(地方公共団体が処理する事務)

第百七十条 この法律に規定する委員会の権限及び第百五十条第一項又は第四項の規定により事業所管大臣又は金融庁長官に委任された権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

第七章 雑則

(適用範囲)

第百七十一条 この法律は、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者が、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して、国内にある者を本人とする個人情報、当該個人情報として取得されることとなる個人関連情報又は当該個人情報をを用いて作成された仮名加工情報若しくは匿名加工情報を、外国において取り扱う場合についても、適用する。

(外国執行当局への情報提供)

第百七十二条 委員会は、この法律に相当する外国の法令を執行する外国の当局（以下この条において「外国執行当局」という。）に対し、その職務（この法律に規定する委員会の職務に相当するものに限る。次項において同じ。）の遂行に資すると認める情報の提供を行うことができる。

2 前項の規定による情報の提供については、当該情報が当該外国執行当局の職務の遂行以外に使用されず、かつ、次項の規定による同意がなければ外国の刑事事件の捜査（その対象たる犯罪事実が特定された後のものに限る。）又は審判（同項において「捜査等」という。）に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

3 委員会は、外国執行当局からの要請があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の規定により提供した情報を当該要請に係る外国の刑事事件の捜査等に使用することについて同意をすることができる。

一 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について捜査等を行う目的で行われたものと認められるとき。

二 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たるものではないとき。

三 日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請国の保証がないとき。

4 委員会は、前項の同意をする場合においては、あらかじめ、同項第一号及び第二号に該

当しないことについて法務大臣の確認を、同項第三号に該当しないことについて外務大臣の確認を、それぞれ受けなければならない。

（国際約束の誠実な履行等）

第百七十三条 この法律の施行に当たっては、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないように留意するとともに、確立された国際法規を遵守しなければならない。

（連絡及び協力）

第百七十四条 内閣総理大臣及びこの法律の施行に関係する行政機関の長（会計検査院長を除く。）は、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

（政令への委任）

第百七十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第八章 罰則

第百七十六条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第六十六条第二項各号に定める業務若しくは第七十三条第五項若しくは第二百十一条第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百七十七条 第百四十三条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百七十八条 第百四十八条第二項又は第三項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百七十九条 個人情報取扱事業者（その者が法人（法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第百八十四条第一項において同じ。）である場合にあっては、その役員、代表者又は管理人）若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを

含む。)を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百八十条 第百七十六条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百八十一条 行政機関等の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百八十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第百四十六条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 二 第百五十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第百八十三条 第百七十六条、第百七十七条及び第百七十九条から第百八十一条までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第百八十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第百七十八条及び第百七十九条 一億円以下の罰金刑
- 二 第百八十二条 同条の罰金刑

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第百八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第三十条第二項（第三十一条第三項において準用する場合を含む。）又は第五十六条の規定に違反した者
- 二 第五十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 偽りその他不正の手段により、第八十五条第三項に規定する開示決定に基づく保有個

人情報の開示を受けた者

附 則 抄

(行政機関等匿名加工情報に関する経過措置)

第七条 都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市以外の地方公共団体の機関並びに地方独立行政法人についての第百十条及び第百十一条の規定の適用については、当分の間、第百十条中「行政機関の長等は、」とあるのは「行政機関の長等は、次条の規定による募集をしようとする場合であつて、」と、第百十一条中「ものとする」とあるのは「ことができる」とする。

別表第一（第二条関係）

（省 略）

別表第二（第二条、第五十八条関係）

（省 略）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 （略）

三 附則第七条第三項の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第十七条、第三十五条、第四十四条、第五十条及び第五十八条並びに次条、附則第三条、第五条、第六条、第七条（第三項を除く。）、第十三条、第十四条、第十八条（戸籍法第二百二十九条の改正規定（「戸籍の」の下に「正本及び」を加える部分を除く。）に限る。）、第十九条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第二十九条（住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定を除く。）、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十五条まで、第四十条、第四十二条、第四十四条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条から第五十二条まで、第五十三条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十五条の二第一項、第五項、第六項及び第九項の改正規定並びに同法第五十二条の三の改正規定を除く。）、第五十五条（がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第三十五条の改正規定（「（条例を含む。）」を削る部分に限る。）を除く。）、第五十六条、第五十八条、第六十四条、第六十五条、第六十八条及び第六十九条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

五 （略）

六 附則第八条第二項及び第九条第三項の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

七 第二十七条（住民基本台帳法第二十四条の二の改正規定及び同法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。）、第四十八条（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第七十一条の二を同法第七十一条の三とし、同法第七十一条の次に一条を加える改正規定を除く。）、第四十九条及び第五十一条並びに附則第九条（第三項を除く。）、第十条、第十五条、第十八条（戸籍法第二百二十九条の改正規定（「戸籍の」の下に「正本及び」を加える部分に限る。）に限る。）、第二十二条、第二十五条、第二十六条、第二十八条、第二十九条（住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。）、第三十九条、第四十三条、第四十七条、第四十九条、第五十四条、第五十五条（がん登録等の推進に関する法律第三十五条の改正規定（「（条例を含む。）」を削る部分に限る。）に限る。）、第五十七条、第六十六条及び第七十条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

八～十 （略）

（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止）

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

- 一 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）
- 二 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）

（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴う経過措置）

第三条 次に掲げる者に係る前条第一号の規定による廃止前の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下この条において「旧行政機関個人情報保護法」という。）第七条若しくは第四十四条の十六又は前条第二号の規定による廃止前の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下この条において「旧独立行政法人等個人情報保護法」という。）第八条若しくは第四十四条の十六の規定によるその業務に関して知り得た旧行政機関個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報（以下この条において「旧行政機関個人情報」という。）若しくは旧行政機関個人情報保護法第四十四条の十五第一項に規定する行政機関非識別加工情報等（以下この条において「旧行政機関非識別加工情報等」という。）又は旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報（以下この条において「旧独立行政法人等個人情報」という。）若しくは旧独立行政法人等個人情報保護法第四十四条の十五第一項に規定する独立行政法人等非識別加工情報等（以下この条において「旧独立行政法人等非識別加工情報等」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

- 一 前条の規定の施行の際現に旧行政機関個人情報保護法第二条第一項に規定する行政機関（以下この条において「旧行政機関」という。）の職員である者又は前条の規定の施行前において旧行政機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧行政機関個人情報又は旧行政機関非識別加工情報等の取扱いに従事していた者
- 二 前条の規定の施行前において旧行政機関から旧行政機関個人情報又は旧行政機関非識別加工情報等の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
- 三 前条の規定の施行の際現に旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第一項に規定する独立行政法人等（以下この条において「旧独立行政法人等」という。）の役員若しくは職員である者又は前条の規定の施行前において旧独立行政法人等の役員若しくは職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧独立行政法人等個人情報又は旧独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いに従事していた者
- 四 前条の規定の施行前において旧独立行政法人等から旧独立行政法人等個人情報又は旧

独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

- 2 前条の規定の施行の日（次項及び第七項において「附則第二条施行日」という。）前に旧行政機関個人情報保護法第十二条第一項若しくは第二項、第二十七条第一項若しくは第二項若しくは第三十六条第一項若しくは第二項又は旧独立行政法人等個人情報保護法第十二条第一項若しくは第二項、第二十七条第一項若しくは第二項若しくは第三十六条第一項若しくは第二項の規定による請求がされた場合における旧行政機関個人情報保護法又は旧独立行政法人等個人情報保護法に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 3 附則第二条施行日前に旧行政機関個人情報保護法第四十四条の五第一項若しくは第四十四条の十二第一項又は旧独立行政法人等個人情報保護法第四十四条の五第一項若しくは第四十四条の十二第一項の提案がされた場合における旧行政機関個人情報保護法又は旧独立行政法人等個人情報保護法に規定する行政機関非識別加工情報又は独立行政法人等非識別加工情報の作成及び提供、提案の審査、第三者に対する意見書提出の機会の付与、利用に関する契約の締結及び解除、手数料の納付その他の手続については、なお従前の例による。
- 4 第五十条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（以下この条及び附則第七条において「第五十条改正後個人情報保護法」という。）第百十一条の規定の適用については、旧行政機関個人情報保護法又は旧独立行政法人等個人情報保護法の規定により刑に処せられた者は第五十条改正後個人情報保護法の規定により刑に処せられた者と、旧行政機関個人情報保護法第四十四条の十四又は旧独立行政法人等個人情報保護法第四十四条の十四の規定により行政機関非識別加工情報又は独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を解除された者は第五十条改正後個人情報保護法第百十八条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除された者と、それぞれみなす。
- 5 第五十条改正後個人情報保護法第百十六条第一項の規定の適用については、旧行政機関個人情報保護法第四十四条の十一（第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定により個人情報ファイル簿に同条第一号に掲げる事項が記載された行政機関非識別加工情報又は旧独立行政法人等個人情報保護法第四十四条の十一（第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定により個人情報ファイル簿に同条第一号に掲げる事項が記載された独立行政法人等非識別加工情報は第五十条改正後個人情報保護法第百十五条の規定により個人情報ファイル簿に同条第一号に掲げる事項が記載された行政機関等匿名加工情報と、旧行政機関個人情報保護法第四十四条の九（旧行政機関個人情報保護法第四十四条の十二第二項において準用する場合を含む。）（第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定により行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者又は旧独立行政法人等個人情報保護法第四十四条の九（旧独立行政法人等個人情報保護法第四十四条の十二第二項において準用する場合を含む。）（第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者は第五十条改正後個人

情報保護法第百十三条（第五十条改正後個人情報保護法第百十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者と、それぞれみなす。

- 6 第五十条改正後個人情報保護法第百十九条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、旧行政機関個人情報保護法第四十四条の十第一項又は旧独立行政法人等個人情報保護法第四十四条の十第一項の規定により行った加工の方法に関する情報は、第五十条改正後個人情報保護法第百十四条第一項の規定により行った加工の方法に関する情報とみなす。
- 7 附則第二条施行日前に旧行政機関個人情報保護法又は旧独立行政法人等個人情報保護法の規定により個人情報保護委員会又は総務大臣がした又はすべき処分その他の行為は、附則第二条施行日以後は、この附則に別段の定めがあるものを除き、第五十条改正後個人情報保護法の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会がした又はすべき処分その他の行為とみなす。
- 8 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧行政機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧行政機関個人情報保護法第二条第六項に規定する個人情報ファイルであって同項第一号に係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
 - 一 前条の規定の施行の際現に旧行政機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧行政機関の職員であった者
 - 二 第一項第二号に掲げる者
- 9 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧独立行政法人等が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第六項に規定する個人情報ファイルであって同項第一号に係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
 - 一 前条の規定の施行の際現に旧独立行政法人等の役員若しくは職員である者又は同条の規定の施行前において旧独立行政法人等の役員若しくは職員であった者
 - 二 第一項第四号に掲げる者
- 10 第八項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧行政機関が保有していた旧行政機関個人情報保護法第二条第五項に規定する保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 11 第九項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧独立行政法人等が保有していた旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第五項に規定する保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、

又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 12 第八項から前項までの規定は、日本国外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

(第五十条の規定の施行に伴う経過措置)

第七条 第五十条の規定の施行の日（以下この条において「第五十条施行日」という。）前に別表第二法人等（第五十条改正後個人情報保護法別表第二に掲げる法人、第五十条改正後個人情報保護法第五十八条第二項の規定により第五十条改正後個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者、同条第五項に規定する仮名加工情報取扱事業者若しくは同条第七項に規定する個人関連情報取扱事業者とみなされる独立行政法人労働者健康安全機構又は同条第八項に規定する学術研究機関等である同条第二項に規定する個人情報取扱事業者をいう。以下この条において同じ。）に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第十七条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において第五十条改正後個人情報保護法第十八条第一項又は第二項の同意があったものとみなす。

- 2 第五十条施行日前に別表第二法人等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第二十七条第一項の規定による個人データの第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において同項の同意があったものとみなす。
- 3 第五十条改正後個人情報保護法第二十七条第二項の規定により個人データを第三者に提供しようとする別表第二法人等は、第五十条施行日前においても、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項各号に掲げる事項に相当する事項について、本人に通知するとともに、個人情報保護委員会に届け出ることができる。この場合において、当該通知及び届出は、第五十条施行日以後は、同項の規定による通知及び届出とみなす。
- 4 第五十条改正後個人情報保護法第二十七条第五項第三号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、第五十条施行日前に、別表第二法人等により本人に通知されているときは、当該通知は、第五十条施行日以後は、同号の規定による通知とみなす。
- 5 第五十条施行日前に別表第二法人等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第二十八条第一項の規定による個人データの外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において同項の同意があったものとみなす。
- 6 第五十条改正後個人情報保護法第二十八条第二項の規定は、別表第二法人等が第五十条施行日以後に第五十条改正後個人情報保護法第二十八条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。

- 7 第五十条改正後個人情報保護法第二十八条第三項の規定は、別表第二法人等が第五十条施行日以後に個人データを同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。
- 8 第五十条施行日前に別表第二法人等に対しされた本人の個人関連情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第三十一条第一項第一号の規定による個人関連情報の第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において同号の同意があったものとみなす。
- 9 第五十条改正後個人情報保護法第三十一条第二項において読み替えて準用する第五十条改正後個人情報保護法第二十八条第三項の規定は、別表第二法人等が第五十条施行日以後に個人関連情報を同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。
- 10 第五十条施行日前に第五十条改正後個人情報保護法第二条第十一項に規定する行政機関等（第五十条改正後個人情報保護法第五十八条第二項の規定により第五十条改正後個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者とみなされる独立行政法人労働者健康安全機構を除く。以下この条において「行政機関等」という。）に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第六十一条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することを認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において第五十条改正後個人情報保護法第六十九条第二項第一号の同意があったものとみなす。
- 11 第五十条施行日前に行政機関等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第七十一条第一項の規定による保有個人情報の外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において同項の同意があったものとみなす。
- 12 第五十条改正後個人情報保護法第七十一条第二項の規定は、行政機関等が第五十条施行日以後に第五十条改正後個人情報保護法第七十一条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。
- 13 第五十条改正後個人情報保護法第七十一条第三項の規定は、行政機関等が第五十条施行日以後に保有個人情報を同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。
- 14 第五十条施行日において現に第五十条改正後個人情報保護法第二条第八項に規定する行政機関が保有している第五十条改正後個人情報保護法第六十条第二項に規定する個人情報ファイルについての第五十条改正後個人情報保護法第七十四条第一項の規定の適用については、同項中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ」とあるのは「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）第五十条の規定の施行後遅滞なく」とする。

(第五十一条の規定の施行に伴う準備行為)

第八条 国は、第五十一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律(以下この条、次条及び附則第十条第一項において「第五十一条改正後個人情報保護法」という。)の規定による地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の保有する個人情報の適正な取扱いを確保するため、地方公共団体に対して必要な資料の提出を求めることその他の方法により地方公共団体の機関及び地方独立行政法人における第五十一条改正後個人情報保護法の施行のために必要な準備行為の実施状況を把握した上で、必要があると認めるときは、当該準備行為について技術的な助言又は勧告をするものとする。

- 2 第五十一条改正後個人情報保護法第百六十七条第一項の規定による届出は、第五十一条の規定の施行の日(次条において「第五十一条施行日」という。)前においても行うことができる。

(第五十一条の規定の施行に伴う経過措置)

第九条 第五十一条施行日前に特定地方独立行政法人等(第五十一条改正後個人情報保護法第五十八条第一項第二号に掲げる者又は同条第二項の規定により第五十一条改正後個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者、同条第五項に規定する仮名加工情報取扱事業者若しくは同条第七項に規定する個人関連情報取扱事業者とみなされる第五十一条改正後個人情報保護法第五十八条第二項第一号に掲げる者をいう。以下この条において同じ。)に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第十七条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において第五十一条改正後個人情報保護法第十八条第一項又は第二項の同意があったものとみなす。

- 2 第五十一条施行日前に特定地方独立行政法人等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第二十七条第一項の規定による個人データの第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において同項の同意があったものとみなす。
- 3 第五十一条改正後個人情報保護法第二十七条第二項の規定により個人データを第三者に提供しようとする特定地方独立行政法人等は、第五十一条施行日前においても、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項各号に掲げる事項に相当する事項について、本人に通知するとともに、個人情報保護委員会に届け出ることができる。この場合において、当該通知及び届出は、第五十一条施行日以後は、同項の規定による通知及び届出とみなす。
- 4 第五十一条改正後個人情報保護法第二十七条第五項第三号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、第五十一条施行日前に、特定地方独立行政法人等により本人に通知されているときは、当該

通知は、第五十一条施行日以後は、同号の規定による通知とみなす。

- 5 第五十一条施行日前に特定地方独立行政法人等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第一項の規定による個人データの外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において同項の同意があったものとみなす。
- 6 第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第二項の規定は、特定地方独立行政法人等が第五十一条施行日以後に第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。
- 7 第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第三項の規定は、特定地方独立行政法人等が第五十一条施行日以後に個人データを同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。
- 8 第五十一条施行日前に特定地方独立行政法人等に対しされた本人の個人関連情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第三十一条第一項第一号の規定による個人関連情報の第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において同号の同意があったものとみなす。
- 9 第五十一条改正後個人情報保護法第三十一条第二項において読み替えて準用する第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第三項の規定は、特定地方独立行政法人等が第五十一条施行日以後に個人関連情報を同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。
- 10 第五十一条施行日前に第五十一条改正後個人情報保護法第二条第十一項第二号又は第四号に掲げる者（第五十一条改正後個人情報保護法第五十八条第二項の規定により第五十一条改正後個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者とみなされる第五十一条改正後個人情報保護法第五十八条第二項第一号に掲げる者を除く。以下この条において同じ。）に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第六十一条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することを認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において第五十一条改正後個人情報保護法第六十九条第二項第一号の同意があったものとみなす。
- 11 第五十一条施行日前に第五十一条改正後個人情報保護法第二条第十一項第二号又は第四号に掲げる者に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第一項の規定による保有個人情報の外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において同項の同意があったものとみなす。
- 12 第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第二項の規定は、第五十一条改正後個人情報保護法第二条第十一項第二号又は第四号に掲げる者が第五十一条施行日以後に第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適

用する。

- 13 第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第三項の規定は、第五十一条改正後個人情報保護法第二条第十一項第二号又は第四号に掲げる者が第五十一条施行日以後に保有個人情報を第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第三項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

（第五十一条と条例との関係）

第十条 地方公共団体の条例の規定で、第五十一条改正後個人情報保護法で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、第五十一条の規定の施行と同時に、その効力を失うものとする。

- 2 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

「個人情報保護制度の見直しについて（答申）」

令和４年９月

大阪市個人情報保護審議会

「答申」についてのお問い合わせ先

—大阪市が保有する個人情報の保護について—

総務局行政部行政課（情報公開グループ）

〒530－8201 大阪市北区中之島１丁目３番２０号

電 話 ０６－６２０８－９８２６

—事業者が取り扱う個人情報の保護について—

市民局ダイバーシティ推進室人権企画課

〒530－8201 大阪市北区中之島１丁目３番２０号

電 話 ０６－６２０８－７６１１